

# 第 11　社会福祉法人制度等について（福祉基盤課）

## 1　社会福祉連携推進法人制度について

### （1）社会福祉連携推進法人制度の趣旨等について（資料第 11-1～4 参照）

令和 4 年 4 月から社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）制度が施行され、令和 7 年 11 月末時点で、33 法人が設立された。

連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設したものであり、その設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

この連携推進法人は、2 以上の社会福祉法人が社員として参画し、以下の 6 つの「社会福祉連携推進業務」のうちから、1 つ以上の業務を行うことで設立が可能である。

- |            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| ① 地域福祉支援業務 | ② 災害時支援業務 | ③ 経営支援業務  |
| ④ 貸付業務     | ⑤ 人材確保等業務 | ⑥ 物資等供給業務 |

今後、少子高齢化や人口減少等により、地域ニーズの変化が見込まれ、社会福祉法人はこうした変化に的確に対応し、自ら提供する福祉サービスの質を確保しつつ、その経営を持続可能なものとしていくことが求められている。こうした中で、連携推進法人の枠組みを活用することにより、スケールメリットの導入による経営コストの縮減、法人間のサービス手法・人材育成等のノウハウ共有、地域に不足するサービス資源の創出など、地域ニーズの変化に対応していくための様々な効果が期待できることから、本制度の趣旨等について十分ご理解をいただいた上、地域において有効に活用されるよう、関係者に対する制度及び先行している実践事例の周知にご協力をいただきたい。

連携推進法人の立ち上げに当たっては、設立準備会や合同研修会の開催経費、法人登記費用等の設立に必要となる経費に対して、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」のうち「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」として国庫補助を行っている。また、令和7年度補正予算において、設立後における連携推進法人の先駆的な社会福祉連携推進業務への助成など設立を支援するための補助として、「社会福祉法人連携・協働支援事業」を計上したところである。

関係者への周知をお願いするとともに、これらの施策の活用を通じて、法人の希望に応じた連携を支援できるよう、積極的な活用をお願いしたい。

※ 連携推進法人に関する情報は、厚生労働省ホームページにおいて、隨時公表しているので、適宜ご参照いただきたい。

また、昨年12月に、社会保障審議会福祉部会において、連携推進法人制度の活用を一層促進する観点から、

- ① 事務負担の軽減を図るとともに、一定の要件を満たす場合には、第二種社会福祉事業及び社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする福祉サービスについて行うことを可能とすること、
- ② 地域において不可欠な社会福祉事業等を維持するために、土地・建物等について貸与を受けた新たなサービス主体が、当該地域の社会福祉事業等への参入を可能とするため、社員法人間の土地・建物等の貸付に関する支援業務を行うこと

として、対応の方向性が示されていることを踏まえ、今後、検討を進めるここととしているので、ご了知願いたい。

＜厚生労働省ホームページ＞

- ・社会福祉連携推進法人制度

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20378.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html)

- ・介護施設・事業所の協働化・大規模化

～協働化・大規模化による介護経営の改善に関する政策パッケージ～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kyoudouka.html>

＜「社会福祉連携推進法人、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業事例集（2024年度版）」掲載先ホームページ＞

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2025.html>

※事例集を参照ください。

## （2）社会福祉連携推進法人の認定所轄庁の役割について

連携推進法人は、社会福祉連携業務の全部又はいずれかを行う一般社団法人が認定を受けることができる仕組みであるが、その認定等に係る事務処理については、都道府県等が認定所轄庁としてこれを担うこととなる。

認定所轄庁においては、

- ① 社会福祉連携推進認定及び認定の公示
  - ② 定款変更の認可、社会福祉連携推進方針の変更認定、代表理事の選定・解職認可
  - ③ 認定の取消、認定取消の公示、認定取消に係る変更登記の嘱託
  - ④ 連携推進法人に対する指導監査の実施、一時役員・代表理事の選任
- などの役割を担うこととなるので、円滑に管内関係者からの設立相談や申請を受け付け、的確な事務処理を行うことができるよう、引き続き、庁内における適切な体制の整備をお願いしたい。

また、現に連携推進法人を所管している認定所轄庁においては、管内の連携推進法人に対する一般監査について、引き続き対応に遺漏なきようお願いしたい。

## **2 社会福祉法人関連予算について**

### （1）「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」（資料第11-5参照）

本事業は、利用者の減少や職員等の不足により、法人単独では事業を実施することが困難な状況下において、小規模な法人等においても「地域における公益的な取組」を行えるよう、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための取組の推進を目的としている。

令和 8 年度予算案においても必要な予算額を確保したところであり、法人の意向に応じた連携を支援できるよう、引き続き推進いただきたい。

#### (2) 「社会福祉法人連携・協働支援事業」（資料第 11-6 参照）

本事業は、社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため法人間の連携・協働が必要である。地域の福祉ニーズに応えられるよう、自治体が主体となって行う社会福祉法人等が連携・協働化を進めるきっかけとなる取組を支援するとともに連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な取組への支援を行うことを目的として、令和 7 年度補正予算に計上したところであり、積極的に活用いただきたい。

### 3 社会福祉法人制度の運営について

#### (1) 社会福祉法人制度改革について（資料第 11-7 参照）

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号。以下「平成 28 年改正法」という。）では、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から改正が行われたところである。

社会福祉法人が、多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対応し、地域共生社会の重要な担い手としての役割を果たせるよう、引き続き、各法人、所轄庁において必要な取組を進めていただきたい。

また、昨年 12 月に、社会保障審議会福祉部会において、既存施設の土地・建物等を有効活用する観点から、社会福祉法人がやむを得ず解散する場合に、社会福祉事業を現に行っていない地方公共団体であっても、地域に不可欠な社会福祉事業の維持のために有効活用する場合には、残余財産の帰属を受けることができることとする必要があるとして、対応の方向性が示されていることを踏まえ、今後、検討を進めることとしているので、ご了知願いたい。

## (2) 「地域における公益的な取組」の積極的な実施について (資料第11-8、9参照)

「地域における公益的な取組」については、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第24条第2項の規定により、全ての社会福祉法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課せられている。その具体的な運用については、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成30年1月23日付け社援基発0123第1号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によりお示しをしているので、各所轄庁におかれでは、本通知の趣旨も踏まえ、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場の提供をお願いしたい。

また、「地域における公益的な取組」の積極実施等については、「地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について」（令和4年1月5日社援発0105第1号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「積極実施通知」という。）及び「社会福祉法人の生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集について（周知）」（令和4年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）においてお示ししているので、こうした好事例を周知することなどを通じて、法人の地域における取組を促す環境整備をお願いしたい。

## (3) 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、法第55条の2の規定に基づき、社会福祉法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされている。当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や使途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度6月30日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされており、その具体的な事務処理については、「社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理基準」（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号、厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）によりお示ししている。

各所轄庁におかれては、これらの社会福祉充実残額が、各地域の中で有効に活用されるよう、社会福祉充実計画の実施状況の把握に努めるとともに、法人に対する必要な助言をお願いしたい。併せて、積極実施通知において、社会福祉充実計画の策定に当たっては、地域公益事業を積極的に実施いただくとともに、職員の処遇改善も可能な限り優先的に検討いただきたいとしていることも踏まえつつ、引き続き、社会福祉充実計画を策定する法人の手続及び既に策定した社会福祉充実計画の変更手続に遗漏のないよう、必要な事務処理をお願いする。

#### (4) 法人に対する指導監査の適正な実施について

社会福祉法人の指導監査については、平成 29 年度より、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号関係局長連名通知) により実施していただいているが、今後とも、平成 28 年改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、監査の基準を明確化(ローカルルールの是正を含む。)し、指導監査の効率化・重点化を図ったという趣旨を踏まえ、適切に法人の指導監査を実施していただきたい。

#### (5) 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

(資料第 11-10 参照)

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」(以下「電子開示システム」という。)は、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められていることから、平成 28 年改正法に基づき、独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。)において電子開示システムの運用を行っているところである。

令和 7 年 11 月 14 日現在で、21,029 法人が電子開示システムによる現況報告書等の届出を行ったところであり、本システムの活用が進んでいる。本システムによる届出の推進に対してご理解、ご協力いただき感謝申し上げるとともに、未活用の法人に対する支援等を引き続きお願いする。

なお、来年度の電子開示システムにかかるスケジュールについては、福祉医療機構より各法人に対して別途連絡することとしているが、現段階では、4月1日から入力シートのダウンロード等の運用を開始する予定としているのでご承知おきいただきたい。

法人に関する情報に係るデータベースとして、国民に対するインターネット等を通じた迅速な情報提供に資する電子開示システムの趣旨を踏まえた対応に引き続きご協力いただくとともに、法第59条の2第2項において、都道府県は、管内の社会福祉法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、必要な統計等を作成し、その公表に努めることとされていることから、社会福祉法人の適正な経営と一層のガバナンスの確保を図るため、今後も積極的な活用をお願いしたい。

また、電子開示システムでは、令和6年度から所轄庁に対して、所管する法人の財務諸表等から収益性、安定性、持続性、合理性、効率性、経営自立性の観点から指標化した、分析用スコアカードや計算書類及び経営指標をCSV形式にしたファイル（分析用CSVファイル）を提供しているところである。

これまで、分析用スコアカード等は、所轄庁において、管内法人の経営状況等を的確に捉え、適時の指導を行うことに資するよう積極的な活用をお願いしてきたところであるが、法人においても、分析用スコアカードの活用などにより、所轄庁の支援も得ながら、自らの経営状況に対する認識を深め、課題の早期発見・早期対応につなげていくことが必要であることから、令和7年10月より、法人に対しても自法人に関する分析用スコアカードの提供を開始しているところであるため、法人に対して積極的に活用するよう、周知いただきたい。

## (6) 独立行政法人福祉医療機構による「合併支援業務」について

(資料第 11-11 参照)

令和 7 年度から新たに福祉医療機構において、合併を検討・希望する社会福祉法人から情報の登録を受け付け、希望する条件に合致する法人同士を引き合わせる社会福祉法人合併支援業務が実施されている。本事業は、合併を検討する社会福祉法人からのマッチング希望の相談・情報登録を受け、合併候補検討先の紹介及び顔合わせの調整等までを行うものであり、法人へ周知いただくとともに、法人から相談等があった際には積極的に活用されたい。

# 社会福祉連携推進法人制度の概要

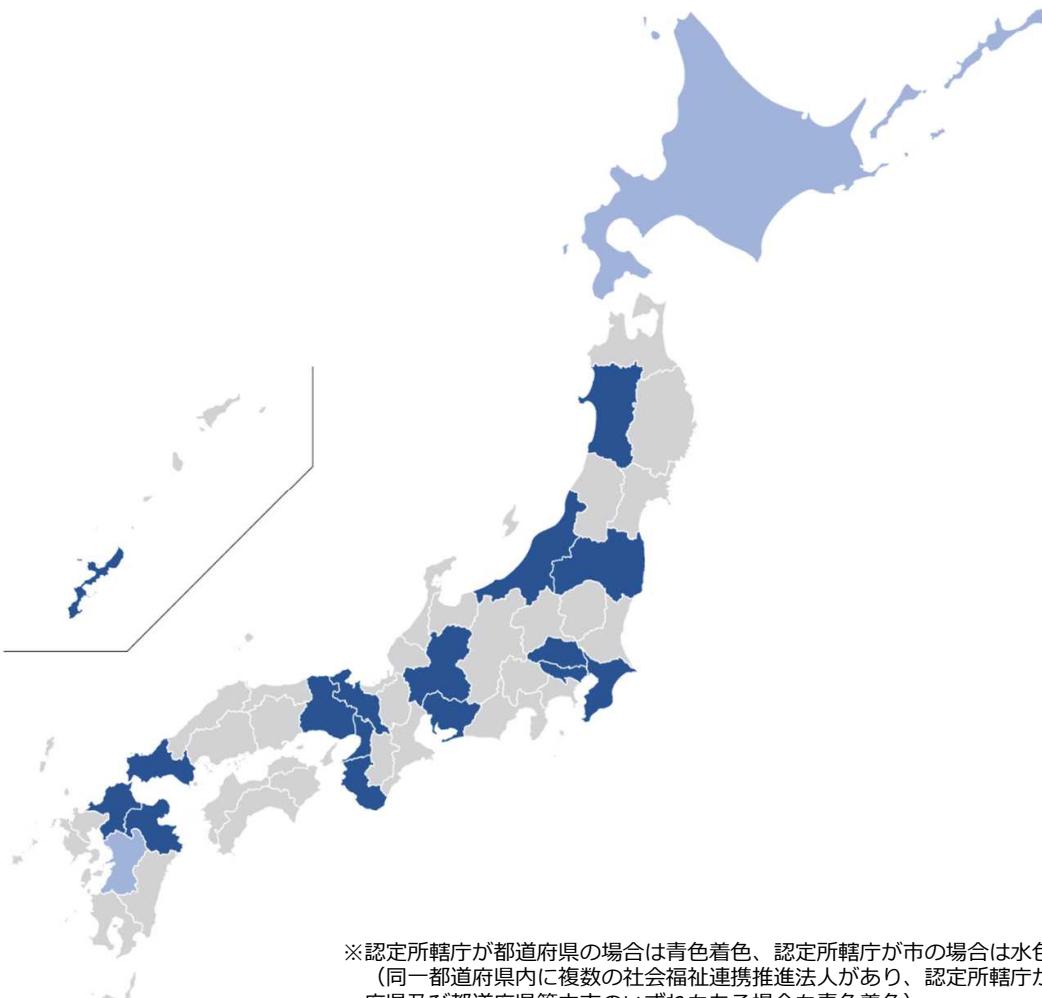
- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設し、令和4年4月に施行。
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。  
⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。



## 社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和7年11月末現在、認定があった社会福祉連携推進法人は33法人※。

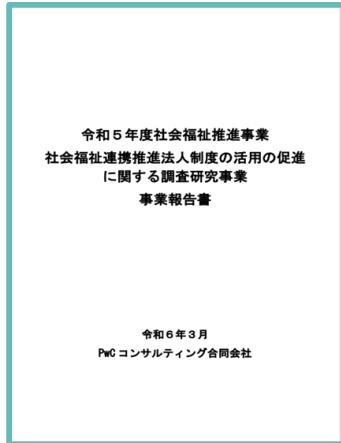
※「社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について（依頼）」（令和4年3月14日社援基発0314第1号）により、認定所轄庁より情報提供された法人を掲載



	社会福祉連携推進法人名	認定所轄庁	認定年月日
1	社会福祉連携推進法人リガーレ	京都府	令和4年5月10日
2	社会福祉連携推進法人リゾムウェル	大阪府	令和4年6月17日
3	社会福祉連携推進法人の出医療グループ	兵庫県	令和4年8月1日
4	社会福祉連携推進法人光る福祉	千葉県	令和4年10月13日
5	社会福祉連携推進法人 一五戸共栄会	東京都	令和4年11月4日
6	社会福祉連携推進法人あたらしい保育ニシアチブ	和歌山県	令和4年11月11日
7	社会福祉連携推進法人青海波グループ	東京都	令和4年12月8日
8	社会福祉連携推進法人黎明	岐阜県	令和5年1月27日
9	社会福祉連携推進法人團經營支援協会	東京都	令和5年1月30日
10	社会福祉連携推進法人福岡親和会	福岡県	令和5年2月3日
11	社会福祉連携推進法人きょうと福祉キャリアサポート	京都府	令和5年2月28日
12	社会福祉連携推進法人さくらグループ	埼玉県	令和5年3月27日
13	社会福祉連携推進法人幸輪ホールディングス	福岡県筑後市	令和5年4月1日
14	社会福祉連携推進法人乳幼児教育ユニティ	新潟県	令和5年4月3日
15	社会福祉連携推進法人ジョイント&リップル	熊本県熊本市	令和5年5月9日
16	社会福祉連携推進法人共創福祉ひだ	岐阜県飛騨市	令和5年6月29日
17	連携推進法人みらいグループ	福岡県	令和5年7月11日
18	社会福祉連携推進法人秋田圏域社会福祉連携推進会	秋田県	令和5年8月2日
19	社会福祉連携推進法人となりの	愛知県	令和5年9月19日
20	社会福祉連携推進法人キッズファースト	千葉県千葉市	令和5年10月1日
22	社会福祉連携推進法人大和会	東京都	令和6年3月26日
21	社会福祉連携推進法人材育成振興会	大分県	令和6年9月30日
23	社会福祉連携推進法人いーまる	沖縄県	令和6年11月29日
24	社会福祉連携推進法人WTBASE	東京都	令和6年12月27日
25	社会福祉連携推進法人ありがとう安心サポート協会	東京都	令和7年1月6日
26	社会福祉連携推進法人ルビナス	北海道旭川市	令和7年1月9日
27	社会福祉連携推進法人東日本介保支援協会	福島県	令和7年1月15日
28	社会福祉連携推進法人神戸繋がりの会	兵庫県神戸市	令和7年2月20日
29	社会福祉連携推進法人カムカムこうべ	兵庫県神戸市	令和7年3月12日
30	社会福祉連携推進法人Mirai	大阪府	令和7年3月13日
31	社会福祉連携推進法人あとライン	山口県	令和7年7月25日
32	社会福祉連携推進法人RooT	大阪府大阪市	令和7年11月14日
33	社会福祉連携推進法人More	福岡県	令和7年11月18日

- ✓ 社会福祉連携推進法人や法人間連携プラットフォームを検討している法人等に向けて、令和5、6年度に、取組の参考となる事例集と社会福祉連携推進法人認定申請マニュアルを作成。
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼。

### ＜事業報告書＞



### ＜事例集＞



### ＜認定申請マニュアル＞



### 事業報告書、事例集、認定申請マニュアル掲載先URL

#### ＜掲載先URL＞ (令和6年度)

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2025.html>

ホーム > インサイト > 事例紹介 > 令和6年度社会福祉推進事業の実施について

#### (令和5年度)

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2024.html>

ホーム > インサイト > 事例紹介 > 令和5年度社会福祉推進事業の実施について

※上記は、本調査研究を実施したPwCコンサルティング合同会社のHPへのリンクです。リンク先には、PwCコンサルティング合同会社が実施した令和5、6年度社会福祉推進事業が掲載されておりますので、当該事業の箇所を参照ください。

### ▼事例集掲載事例の例▼

#### リガーレ

- 市内での3法人によるグループ活動が連携の端緒である。その後、活動の中で理事長や職員が議論を重ねることで、理念を共有し、信頼関係を構築することで、連携推進法人設立の機運が加速した。
- 人材確保等業務において統一研修（経験別・階層別研修等）とスーパーバイザーの巡回による社員法人の人材の育成などを実施している。

#### 日の出医療福祉グループ

- 理念を同じくする法人が集まり、より強固に連携して事業展開することが重要であるとし、連携推進法人制度以前より、一般社団法人を設立し活動を続けてきた。
- 経営支援業務において業務のICT化を推進するとともに物資等供給業務においてIT機器の一括購入する、人材確保等業務において特定技能者（介護）の養成・受入を支援している。

#### あたらしい保育イニシアチブ

- 保育業界をよくしたいというビジョンに賛同する団体が幅広く集結し設立した。
- 物資等供給業務において、規模が小さい事業者が電子決済システムを活用できるようにするために、連携推進法人として民間企業とキャッシュレス決済のシステム開発・導入について、連携しながら実施している。
- 管理コストをできるだけ削減し、保育そのものに労力をかけられるようにするために、ICT等の導入は必須事項であると考え、保育DXの促進を特に検討したい分野とする。

# 社会保障審議会福祉部会報告書（概要）（令和7年12月18日）※抜粋

## 3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

### ①社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、第二種社会福祉事業等を実施可能とする

### ②既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・地域の福祉サービスの提供を維持するため、社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施
- ・社会福祉法人の解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加

## 4. 災害に備えた福祉的支援体制について

### ①平時からの連携体制の構築

- ・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

### ②DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施
- ・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

## 5. 介護人材の確保・育成・定着について

### ①地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むためのプラットフォームの制度化

### ②若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

### ③中核的介護人材の確保・育成

- ・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた適切な対応
- ・介護福祉士養成施設の今後の在り方（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

### ④外国人介護人材の確保・定着

- ・小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・准介護福祉士制度について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した適切な対応

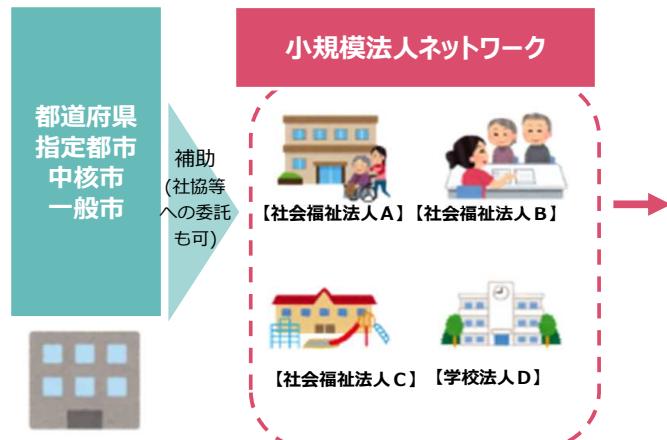
令和8年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 2.2億円 (3.5億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための取組を促進する。  
また、少子高齢化・人口減少が進む中で、地域において複雑化・多様化する福祉ニーズに対応し、地域のサービスを維持・確保するためには、地域のサービス主体が今後も事業を継続できるための支援体制に加え、事業者が連携・協働化しやすい体制を整備していくことが必要である。
- 利用者の減少や職員等の不足により、法人単独では事業を実施することが困難な状況下において、持続可能なサービス提供体制を構築するため、法人間連携のきっかけづくりに資する取組を支援するとともに連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人等の連携・協働を一層促進する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）
- 補助率：定額補助



メニュー	
1 社会福祉連携推進法人設立支援等事業	① 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援（1回限り、1,500千円） → 円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会、法人の設立手続きを行う。
2 法人間連携プラットフォーム設置運営事業	② 各法人の強みを活かした地域貢献のための協働事業 → 地域課題の解決を図るための取組を立ち上げ、試行する。 ⑤ 福祉・介護人材の確保・定着に向けた連携の推進 → 合同研修会や人事交流等を通じ、人材の確保・定着を図る。 ⑥ 参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進（1回限り、3,200千円） → 資材購入や職員採用等事務を共同で処理することにより経営労務管理体制の効率化を図る。 ⑦ I C T技術導入支援（1回限り、2,000千円） → プラットフォームの取組を効果的・効率的に行うため、I C T技術を導入する。
	（年間4,000千円、原則2か年）

## ① 施策の目的

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、法人間の連携・協働を促進する必要がある。地域の福祉ニーズへ応えられるよう、都道府県又は市町村が主体となって行う社会福祉法人等が連携・協働化を進めるきっかけとなる取組を支援するとともに社会福祉連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な取組への支援を行う。

## ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

## ③ 施策の概要

### (1)都道府県又は市町村が主体となり、福祉ニーズの把握及びその対応の検討を目的とした関係者会議の開催に係る経費

都道府県又は市町村が主体となり、地域における福祉ニーズの把握及びそれに対する対応策を検討する会議を開催し、対応策の検討を通じた社会福祉法人等の法人間のつながりの構築を支援する。

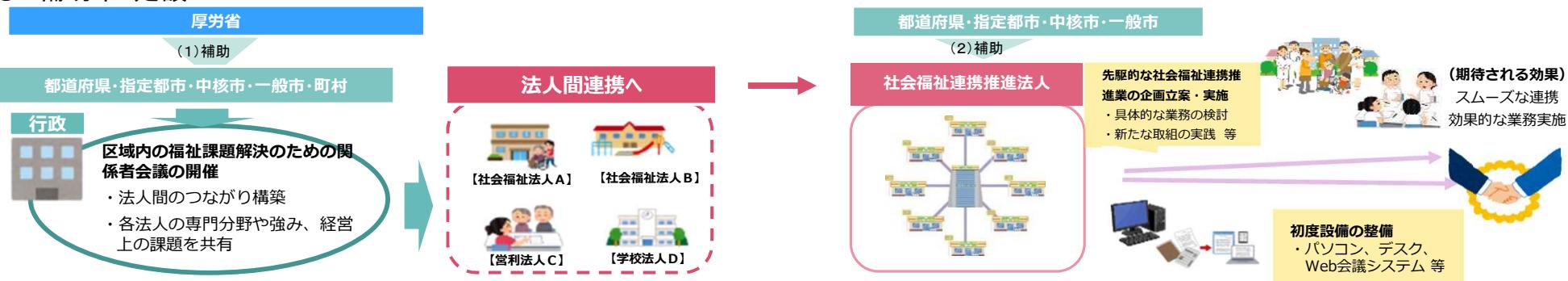
### (2)社会福祉連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施

社会福祉連携推進法人が、企画会議の実施や地域のニーズ調査等により先駆的な社会福祉連携推進業務を検討し実施する。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市・町村

○ 補助率：定額



## ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉法人の連携・協働を一層促進することにより、地域の福祉ニーズへの対応力を強化し、国民一人一人が生きがいや役割を持つ包括的な地域共生社会を実現する。

## 社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の主な内容

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

### 1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議  
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

### 2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、  
役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

### 3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化  
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

### 4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定  
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

### 5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

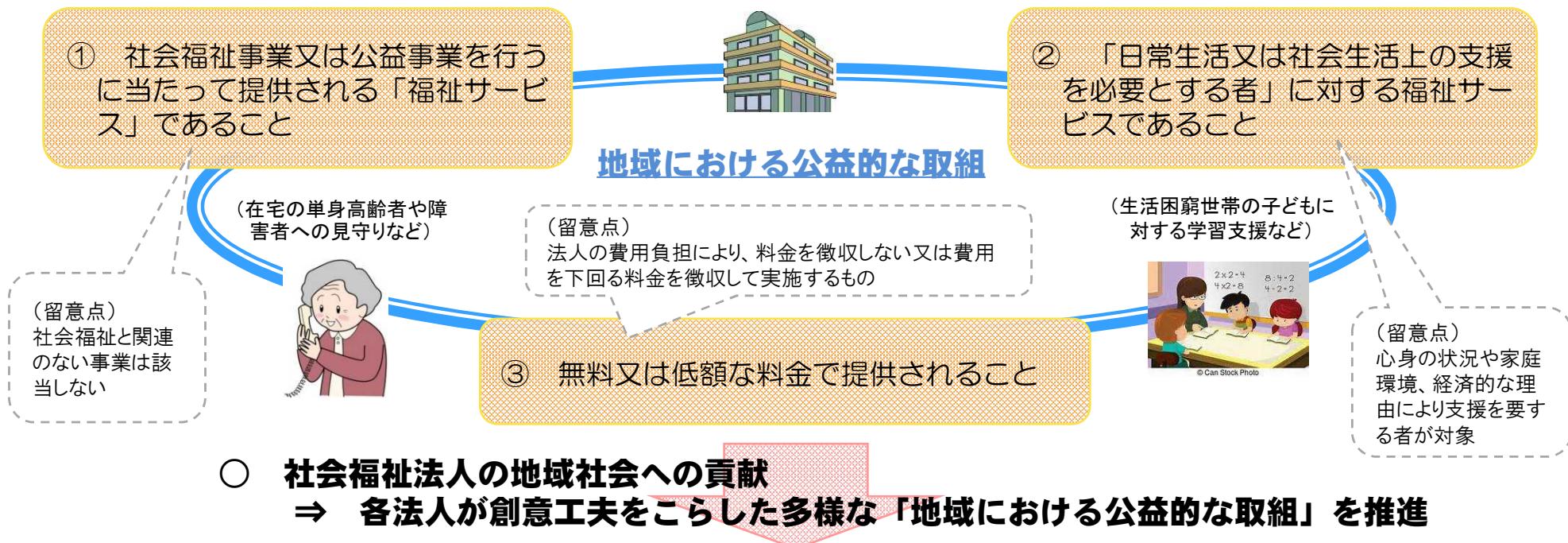
## 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施に係る責務について

○平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考) 社会福祉法(昭和26年法律第45号) (抄)

第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

# 生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集

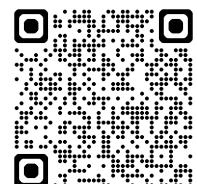
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」への期待は、益々高まっている。
- ✓ こうした状況を踏まえ、**生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」**について、全国の法人の取組の参考となるよう、**令和3年度に、各所轄庁から管内の法人の好事例を推薦いただき、好事例集を作成。**
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼とともに、管内の法人の取組状況の引き続きの把握等により、「地域における公益的な取組」を一層促進していただくことを依頼。



## 掲載先 URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000920124.pdf>

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉法人制度 > 地域における公益的な取組



## ▼ ▶掲載事例の例

### 断らない相談窓口の実践

地域の全世代を対象に、専門職と地域の協力者が生活上の困り事に関する相談を受け、必要に応じて関係機関に繋げる。  
(栃木県内の事例)

### 生きづらさを抱える方への居場所支援

働くことに一步踏み出せない方、ひきこもりの方が集う居場所として、定期的に施設を開放。  
(京都府内の事例)

### 制度の狭間のニーズに対する生活支援

地域の独居高齢者や生活困窮者等に対し、町内有志の応援団により、ゴミ出しや買い物代行、家屋内の掃除等の生活支援を実施。  
(岡山県内の事例)

### 生活困窮者等に対する一時居住支援

住居を持たない生活困窮者等に対し、衣食住の提供とともに、就労支援や生活支援等の包括的な支援を行う。  
(静岡県内の事例)

### 生活困窮者等に対する就労・外出支援

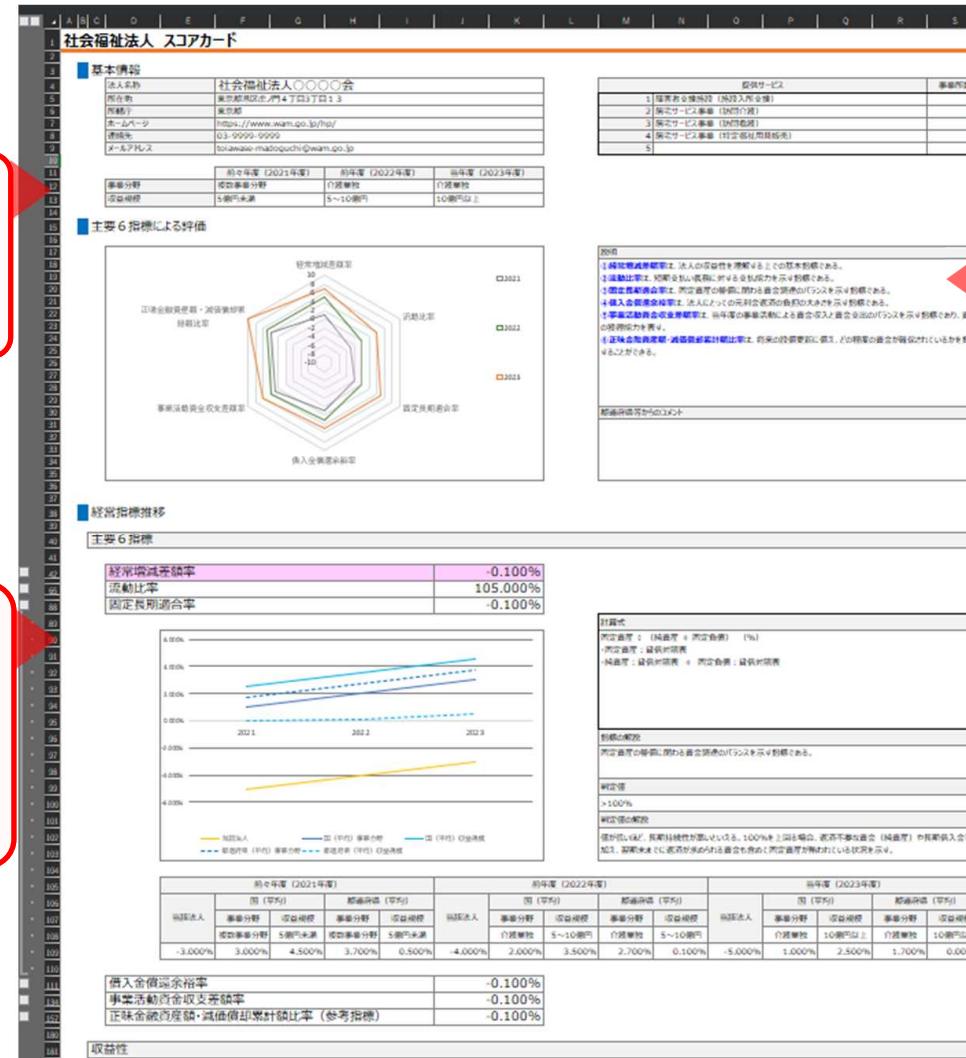
生活困窮者等が就労するための準備的な活動として、法人職員業務の補助者として受け入れる。  
(埼玉県内の事例)

※ このほか約400事例を掲載。地域の抱える課題との共通点がある事例について、法人の取組のヒントとしていただく。

- 福祉医療機構が運用を行っている社会福祉法人の「財務諸表等電子開示システム」において、法人の財務諸表等を公表しているが、他にも、管内の社会福祉法人の経営状況等を的確に捉え、所轄庁が適時に法人指導を行うことを目的に、財務諸表等から収益性、安定性、持続性、合理性、効率性、経営自立性の観点から指標化した分析用スコアカードを、令和6年度から所轄庁へ提供している。
- 上記の分析用スコアカードについては、各社会福祉法人においても、より中長期的な視点から、自らの経営状況に対する認識を深め、必要な対応策を探っていく必要があることから、令和7年10月から、自法人の分析用スコアカードの提供を開始している。

WAMから提供している  
分析用スコアカードのイメージ

法人の基本情報、直近3か年の事業分野と収益規模、提供サービスと事業所数、主要6指標による直近3か年のレーダーチャートを表示しています。



レーダーチャートやランクの定義等を説明を記載しています。

経営指標毎に自法人、事業分野平均（国、都道府県）、収益規模平均（国、都道府県）及びそれらの直近3か年の推移を折れ線グラフで表示します。また、指標の説明、見方、基準値範囲を表示します。

- 令和7年度から新たに、福祉医療機構において、合併を検討・希望する社会福祉法人から情報の登録を受け付け、希望する条件に合致する法人同士を引き合わせる社会福祉法人合併支援業務を実施する。
- 令和7年4月1日から、福祉医療機構のホームページに申込フォームを公開し、情報登録の受付を開始する。登録のあつた法人の中から、希望する条件に合致する社会福祉法人の紹介を行う（紹介前に両法人間で秘密保持契約を締結し、引き合わせ以降は両法人間で交渉）。



## 第12 災害に備えた福祉支援体制等について（福祉基盤課）

### 1 災害に備えた福祉支援体制等について

#### （1）災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム（DWAT）の組成について

（資料第12-1～9参照）

災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、災害時において、高齢者や障害者、乳幼児等といった要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活における生活機能の低下等の防止を図るため、避難所等で福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）を組成・派遣することなどを通じて必要な支援体制を確保するための仕組みである。厚生労働省では、災害時の避難所等における福祉支援を円滑に実施できるよう、各都道府県が取り組むべき内容について標準化を図りつつ周知を図る観点から、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成30年5月31日付社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知の別添）（以下「DWATガイドライン」という。）を策定しており、令和5年度には全都道府県においてネットワークが構築され、令和6年能登半島地震では、全都道府県からDWATが派遣された。

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第51号）が令和7年7月に施行され、高齢者等の要配慮者、在宅避難者など、多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、従来避難所での支援を担ってきたDWATが、被災地の状況に応じて場所に関わらず活動することが可能となった。これを受けて、DWATガイドラインについても令和7年6月に改正し、在宅や車中等で避難生活を送る要配慮者等への対応も可能となるよう活動範囲を拡大している。

令和7年度は、令和7年8月豪雨災害（熊本県）、令和7年台風第15号（静岡県）、令和7年台風第22号（東京都）及び令和7年大分市佐賀関の大規模火災（大分県）においてDWATを派遣しているが、令和7年台風第15号での派遣においては、在宅避難者に対して支援を行った初めての活動事例となり、延べ約1,500戸へ訪問し、支援ニーズの把握を行った。

このように災害が頻発し、災害時の福祉的支援のニーズへの対応が求められている中で、平時から災害時を見据えた支援の体制づくりを促進するため、「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業）では、都道府県における研修の実施を通じた DWAT チーム員の養成、地域住民や教育機関、社会福祉施設等に対する普及・啓発、被災者の生活再建を行う民間団体等との連携体制の構築等の取組を支援するため、令和 7 年度補正予算で 2.0 億円、令和 8 年度予算案において 2.9 億円（対前年同額）を計上しており、各都道府県におけるネットワークの強化や DWAT チーム員に対する研修等にご活用いただきたい。

また、令和 4 年度から、全国のネットワークの支援体制を充実させるため、災害福祉支援ネットワーク中央センター（以下「中央センター」という。）を設置（令和 7 年度においては全国社会福祉協議会に委託）し、平時にはネットワーク事務局員や DWAT 向けの全国研修の実施に加えて、都道府県間の広域的な連携体制の構築等の検討を行っている。令和 8 年度は、平時からの支援体制の強化や災害時における福祉的支援への助言を行うアドバイザーの派遣も予定している。平時におけるアドバイザー派遣については、希望する都道府県に対して行う予定である（詳細は別途お知らせする）ので、積極的な活用をご検討いただきたい。

なお、令和 7 年度社会福祉推進事業において、自治体の被災経験等の違いよらず DWAT による支援が適切に開始されるよう、被災地での支援体制の構築や他の都道府県への派遣要請等の際に活用できるチェックリストも含む運営要領案の作成を行っており、令和 8 年度早期に成案として発出することを予定しているので、今後の災害福祉支援ネットワークの運営等にあたってご活用いただきたい。

昨年 12 月にとりまとめられた社会保障審議会福祉部会報告書では、地域福祉（支援）計画の記載事項に「災害福祉」を追加するとともに、計画の策定ガイドラインを改定し、都道府県地域福祉支援計画において、DWAT の整備状況、体制の増強、発災時の積極的な活用等に関する内容を記載する必要があるとされており、詳細は今後お示しするが、各都道府県におかれでは、災害時を見据えた福祉的支援の体制づくりを推進いただきたい。さらに、同報告書に基づき、DWAT として活動する者の名簿登録や研修・訓練について、地域の主体性や実情を勘案するために都道府県災害福祉支援ネットワークにも関与いただいた上で国が実施すること等について検討を進めることとしているので、ご了知願いたい。

今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害では、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、都道府県間の広域的な相互支援体制を構築していくことも必要である。

現在、中央センターが実施するブロック会議や研修等を活用して情報共有や意見交換に取り組んでいただいているが、とりわけ災害時に応援・支援の関係となることが想定される隣接県や、同一ブロック内の都道府県間で顔の見える関係性を構築することは重要であることから、災害福祉支援ネットワーク補助金の活用により、他の都道府県との意見交換や合同研修の実施についても積極的に取り組んでいただきたい。

## (2) 社会福祉施設等の被災状況の把握について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日付子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号（令和6年11月6日一部改正））に基づき、令和3年度から災害発時における社会福祉施設等の被害状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）を活用した運用をしている。

被災の有無に関わらず社会福祉施設等の状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要である。このため、全ての社会福祉施設及び事業所が参加する訓練を令和7年度までの3年間で実施した。

一方、この間発生した災害における災害時情報共有システムの活用状況を踏まえると、引き続き入力の徹底をお願いする必要があることから、令和8年度以降も訓練を実施する予定としているので、引き続きご協力を願いしたい。来年度の具体的な訓練日については今年度内に別途お知らせすることとしているので、あらかじめご承知おきいただきたい。なお、各自治体が自主的に訓練を行いたい場合も、国において災害情報の設定など必要な対応を行うので、適宜ご相談いただきたい。

### (3) 社会福祉施設等の防災・減災対策について

近年、災害そのものによる直接的な被害だけでなく、停電・断水によるライフラインの途絶などのインフラ毀損による二次被害も生じている。

このような状況を踏まえ、社会福祉施設等の防災・減災への対策については、「第1次国土強靭化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）において、推進が特に必要となる施策として、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策）を推進することとしており、令和7年度補正予算において必要な予算を確保したところである。また、福祉医療機関による耐震化等の防災・減災に係る優遇融資や自家発電設備及び給水設備の導入工事に係る優遇融資を引き続き実施することとしている。

激甚化・頻発化する大規模自然災害から要配慮者を守り、災害時であっても必要となる福祉サービスを提供するため、施設の耐災害性を強化し、平時の体制を最大限維持・継続することができるよう、これらの予算を有効かつ計画的に活用し、社会福祉施設等の防災・減災力の強化を着実に進めていただきたい。

（参考1）第1次国土強靭化実施中期計画に基づく令和7年度補正予算

- 第1次国土強靭化実施中期計画に基づく耐震化等（医療施設等、社会福祉施設等）

令和7年度補正予算 166億円

※児童福祉に關係する施設等の対策分はこども家庭庁において計上  
医療施設等、社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備や給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等及び医療コンテナの活用促進の対策を講じる。

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構による防災・減災に係る優遇融資

	耐震化等	自家発電設備等の導入
融資率	95% (通常70~80%)	
利率優遇	<p>【耐震化整備・スプリンクラー整備】 基準利率▲0.5% (据置期間中無利子)</p> <p>【高台移転等整備】 全期間無利子</p>	<p>基準利率▲0.5% (据置期間中無利子)</p>
償還期間	<p>建築資金 (例) [貸付金額が 2,000 万円以上の場合] ・耐火構造 (準耐火含む) 20 年以内 ・耐火構造以外 15 年以内</p> <p>[貸付金額が 1,500 万円超 2,000 万円以下の場合] ・耐火構造 (準耐火含む) 19 年以内 ・耐火構造以外 15 年以内</p> <p>注: 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスの耐火構造の場合は 30 年以内</p> <p>設備備品整備資金 (例) [貸付金額が1,000万円超の場合] ・15年以内</p>	
据置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償還期間20年超30年以内の場合: 3年以内</li> <li>・償還期間 5 年超20年以内の場合: 2 年以内</li> <li>・償還期間 5 年以内の場合: 1 年以内</li> </ul> <p>注: 当該据置期間は償還期間に含まれる。</p>	

※ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等対象事業を優遇対象とする

※ 高台移転に係る二重ローン対策 (返済猶予や償還期間延長等) も実施

(参考3) 社会福祉施設等の耐震化状況 (令和3年3月31日時点)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001558762.pdf>

(4) 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について

昨年 10 月、高齢者施設において、入所者が殺傷される痛ましい事件が発生した。

「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について (通知)」(平成 28 年 9 月 15 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・社会・援護局福祉基盤課長・同局障害保健福祉部障害福祉課長・老健局高齢者支援課長連名通知) により、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資すると考えられる点検項目をお示ししており、事件の発生を受けて改めて周知しているので、当該通知も参考に社会福祉施設等の入所者等の安全確保に努めるよう注意喚起をお願いしたい。

その際、平成 29 年度社会福祉推進事業された作成しているハンドブックについても参考とするよう併せて周知をお願いしたい。

(参考4) 「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」

URL : [http://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2017\\_bouhan\\_handbook.pdf](http://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2017_bouhan_handbook.pdf)

(実施事業者：株式会社インターリスク総研)

## (5) 感染症の予防対策について

### ア 急性呼吸器感染症（ARI）の予防について

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザに代表される急性呼吸器感染症（Acute Respiratory Infection : ARI）の流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について」（令和7年11月12日付厚生労働省医政局地域医療計画課、医政局医薬産業振興・医療情報企画課、健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課、医薬局総務課、労働基準局安全衛生部労働衛生課、社会・援護局保護課、社会・援護局地域福祉課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課、老健局認知症施策・地域介護推進課、老健局老人保健課、こども家庭庁成育局総務課、支援局総務課、文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課事務連絡）に沿って、適切な対応をお願いする。

### イ 新型インフルエンザ等対策特別措置法における優先接種（予防接種）対象事業者の登録に向けた対応

新型インフルエンザ等対策特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において優先順位が決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザ等に関する業務継続計画の作成が義務づけられているところである。

このため、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者  
・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成につ  
いて、管内市区町村や社会福祉施設等に対して周知願いたい。

(参考 5)

＜厚生労働省ホームページ＞

- ・令和 7 年度 今冬の急性呼吸器感染症（ARI）総合対策

<https://www.mhlw.go.jp/stf/index2025.html>

- ・令和 7 年度 ARI 総合対策に関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/influenza/QA2025.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/influenza/QA2025.html)

- ・インフルエンザ（総合ページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/influenza/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/influenza/index.html)

- ・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

- ・急性呼吸器感染症（ARI）に関する施設等内感染予防の手引

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001615808.pdf>

- ・介護現場における感染対策の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>

- ・啓発ツール

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/keihatsu/keihatu-collabo-apply.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/keihatsu/keihatu-collabo-apply.html)

＜国立健康危機管理研究機構 感染症情報提供サイト＞

<https://id-info.jihs.go.jp/index.html>

ウ ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることから、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いする。

(参考 6)

〈参考通知等〉

- ・「ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」  
(令和 7 年 11 月 12 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、食品監視安全課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
(平成 19 年 12 月 26 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
(平成 26 年 2 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関する Q & A (最終改訂: 令和 3 年 11 月 19 日)」(厚生労働省ホームページ)  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」  
(平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知 (令和 5 年 4 月 28 日一部改正) )
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」  
(平成 15 年 7 月 25 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)  
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」  
(令和元年 12 月 18 日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」  
(平成 29 年 6 月 16 日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)  
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」  
(平成 13 年 4 月 24 日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)
- ・C 型肝炎について (国立健康危機管理研究機構肝炎情報センター)  
[https://www.kanen.jihs.go.jp/cont/010/c\\_gata.html](https://www.kanen.jihs.go.jp/cont/010/c_gata.html)
- ・B 型肝炎について (国立健康危機管理研究機構肝炎情報センター)  
[https://www.kanen.jihs.go.jp/cont/010/b\\_gata.html](https://www.kanen.jihs.go.jp/cont/010/b_gata.html)
- ・肝炎の予防に関する情報  
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
- ・日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakukansenshou09/pdf/guideline02.pdf>
- ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakukansenshou09/pdf/guideline03.pdf>

- ・高齢者施設における肝炎対策のガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakukansenshou09/pdf/guideline04.pdf>
- ・「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて（情報提供）」  
(平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

## 災害派遣福祉チーム(DWAT)について

- 災害派遣福祉チーム(DWAT)は、
  - ① 都道府県単位で、平時の段階から、施設関係団体や介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等からなるネットワークを組織し、
  - ② ネットワークに参加する団体や施設等から、社会福祉士や介護福祉士、ケアマネジャー等の職員を派遣し合うことにより、編成され、
  - ③ 避難所等において、避難生活中の困りごとに関する相談支援、段差の解消や授乳スペースの確保等避難所内の環境整備、食事やトイレ介助等福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化、生活不活発病などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援
- 能登半島地震で開設された避難所においては、DWATによる福祉的支援と併せて、避難所を拠点として周辺にお住まいの在宅避難者の方々に対しても生活の困りごとなどの相談支援等を実施  
※呼称については、元々自治体主導の取組であることから、DWATやDCATなど自治体によって様々
- 同チームの活動は、東日本大震災を契機に、岩手県や京都府において独自の取組が始まり、現在は国のガイドラインに基づき全都道府県で編成されている（実際に初めて同チームの活動が行われたのは平成28年の熊本地震の際）。

【DWATが活動した災害】※下線の府県は、災害が発生した県に応援派遣を実施

平成28年4月熊本地震…熊本県、岩手県、京都府

平成28年10月岩手水害…岩手県

平成30年7月豪雨災害…岡山県、青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府、愛媛県

令和元年台風19号…宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県

令和2年7月豪雨災害…熊本県

令和3年7月豪雨災害…静岡県

令和5年梅雨前線大雨…大分県

令和6年能登半島地震…47都道府県

令和7年岩手県大船渡市林野火災…岩手県

令和7年8月豪雨災害…熊本県

令和7年台風15号…静岡県

令和7年台風22号・23号…東京都

令和7年大分県大分市の大規模火災…大分県

- 都道府県間の広域的なDWATの派遣については、災害福祉支援ネットワーク中央センター（国からの委託）が調整。

- 厚生労働省のこれまでの取組

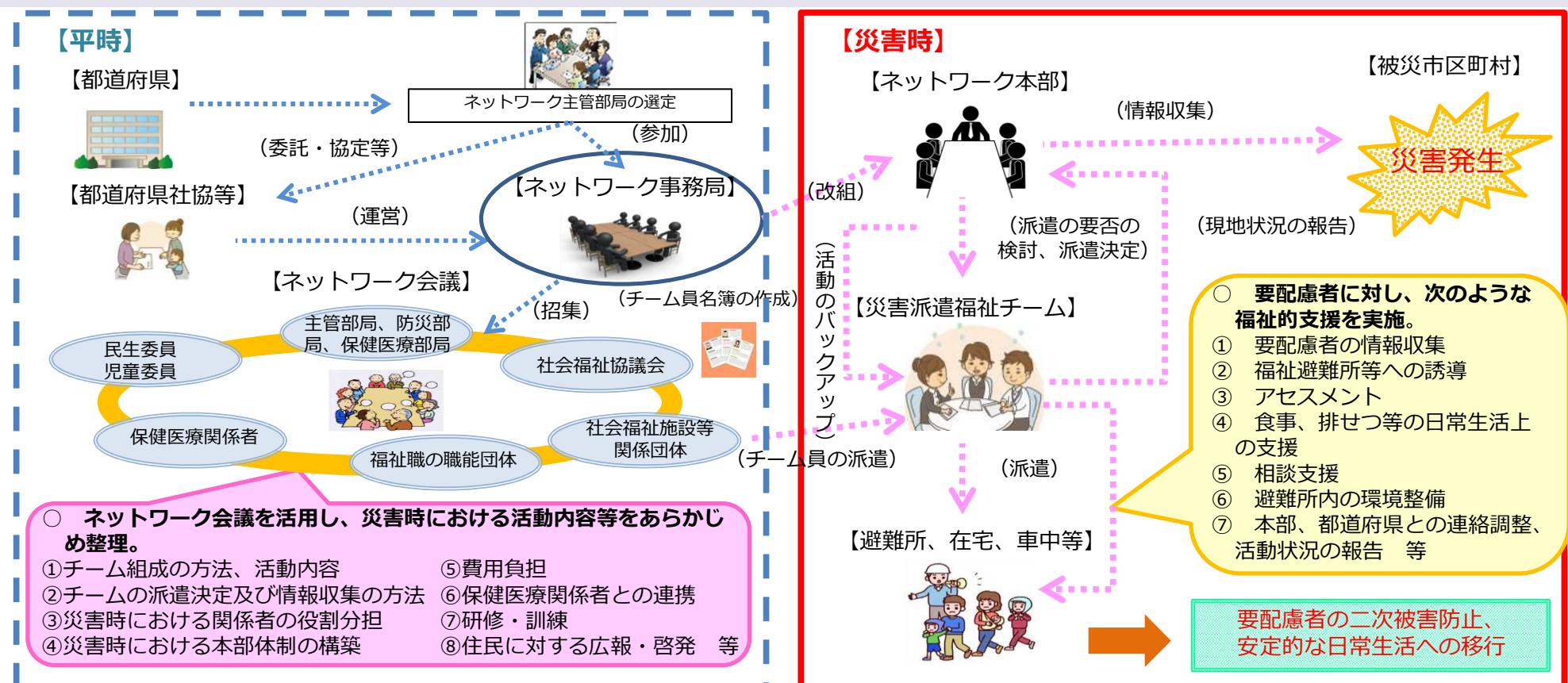
- ・ 平成24年度～ 災害福祉支援の体制整備に向けた都道府県への補助
- ・ 平成30年5月 災害派遣福祉チームの編成に当たって、各都道府県が取り組むべき事項についてガイドラインを策定、通知
- ・ 令和4年度～ 災害福祉支援ネットワーク中央センター事業の実施
- ・ 令和6年1月 令和6年能登半島地震において、初めて全国規模での本格活動
- ・ 令和7年6月 ガイドライン通知を一部改正

＜ DWAT登録者数 約1.1万人（令和7年3月31日時点） ＞

## 災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チーム（DWAT）について

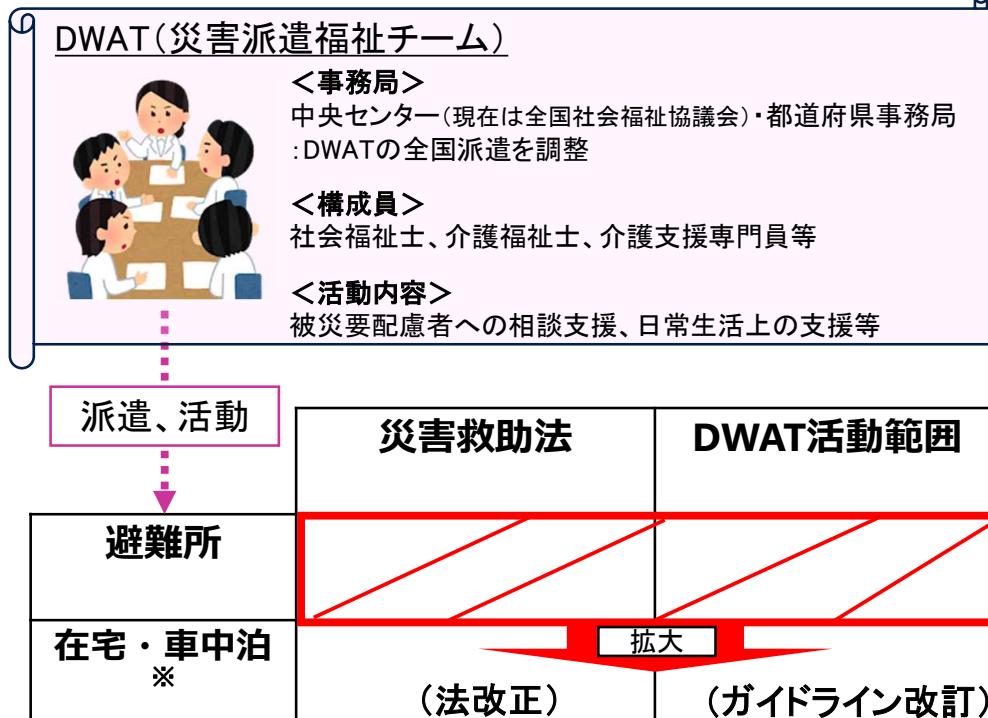
（「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要（社会・援護局長通知））

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、乳幼児等の地域の要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題
- このような状況を踏まえ、災害時において、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、避難所、在宅、車中等で要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定



## 避難者に対する福祉的支援の充実

- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。
  - これまで、DWAT（災害派遣福祉チーム）による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。
- ※ 災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂（DWATの活動範囲の拡大）にて対応（令和7年7月1日施行）



（参考）災害救助法（昭和22年法律第118号）（抄）

- （救助の種類等）
- 第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。
- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
  - 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  - 四 医療及び助産
  - 五 被災者の救出
  - 六 福祉サービスの提供
  - 七 被災した住宅の応急修理
  - 八 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
  - 九 学用品の給与
  - 十 埋葬
  - 十一 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2～4 (略)

（参考）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

- （避難所における生活環境の整備等）
- 第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与し、避難者の数、避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 (略)

- （避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）
- 第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握するとともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 (略)

## 災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン（令和7年6月改正の主なポイント）

- 災害救助法における救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加されたことから、これまで避難所で活動してきたDWATが、在宅や自家用車等で避難生活を送る要配慮者等への対応も可能となるよう活動範囲を拡大する。
- 令和6年能登半島地震での対応を踏まえ、DWATを迅速に派遣出来るようにする等の運用の改善を図る。

### 災害救助法等の改正に伴う対応

- 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」へ考え方を転換し、避難所に加えて在宅や自家用車等で生活を続ける要配慮者に対する支援等、**場所にとらわれず活動可能**とする。
- 活動内容に「要配慮者の情報の収集」を追加**し、被災地において報告される情報や在宅等の巡回を通じて要配慮者の把握を行う。
- 災害対策基本法において、被災者援護協力団体の登録制度が創設され、今後内閣府において当該団体の公表が進められていくことから、都道府県が設置する災害福祉支援ネットワークにおける構成員の例として明記する。

### 令和6年能登半島地震での対応等を踏まえた対応

- DWATの迅速な派遣に向けた対応
  - ✓ チーム派遣の可能性がある場合には、**初動チーム**（発災初期の支援に当たるために必要となるチーム）**のチーム員に待機を指示**。
  - ✓ 被災都道府県が甚大な被害により、**非被災都道府県に対するチーム派遣要請を行うことができない場合であって、緊急的にDWATの派遣が必要であると判断した場合は**、被災都道府県に替わって**一時的に厚生労働省が派遣を要請**。
- 他の関係者と連携した支援を行うための対応
  - ✓ 被災地の状況把握を行う主体と方法について、市区町村が担う範囲や福祉サービス事業者が対応する範囲等の役割分担や、市区町村からの避難行動要支援者名簿の共有方法も含め、平時から取扱いを定める。
  - ✓ 保健医療関係者と連携した対応が必要であり、特に保健師等チームとの情報共有の方法等を入念に確認。
  - ✓ 重複したアセスメントにより要配慮者の負担を増大させることのないよう、関係者間で情報共有を行い、一緒にアセスメントを行うことも検討。
- 都道府県における支援体制やDWATの体制強化等を進めるための対応
  - ✓ 都道府県が設置する災害福祉支援ネットワークにおける構成員の例として、当事者団体や専門性を有するNPO法人やボランティア団体等の活動調整や情報共有等のコーディネートを行ういわゆる「災害中間支援組織」を明記。
  - ✓ DWATチーム員の確保のため、必要に応じて地方公共団体や社会福祉施設等の退職者の活用について検討。

## 活動概要

## 〔派遣場所〕

牧之原市内（静波地区、細江地区他）

※牧之原市からの要請を踏まえ、竜巻の被害があったと考えられる地域を中心に、延べ約1,500戸を訪問

## 〔活動期間・人数〕

9月17日から10月10日までの24日間、延べ人数196名（県内派遣により対応。先遣隊分含む。）

## 〔派遣構成〕

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の福祉専門職の混成チームで編成（戸別訪問は原則2人1組で実施）

## 〔派遣元法人・団体〕

職能団体など16団体で構成する静岡県災害福祉広域支援ネットワーク（事務局：静岡県社会福祉協議会）が派遣

## 〔特徴〕

- 災害救助法等の改正後、全国で初めての在宅避難者等への活動事例
- 発災直後に市側でも訪問調査を実施したが、福祉ニーズの深掘りを行うため福祉専門職による訪問を実施
- 戸別訪問の聞き取り調査結果は、スマートフォンで入力し、データで一元管理。市側とも即時共有することで、災害ボランティアセンター等による速やかな支援につながった。
- また、牧之原市の庁舎内の一室を活動拠点として使用できたことで、市側と緊密に連携を図ることができた。
- DWAT、市担当課、県担当課等で定期的に打合せを実施し、具体的な活動内容の整理や進捗管理等を実施

## 《DWAT活動状況》

【牧之原市との打合せ】



【訪問状況】



【在宅避難者への聞き取り】



【スマートフォンでの調査データ入力】



① 施策の目的

能登半島地震の教訓等を踏まえ、令和7年7月に、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加する改正法が施行され、DWATの活動範囲についても在宅・車中泊避難者等へ拡大していることから、DWATの養成の更なる促進を図るとともに、地域共生社会の実現に向けて平時から災害時の支援体制の構築・強化を図る。

② 対策の柱との関係

I			II				III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

- ・災害時に初動から対応可能なDWATの養成や、DWATが被災地で要配慮者からの理解を得て円滑に活動するため、地域住民や教育機関、社会福祉施設等に対する普及・啓発等を重点的に実施する。
- ・要配慮者に対し必要な支援を円滑に届けるとともに、保健医療活動チームとの連携強化のための合同研修等を実施する。
- ・都道府県間の連携により、被災県だけでなくより広域的な支援を円滑に実施可能となるよう、都道府県ブロックでの訓練の実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】都道府県

【補助率】定額

【補助金の流れ】

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

初動対応可能なDWATの養成や、DWATの普及・啓発、保健医療活動チームとの合同研修等を通じて、要配慮者に対する災害時の福祉支援体制の強化を図る。

# 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

令和8年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 2.9億円 (2.9億円) ※()内は前年度当初予算額

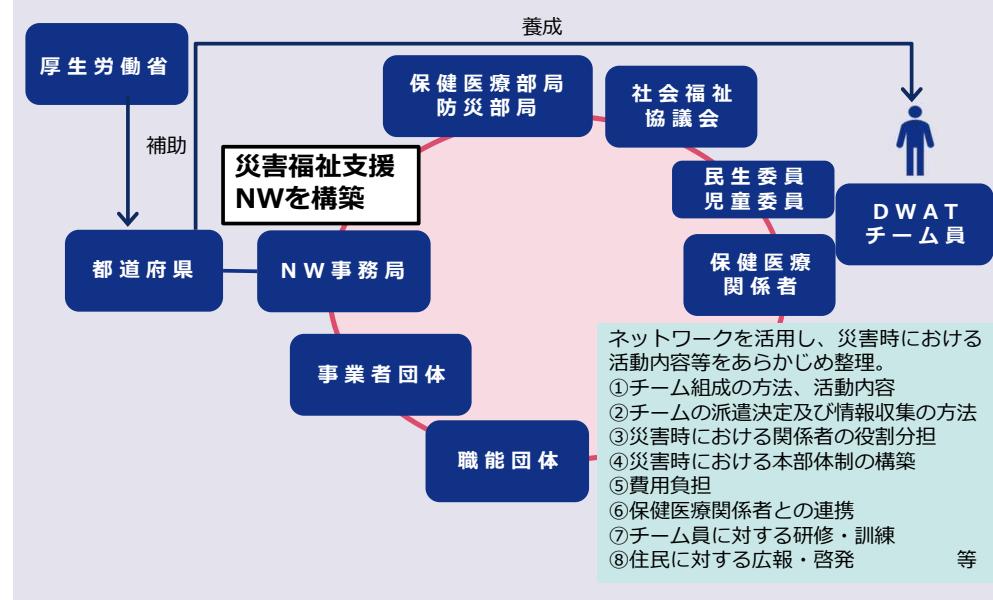
## 1 事業の目的

※令和7年度補正予算額 2.0億円

- 災害時に要配慮者から求められる福祉的ニーズや支援に対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置を進めており、令和5年度には全ての都道府県が配置し、令和6年能登半島地震において派遣された。
- 能登半島地震の教訓等を踏まえ、令和7年通常国会において、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加する改正法が施行されたことを受けて、災害時に適切な対応をとることができるように、平時から災害時を見据えた支援の体制づくりを促進するため、都道府県における研修の実施を通じたDWATチーム員の養成や、被災者の生活再建を行う民間団体等との連携体制の構築等の取組を支援する。

## 2 事業の概要・スキーム

- (1) 基本事業（取組例）
  - ・ ネットワーク事務局の運営
  - ・ DWATチーム員の養成
  - ・ 災害時の支援体制の検討・構築
  - ・ 他都道府県との情報交換 等
- (2) 連携体制充実事業（取組例）
  - ・ 保健医療分野も含めた一体的支援体制の検討・構築
  - ・ 受援体制の検討・構築
  - ・ 市町村のネットワークの参画と連携体制の検討・構築
  - ・ 住まいや司法等の民間の生活再建関係者やNPO等ボランティア団体のコーディネートを行う災害中間支援組織との連携の強化、訓練の実施【拡充】 等
- (3) 災害対応力向上事業（取組例）
  - ・ 災害福祉支援コーディネーターの配置 等



## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：定額

# 災害福祉支援ネットワーク中央センター事業

令和8年度当初予算案 保健福祉調査委託費 35百万円 (18百万円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 災害時に要配慮者から求められる福祉的ニーズや支援に対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置を進めており、令和5年度には全ての都道府県が配置し、令和6年能登半島地震において派遣された。
- 令和4年度から、平時は広域的な派遣体制の構築やDWATリーダーを養成する全国研修、災害時は都道府県間のDWATの派遣調整等を一体的に行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置しているが、災害救助法の改正に伴うDWATの活動範囲拡大や能登半島地震の対応において指摘のあった様々な課題に対応するため、中央センターの機能を強化し、災害対応の強化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

### ＜平時＞

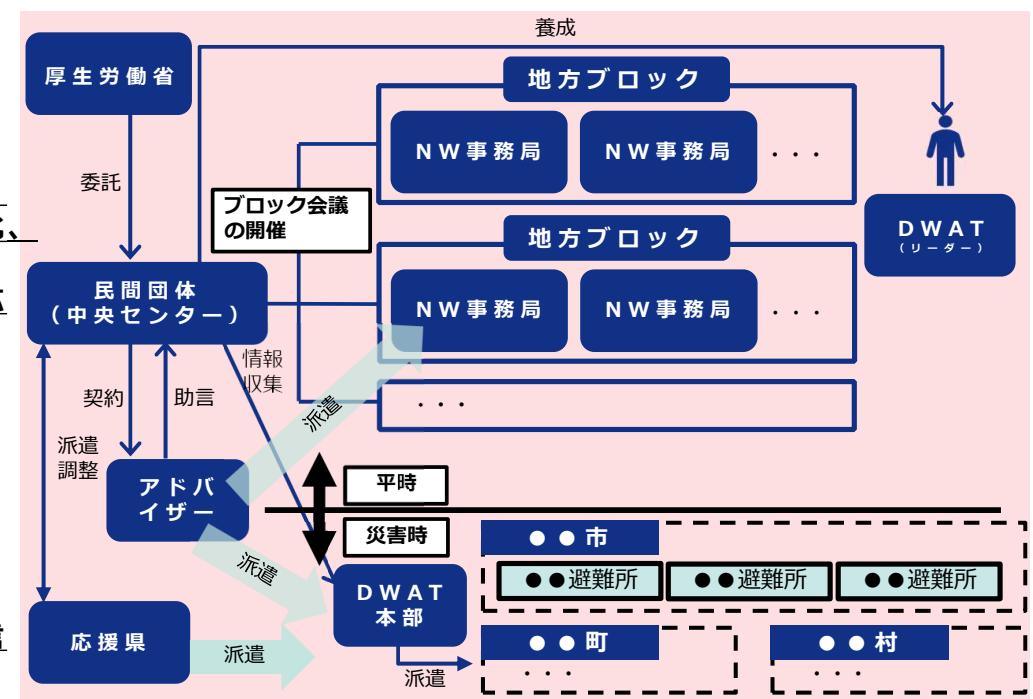
- (1) 広域的な連携体制の構築支援
- ・ ブロック会議の開催
  - ・ 災害時の福祉的支援に知見のあるアドバイザーを確保し、各都道府県の災害福祉支援ネットワークの運営や体制強化、中央センターの効果的な運営に対する支援【拡充】
  - ・ アドバイザーの派遣等に伴う中央センターの体制強化【拡充】

(2) 全国研修の実施

- ・ DWAT研修の実施、カリキュラム等作成

### ＜災害時＞

- (3) 災害時の被災地支援
- ・ 被災地のDWAT活動状況の情報収集
  - ・ DWAT等の広域的な派遣調整
  - ・ アドバイザーの派遣によるDWATの派遣調整に対する助言や被災状況の確認等を通じた被災地支援【拡充】



# 社会保障審議会福祉部会報告書（概要）（令和7年12月18日）※抜粋

## 3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

### ①社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、第二種社会福祉事業等を実施可能とする

### ②既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・地域の福祉サービスの提供を維持するため、社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施
- ・社会福祉法人の解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加

## 4. 災害に備えた福祉的支援体制について

### ①平時からの連携体制の構築

- ・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

### ②DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施
- ・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

## 5. 介護人材の確保・育成・定着について

### ①地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むためのプラットフォームの制度化

### ②若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

### ③中核的介護人材の確保・育成

- ・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた適切な対応
- ・介護福祉士養成施設の今後の在り方（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

### ④外国人介護人材の確保・定着

- ・小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・准介護福祉士制度について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した適切な対応

## 2 独立行政法人福祉医療機構について

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「WAM NET」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉・医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援している。福祉医療機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

### (1) 福祉貸付事業について (資料第 12-10 参照)

#### ① 令和 8 年度予算案の概要

福祉医療機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施している。

令和 8 年度予算案においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備の推進や国の計画に基づき整備された福祉施設等の老朽化に対応するために必要な資金需要に対応しうる事業規模としたところである。

※貸付規模 資金交付額 3,760 億円（うち福祉貸付分 1,416 億円）

また、昨今の物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等への資金繰り支援を目的として実施している「物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金」をはじめとして、下記の優遇融資等（※）を実施する予定なので、管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい。

## ※令和8年度における貸付条件の見直し（一部令和7年度補正予算を含む）

### ＜新規事項＞

- 物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金の融資条件の優遇措置の拡充（令和7年度補正予算により令和7年12月23日から実施）

\* 対象事業に指定居宅介護支援事業等（※）を追加

（介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業又は同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業。）

### ○ 防災・減災に係る融資条件の優遇措置の拡充

- \* 対象事業：ブロック塀等の改修整備事業、水害対策強化整備事業を追加
- \* 融資率：95%
- \* 貸付利率：上記事業の場合、基準利率▲0.5%（据置期間中無利子）

### ○ 償還期間の延長

- \* 対象施設：耐火構造の広域型特別養護老人ホーム（定員30人以上）
- \* 貸付金の種類：設置・整備資金
- \* 償還期間：39年以内（据置期間3年以内）

### ＜継続事項＞

以下の事項について、現行の優遇措置を継続する

- 物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金の融資条件の優遇措置
- 定期借地権を設定する場合の一時金に対する融資条件の優遇措置
- 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置
- 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための融資条件の優遇措置
- 国庫補助等による老朽民間社会福祉施設整備事業に対する無利子貸付の優遇措置

なお、令和8年度における福祉貸付事業の具体的な取扱方針、貸付事務手続等について、福祉医療機構のホームページ等を通じて説明資料を公開する予定なので、確認をお願いしたい。（福祉医療機構主催で例年3月に開催している「福祉貸付事業行政担当者説明会」は、現在開催方法等を検討中であり、別途福祉医療機構から通知予定）

## ② 協調融資制度

社会福祉法人等が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるよう、福祉医療機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを導入している。協調融資制度を通じて民間金融機関の参入を促し、借り手側にとっても福祉医療機構の融資では対応できない資金ニーズにも対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進、活用について引き続き各法人等に対して、助言をお願いしたい。

なお、福祉施設の設置に関する公募を行う際、資金の借入先に必ずしも福祉医療機構の融資が必要となるものではないのでご留意願いたい。

## （2）福祉医療経営指導事業（経営サポート事業）について（資料第12-11参照）

福祉医療経営指導事業については、民間の社会福祉施設等の経営者及び行政等に対し、公的な立場から経営に関わる情報や有益な知見の提供をしている。また、経営状況の診断を行い、福祉医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる経営基盤の強化を支援するための事業である。

社会福祉法人等の経営課題については、当該事業を活用し早期に改善を図ることも可能であるので、当該事業の周知をお願いしたい。

なお、社会福祉法人等の経営状況の分析や人材確保に関するアンケート調査の実施結果に関するレポート等を次のサイトにおいて無料で公開しており、あわせて活用願いたい。

- ・ 福祉医療機構経営サポート事業ホームページ  
<https://www.wam.go.jp/hp/cat/keieisupport/>
- ・ WAM NET  
<https://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?open>

また、行政等への支援の一環として、福祉医療分野に係る調査・分析・計画策定支援等の業務受託も実施しているのでご留意願いたい。

- ・ 行政等への支援（受託業務のごあんない）

[https://www.wam.go.jp/hp/gyousei\\_shien/](https://www.wam.go.jp/hp/gyousei_shien/)

別途老健局が実施する介護事業所に対する経営改善支援事業（令和7年度補正予算における介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業）において、福祉医療機構の経営サポート事業の活用を含めた経営改善支援や職場環境改善に取り組むこととされていることから、各都道府県においても積極的に同事業をご活用いただきたい。

### （3）社会福祉施設職員等退職手当共済事業について（資料第12-12参照）

- ① 令和8年度予算案 293億円（国庫補助額）

※ 国庫補助額のうち、児童福祉関係施設に要する 206 億円はこども家庭庁において予算計上し、残り 87 億円は厚生労働省において予算計上している。

- ② 都道府県補助金等について

社会福祉施設職員等退職手当共済（以下「退職手当共済」という。）事業は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的供給と質の向上に資することを目的とし、法律に基づき退職手当金が支給されることで、職員が将来に渡って安心して勤務できる環境の整備を支援するものである。本制度の財源は共済加入者である社会福祉法人が毎年納付する掛金により賄われているが、このうち保育所等の職員に対する退職手当給付に対しては、国、都道府県、共済加入者である社会福祉法人の三者で 1／3 ずつを負担することとしている。

退職手当共済に一時的であっても支給財源の不足が生じ、支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、令和7年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれでは、速やかに交付するようお願いしたい。

また、退職金の支給は特に年度当初に需要が発生することから、補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

### ③ 制度周知について

本制度の特徴として、勤続年数に応じて退職手当の支給額が上がること、また、退職後3年以内に復帰した場合には、以前の勤続期間を通算することが可能（当該退職時に退職手当を請求していない場合に限る。）であり、社会福祉施設等従事者の定着促進にも寄与するものである。

このことから、今後、新たに設立される社会福祉法人に対しても、本制度の趣旨をご理解いただき、積極的な周知と活用をお願いしたい。

### ④ 退職手当共済新システムの稼働について

令和7年1月から、退職手当共済制度の利用者の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、オンラインで各種手続き等を行うことが可能となる「退職手当共済システム」が稼働している。

福祉医療機構ホームページ上において、システムの案内に関する専用ページを公開し、動画等を用いてわかりやすく解説しているので、システムの利用に当たって活用されるよう、管内の社会福祉法人に対して周知をお願いしたい。

- ・ 福祉医療機構ホームページ（退職手当共済システムのご案内）

[https://www.wam.go.jp/hp/taite\\_newsystem\\_guide/](https://www.wam.go.jp/hp/taite_newsystem_guide/)

## （4）福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）について

（資料第12-13参照）

当該事業は、国の施策に基づく各種情報システムの整備及び管理を行うほか、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供しているサイトである。

[\(https://www.wam.go.jp/\)](https://www.wam.go.jp/)

（参考）

### 【WAM NETで運用中の情報システム】

- 財務諸表等電子開示システム（社会福祉法人・社会福祉連携推進法人）
- 障害福祉サービス等情報公表システム
- 子ども・子育て支援情報公表システム
- 災害時情報共有システム（児童・障害）
- 医療法人経営情報データベースシステム

### 【WAM NETの主な掲載情報】

- 子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル

- ・子育て支援（ここ de サーチ等）
  - ・障害児支援（障害福祉サービス等情報検索、しようがい共済等）
  - ・介護離職防止 に関する情報を集約したコンテンツ
- 介護保険最新情報
- イベント・セミナー情報
- 福祉サービス評価情報

各都道府県におかれては、全国の保育施設が検索できる「ここ de サーチ」や、地域の障害福祉サービス事業所を検索できる「障害福祉サービス等情報検索」のほか、子育て・介護といった家庭生活と仕事の両立に役立つ様々な情報を集約した「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」について、各都道府県・市区町村の住民の方々のほか、地域の企業等における人事労務担当者や従業員の方々にも広く活用いただけるよう、各都道府県等ホームページへのリンク掲載などの周知をお願いしたい。

**ここ de サーチ**



(<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>)

**障害福祉サービス等情報検索**



(<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>)

**子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル**



(<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/bowac/>)

## 独立行政法人福祉医療機構における優遇融資について（福祉貸付）

### （1）現状・課題

- 独立行政法人福祉医療機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施している。

### （2）令和8年度の取組

- 令和8年度予算案においては、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等に掲げられている、保育や介護の受け皿の整備の推進や、国の計画に基づき整備された福祉施設等の老朽化に対応するために必要な資金需要等に対応しうる貸付原資を確保するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえた優遇融資等を実施する予定。

《福祉貸付事業における貸付条件の見直し内容》

① 新規事項

- 物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金の融資条件の優遇措置の拡充
  - △対象事業に指定居宅介護支援事業等（※）を追加  
※介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業又は同法第115条の45第1項第1号二に規定する第一号介護予防支援事業。
- 防災・減災に係る融資条件の優遇措置の拡充
  - △対象事業にブロック塀等の改修整備事業、水害対策強化整備事業を追加。融資率を95%とする。当該事業における貸付利率を基準利率▲0.5%とする。
- 償還期間の延長
  - △耐火構造の広域型特別養護老人ホーム（定員30人以上）について、償還期間を最長39年以内とする。

② 継続事項（以下の事項について、現行の優遇措置を継続する。）

- 物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金の融資条件の優遇措置
- 定期借地権を設定する場合の一時金に対する融資条件の優遇措置
- 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置
- 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための融資条件の優遇措置
- 国庫補助等による老朽民間社会福祉施設整備事業に対する無利子貸付の優遇措置

### （3）依頼・連絡事項

- 上記について、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いする。

## 福祉医療経営指導事業の概要

### ○ 施設の健全経営を支援するため、リサーチ・セミナー・コンサルティングを行います

社会福祉事業施設・医療施設の経営の安定及び向上に資するため、リサーチレポート公表やセミナー開催、社会福祉法人や医療法人へのコンサルティングを実施しています。

#### リサーチレポート

経営者等にとって、有益となる経営状況や業界動向等の情報をSC Research Reportで公表

##### ■レポート事例■

- ・介護報酬改定に関するアンケート調査の結果
- ・福祉医療施設の建設費等に関する動向
- ・特別養護老人ホームの人材確保に関する調査
- ・病院の経営状況について など

#### 経営セミナー

経営者等を対象に行政担当者、学識経験者等を講師としてセミナーを実施

##### ■セミナーのポイント■

政策動向を踏まえた施設整備のご参考に

テーマに沿った優良な実践事例を紹介

リサーチ・コンサル事例に基づいた講義

機構融資に関する質問・相談の受け付け

#### コンサルティング等

融資業務を通じて蓄積した豊富なデータに基づき、各種のコンサルティング等を実施

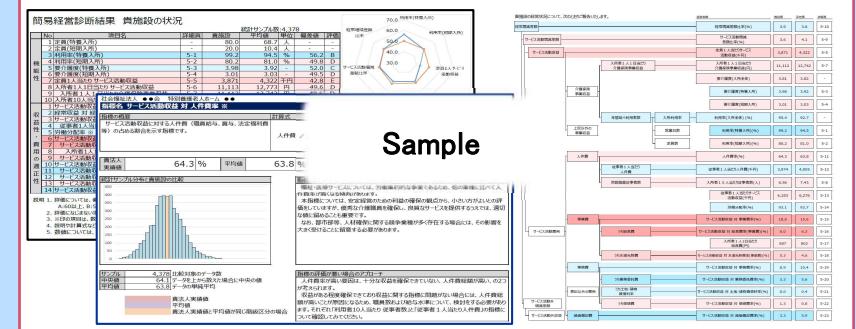
##### ■コンサルティング事例■

経営分析プログラム	複数年の決算書等による経営診断を中心とした総合的な経営分析
人事給与分析プログラム	機構保有データを活用した給与規程分析等により給与改定等の方針案を提示
個別支援プログラム	相手方のニーズに対応した個別コンサルティング
介護医療院移行支援プログラム	医療療養病床等から介護医療院への円滑な移行を支援

#### 経営診断

1か年の決算書等を基に速やかに診断

#### 《経営診断サンプル》



## 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の概要

## 目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、昭和36年より「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に基づき実施。
- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。

## 概要

【実施主体】 (独) 福祉医療機構

【加入対象となる施設・事業】

社会福祉法人が経営する

- ①社会福祉施設等（保育所等）
- ②特定介護保険施設等（特養、障害者支援施設等）
- ③申出施設等（介護老人保健施設等）

【財政方式】 賦課方式

【支給財源】

- ①社会福祉施設等

（1人当たり掛金 年額47,500円 [R7年度]）

経営者 (掛金) 1/3	国 1/3	県 1/3
--------------------	----------	----------

- ②特定介護保険施設等、③申出施設等

（1人当たり掛金 年額142,500円 [R7年度]）

経営者 (掛金が3倍) 3/3
-----------------------

【被共済職員数】 881,543人 (R6.4.1現在)

【支給者数】 82,428人 (R6年度実績)

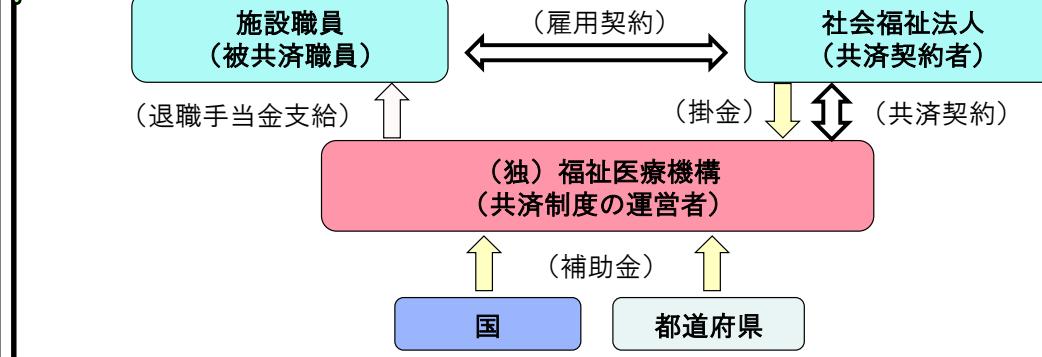
【支給総額】 1,405.6億円 (R6年度実績)

【支給平均】 1,705,197円 (R6年度実績)

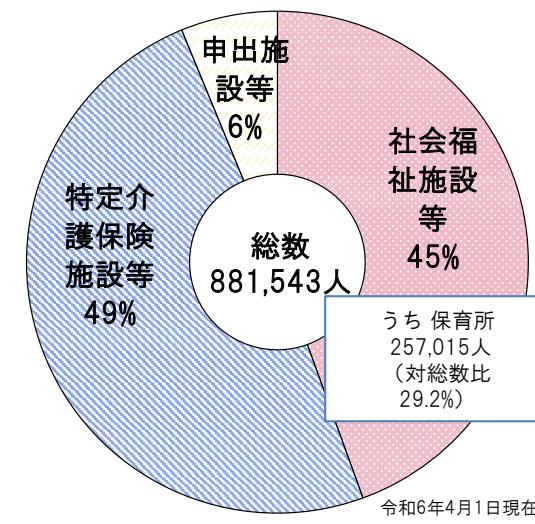
【国庫補助額】 292.8億円 (R7年度予算)

※うち、児童福祉に関係する施設・事業分  
(206.4億円)はこども家庭庁が計上

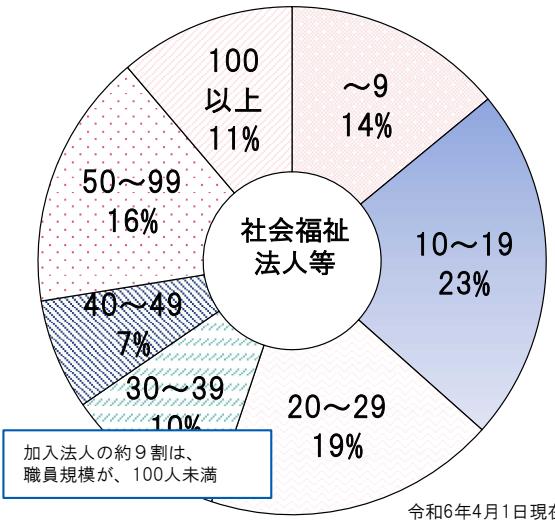
## 制度の仕組み



## 被共済職員の施設別内訳



## 加入社会福祉法人等の職員規模別内訳



## 福祉保健医療情報サービス(WAM NET)事業の概要

### ○ 福祉・保健・医療に関する情報を総合的に提供します

福祉・保健・医療の総合情報サイトWAM NET<sup>(\*)</sup>は、福祉及び保健医療に係る制度・施策、取組み状況などについて、福祉医療関係者や一般の方に向けて幅広く総合的に提供することで福祉と医療を支援しています。

#### 福祉保健医療分野の情報を幅広く提供

(主な提供情報)

- **行政情報**  
国で開催される会議の資料や開催日程など、福祉及び保健医療関連の制度やその動向などに関する最新情報を提供
- **福祉医療分野の制度・施策動向ウォッチ**  
国（厚生労働省等）で開催している審議会などの内容をピックアップして紹介
- **介護現場の生産性向上関連情報**  
業務改善に役立つガイドラインや介護ロボット・ICTの利用促進に関する情報などを提供
- **福祉医療経営情報**  
福祉及び保健医療に関する経営の参考となる情報をテーマ毎に連載形式で掲載
- **サービス取組み事例**  
福祉及び保健医療に関する法人の特徴的な取組み事例について掲載
- **制度解説コーナー**  
各種制度やサービス概要の解説をはじめ、利用者が実際にそのサービスを利用するまでの手続きの流れをわかりやすく解説
- **子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル**  
両立支援を必要とする方や人事労務担当の方などに向けて、子育て・介護と仕事の両立に役立つ各種情報をワンストップで提供

#### 国の公表制度に係るシステムの管理・運営

- **社会福祉法人（社会福祉連携推進法人）の財務諸表等電子開示システム**  
全国の社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画及び社会福祉連携推進評議会による評価結果を公表
- **障害福祉サービス等情報検索**  
全国の障害福祉サービス事業所の情報を公表
- **ここdeサーチ(子ども・子育て支援情報公表システム)**  
全国の認定こども園や保育所（認可外含む）、幼稚園などの情報及び施設の経営状況に係る情報を公表
- **医療法人経営情報データベースシステム**  
医療法人の経営情報のデータ収集及びデータベースを活用した分析等の結果を公表
- **災害時情報共有システム**  
災害発生時における施設の被害状況を迅速に把握・共有するためのシステム（対象：障害者支援施設等および児童福祉施設等）  
※ 令和7年度より保護施設等を追加予定

※ ワムネット：Welfare And Medical Service NETwork System

## 第13 地域福祉の推進等について（地域福祉課）

### 1 民生委員・児童委員について

#### （1）令和7年度における一斉改選について

民生委員については、令和7年12月1日に3年に1度の一斉改選が行われ、その結果は次のとおりとなっている。改選に当たっては、各都道府県及び市区町村、関係団体の方々には多大なご協力を賜り感謝申し上げる。

##### 【改選結果】

	令和7年度	前回（令和4年度）
定数	240,971人	240,547人
委嘱数	220,880人	225,356人

※ 委嘱数のうち新任委員69,207人、再任委員151,673人

※ 定数に対する委嘱数の割合（充足率）は91.7%

#### （2）随時委嘱に関する留意点

一斉改選以外の随時委嘱の場合であっても、市町村推薦会・都道府県・地方厚生局のそれぞれにおいて審査が行われるため、民生委員候補者とされてから実際に委嘱されるまで一定程度の期間を要しており、このようなスケジュールを把握していない候補者が、自身の推薦がなくなったものと誤認する事例が生じている。

このような事態を避けるためにも、可能な限り速やかに民生委員候補者に対して委嘱までのスケジュールの目安について伝達するなど、委嘱までの間に適切なコミュニケーションをとるなど配慮いただきたい。

### (3) 民生委員・児童委員に期待される役割について

地域共生社会の実現に向けては、令和6年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」を開催し、令和7年5月に中間とりまとめを、さらに、上記中間とりまとめを踏まえ、令和7年12月、社会保障審議会福祉部会において、報告書がまとめられた。

同報告書等では、全ての市町村において、「包括的な支援体制の整備」を推進していくという大きな方向性が示されるとともに、包括的な支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業について、今後の対応の方向性が提示されており、こうした方向性を踏まえて取組を進めて行く必要がある。

包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支えるものであり、民生委員・児童委員がこれまで長年にわたり実践してきた、地域住民への相談支援及び行政又は関係機関への「つなぎ役」としての活動は、まさにその土台となるものである。

地域共生社会担当部局におかれでは、包括的な支援体制の整備にあたり、民生委員・児童委員関係団体の方の地域の様々な課題解決の主体として積極的に関わってもらうための声かけと、民生委員・児童委員の現場の声を参考に取り組んでいただきたい。

### (4) 民生委員の活動環境の整備等について

#### ア 令和8年度における民生委員の活動に対する地方交付税について

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担が増加する中で、民生委員活動の一層の活性化及びその役割や活動内容の周知の必要性等を考慮し、さらには近年の物価高を踏まえ、令和8年度において地方交付税措置が拡充されることとなった。具体的な金額は確定次第、遅滞なく周知するので、情報提供にご留意いただきたい。

なお、令和8年度においても、各自治体における民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の予算措置状況等を確認するための調査を予定しているので、引き続き、ご協力をお願いしたい。

また、民生委員活動に係る地方交付税措置は、使途の制約のない報酬とは違い、民生委員活動に係る実費弁償費として講じているものである。公費を財源とする活動費の取扱いに当たっては、社会通念に鑑み、国民の誤解や疑惑が生じないよう御留意いただきたい。

なお、実費弁償費に係る所得税の取扱いについては、国税庁がホームページにおいて公表している所得税基本通達 28-8 に「地方自治法第 203 条の 2 第 3 項（報酬及び費用弁償費）の規定により受ける費用の弁償は、所得税法第 9 条第 1 項第 4 号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。」とあるように、費用の弁償として受けるもののうち、旅費その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものは課税の対象となる取扱いが示されているので御留意いただきたい。

#### イ 民生委員制度の普及啓発の強化・地域の実情等に応じた担い手確保対策

##### （ア）一般住民へ向けた普及啓発の強化

令和 4 年 3 月に全国民生委員児童委員連合会が、全国の 10~70 代の男女 1 万人を対象にインターネットを通じて行った調査によると、「役割や活動内容まで知っている」のは 5.4% に留まっている。

民生委員の存在はもとより、その役割や活動内容について広く国民に理解していただくことは、民生委員活動を推進していく上で重要であり、かつ、将来の担い手確保にも資するものと考えられる。このため、民生委員制度の一層の普及啓発に特段のご配慮をお願いする。

##### （イ）担い手確保のための先駆的取組

これまで、一部自治体における、広く住民に民生委員活動を理解していただくことや、民生委員の負担軽減、将来の担い手を確保することなどに資する独自の取組として、

- ・民生委員協力員の配置
- ・子ども民生委員の委嘱や大学生を対象にした民生委員インターンシップの実施

- ・タブレット端末などＩＣＴを活用した情報共有や定例会議のオンライン化
- ・ＳＮＳ（インスタグラム等）を活用した効果的・訴求力のある周知・広報活動
- ・行政のサポート体制の強化（府内の関係課室に民生委員からのワンストップ相談担当者を配置）

といった取組が行われている。令和6年度から創設した生活困窮者就労準備支援事業等補助金（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）の積極的な活用を周知してきたが、今後とも民生委員活動の一層の充実及び民生委員制度の普及啓発の強化のために、このような先駆的な取組を参考にしつつ、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組について更に実施、検討をいただきたい。

#### （ウ）所属企業等の理解促進

自治体によっては、首長から管内の経済団体や事業所あてに、従業員の民生委員活動に対する理解を促すために協力依頼文書を送付し、就労と民生委員活動を両立できるように配慮を求めている場合もある。

近年、定年の延長などの継続雇用を選択する方も増加し、従来の民生委員の担い手である企業等の退職者の確保が難しい状況が続いている。このため、自営業者以外の就業者の民生委員就任を後押しするため、このような取組について参考にしつつ、積極的な取組を実施いただくようお願いしたい。

#### （エ）民生委員の年齢要件

民生委員の年齢要件については、通知「民生委員・児童委員の選任について」（平成22年2月23日付雇児発0223第1号・社援発0223第2号）において、「75歳未満の者を選任するよう努めること。（中略）なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力な運用が可能であるので留意すること。」とされているので、特に、民生委員の委嘱数（充足率）が十分でない自治体においては、年齢要件について画一的に判断することな

く、選任される民生委員の健康状態や選任されることに関する意志、現職の民生委員にあっては実績も総合的に勘案するなど、地域の実情に応じた適切かつ弾力的な運用が図られるようお願いする。

#### ウ 民生委員への研修の充実

民生委員に対する研修経費については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（民生委員・児童委員研修事業）により補助を行っている。本事業の実施主体は都道府県、指定都市及び中核市であるが、実施自治体は着実に増えており、令和7年度は100自治体が実施している。各自治体におかれでは、当該補助金の活用等により、民生委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得できるよう、オンライン開催など実施方法を工夫し地域の実情に応じた研修の企画、実施をお願いする。

また、研修の企画、実施にあたっては、従前の研修課題に加え、新たな施策や社会的課題や現場のニーズ等を踏まえた研修内容の充実を図るようお願いする。

＜新たな施策や社会的課題等の例＞

- ・「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」（令和5年12月27日社会保障審議会（生活困窮者自立支援及び生活保護部会））
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）
- ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・共同の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）最終取りまとめ」（令和元年12月26日）
- ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）
- ・「重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員等との連携について」（令和3年3月31日社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」（令和4年12月27日関係府省会議決定）
- ・「孤独・孤立対策推進法」（令和5年法律第45号）

- ・「熱中症対策実行計画」（令和 5 年 5 月 30 日閣議決定）
- ・「第 4 次犯罪被害者等基本計画」（令和 3 年 3 月 30 日閣議決定）
- ・「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年 6 月 25 日犯罪対策閣僚会議）
- ・「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）
- ・「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」（平成 31 年 4 月消費者庁）
- ・「自殺対策白書」（令和 5 年 10 月 20 日閣議決定）
- ・「性的指向及び性自認」を理由とする困難を抱える者への対応（法務省）
- ・「年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）
- ・「アイヌ政策推進会議作業部会報告書」（平成 24 年 6 月 1 日）
- ・民生委員への個人情報の提供
  - 「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成 24 年 7 月 17 日社会・援護局地域福祉課事務連絡）
  - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A 及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A」（個人情報保護委員会）

## エ 災害時における民生委員の取組について

昨今、自然災害が多発しており、被災者への見守りや相談支援など、災害時においても、民生委員の役割は重要なものとなっている。

近年、梅雨期の大雪や台風により各地で甚大な被害が生じているところであり、これらの災害時の活動は危険を伴うことが考えられる。災害が発生する恐れが高い状況下（災害発生前）に、やむを得ず訪問などの屋外における危険を伴う活動を行う際には、その前提として民生委員ご自身の安全を確保した上で対応していただくよう、民生委員への周知をお願いしたい。

一方、避難情報が発令中（災害発生後）に地元住民の方々に対する見守り等の活動を行う必要が生じた場合には、民生委員自らが対応するのではなく、その状況を自治体に伝達する（自治体につなぐ）ことが重要であり、各自治体におかれでは、平時より、防災担当部局との連携を密にするようお願いする。

なお、民生委員自身が被災している場合もあるため、各自治体におかれでは、まず民生委員の被災状況を確認いただき、依頼を行う際にも過度な負担とならないよう十分に配慮されたい。

＜参考＞

- ・「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に関する取組の実施について」（令和 2 年 5 月 28 日府政防第 1221 号・消防災 98 号）
- ・「令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」（令和 2 年 12 月 24 日令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ）
- ・「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和 2 年 12 月 24 日令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ）
- ・「個別避難計画作成等への支援策等について」（令和 3 年 6 月 22 日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、厚生労働省社会・援護局地域福祉課等連名事務連絡）
- ・「令和 3 年 8 月の大震による災害に対する民生委員活動について」（令和 3 年 8 月 16 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）
- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月内閣府（防災担当））

オ 民生委員への個人情報の提供について

これまでも、当会議の参考資料などで、個人情報保護に関する法律についてのガイドラインに関する Q&A（平成 29 年 2 月 16 日個人情報保護委員会）の Q1-55 及び Q7-20 の内容を周知しているが、民生委員関係団体などから自治体や関係団体からの個人情報が提供されないため活動に苦慮しているとの要望が届いている。

これまでも繰り返しお伝えしてきたが、民生委員は非常勤・特別職の地方公務員であり、地方公共団体の職員に当たることから、活動する範囲内では個人情報取扱事業者から除かれる。また、民生委員には、民生委員法等において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要

な個人情報が適切に提供されることが望ましく、個人データの提供が法令に基づく場合や、当該民生委員等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることで当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本人の同意を得ることなく当該個人データを提供することができると解され（法第27条第1項第1号及び第4号）、したがって、これらの場合、民生委員等は本人の同意を得ることなく、個人データの提供を受けることは可能とされている。

各自治体におかれでは、個人情報の提供にあたっては、民生委員を含め現場での対応に任せのではなく、民生委員担当部局と個人情報保有部局の間で提供の可否や範囲などを調整し、関係者へ周知するなど、よりよい連携が図れるよう対応いただきたい。

## 2 社会福祉協議会について

### （ア）社会福祉協議会との連携について

社会福祉協議会については、いわゆるダブルケアや8050世帯など、一つの世帯において複雑化・複合化した課題を有するケースの顕在化や、地域住民が抱える福祉ニーズの多様化への対応に加え、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の再構築、災害時のボランティアセンターの運営、生活に困窮される方等への支援といった大きな課題に対応するため、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体においては、住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、今後とも社会福祉協議会と連携し、地域づくりに資する積極的な取組をお願いしたい。

(イ) 福祉活動指導員及び福祉活動専門員の配置に係る経費

【地方交付税算定基礎単価】

	令和7年度
福祉活動指導員設置事業 ※標準団体の行政規模は人口 1,700,000 人と想定	27,062千円
福祉活動専門員設置事業費 ※標準団体の行政規模は人口 100,000 人と想定	9,783千円

- ※ 福祉活動指導員は、都道府県又は指定都市の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、研究及び企画立案を行うほか広報、指導その他の活動に従事する者として、昭和38年から平成5年まで国庫補助してきたが、平成6年度に一般財源化。
- ※ 福祉活動専門員は、市区町村の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに広報、指導その他の実践活動の推進に従事する者として、昭和41年から平成10年まで国庫補助してきたが、平成11年度に一般財源化。

こうした一般財源化の経緯や全国の社会福祉協議会活動の状況等を踏まえると、多くの社会福祉協議会には、福祉活動専門員等が配置され、地域福祉推進の活動に取り組んできている。

近年の地域生活課題の多様化・複雑化、地域の支え合いの必要性の高まりを背景に、地域における社会資源等の調整役である福祉活動専門員等の活動は益々重要であることから、上記のとおり地方交付税算定基礎単価において一定の措置が図られている。各自治体におかれては、改めて、その活動状況について管内社会福祉協議会にも確認していただきながら、福祉活動専門員等の配置状況を踏まえた、適切な財源確保に努められたい。

### 3 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る平時からの取組について

近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいている。社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置・運営に携わることが多いことや、一部自治体においては、自治体と社会福祉協議会等の間で災害ボランティアセンターに関する協定を締結しているところもあることから、各自治体におかれては、災害発生後、速やかに災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、平時から防災担当部署や社会福祉協議会と十分連携し、災害ボランティアセンターの運営体制や関係機関との役割分担について取り決めておくなど環境整備に努められたい。

また、平時からの準備として、「災害ボランティアセンター等機能強化事業」により、以下の取組を推進しているので、各自治体及び社会福祉協議会においては、積極的な取組をお願いしたい。

- ① 全国社会福祉協議会において、災害ボランティアセンターの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、各都道府県における災害ボランティアセンターに関するノウハウの標準化を図る。
- ② 都道府県（都道府県社会福祉協議会）に市町村指導員を配置する等により、平時から市町村（市町村社会福祉協議会）への研修等を行う。  
加えて、県内の自治体、社福法人やNPO法人をはじめとした多様な関係機関・企業等との関係づくり、市町村域の災害時ケアプラン策定支援等の取組により、災害時における都道府県（都道府県社会福祉協議会）の機能強化を図る。（補助率1/2）
- ③ 市町村（市町村社会福祉協議会）においては、都道府県（都道府県社会福祉協議会）に配置する市町村指導員の指導・協力の下で、平時から災害ボランティアセンターの設置・運営の実地訓練等を行う。（補助率1/2）

本事業は、上記のように3段階から成る研修等の体制を構築し、それぞれの段階において事業を実施することで、より効果的な取組になるとを考えている。特に大規模災害時、広域をカバーする都道府県（都道府県社会福祉協議会）の役割は重要であることから、都道府県においては、本事業を活用し、平時からの関係作りや、管内市町村の環境整備に積極的に取り組んでいただきたい。

さらに、災害時に収集した情報の管理・共有が各災害ボランティアセンターにおいて標準化されておらず、個々に管理運用されていることなどが課題となっている。

このため、令和8年度予算案においては、平時から都道府県（都道府県社会福祉協議会）が行う市町村（市町村社会福祉協議会）のDX活用を促進・定着させる取組に係る加算を創設するなど、災害時に災害ボランティアセンターがDXを活用できる体制の構築を図ることとしているので、ご活用をいただきたい。

なお、災害ボランティアセンターがボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整を実施する場合の経費については、「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」（令和2年8月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）、同（被災者生活再建担当）事務連絡）が発出されているので、ご了知願いたい。

また、今般、災害救助法が改正（令和7年7月施行）され、同法上の救助の種類として「福祉サービスの提供」が新たに規定されるなど、災害関連死の抑制のためには、災害時に適切な対応をとることができるように、平時から災害時を見据えた福祉的支援の体制づくりが重要となっている。

今年度、「社会保障審議会福祉部会」及び「地域共生社会の在り方検討会議」でとりまとめられた各報告において、包括的な支援体制の整備に当たっては、防災分野とも連携を図り、平時から発災後に連携が必要となる関係者との連携体制の構築が必要である旨の指摘がされているため、平時から災害を見据えた防災担当部署や社会福祉協議会をはじめとした関係機関等と十分な連携づくりを進めさせていただくよう重ねてお願いする。

## 4 被災者に対する見守り等の支援の推進について

大規模災害により応急仮設住宅等に入居する被災者の孤立防止対策について、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行うために令和7年度補正予算及び令和8年度予算案において、引き続き、必要な予算を計上した。

関係自治体においては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めていただきたい。

被災者に対する見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて各種事業が実施されているが、発災時に被災者それぞれの状況に応じた切れ目のない支援が実施できるよう、「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」（令和2年12月7日付け当局地域福祉課、福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局認知症施策・地域介護推進課連名通知）を参考に各事業が十分な連携の下で実施されるようお願いする。

さらに、保健師等、社会福祉協議会、NPO等が巡回等により被災者に関する情報を把握する場合、関係者間で速やかに被災者に関する情報が共有され、被災者一人ひとりに寄り添って継続的に支援を行う「災害ケースマネジメント」の円滑な実施につながるよう、「被災者に関する標準的なヒアリングシートの積極的な活用について（令和7年10月15日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難者支援担当）、厚生労働省健康・生活衛生局健康課長事務連絡）が発出されているので、ご了知いただくとともに、災害時に必要な情報が隨時共有されるよう、平時から被災者台帳の担当部署との間で調整をしていただくようお願いしたい。

また、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成29年厚生労働省告示第355号）第七並びに「社会保障審議会福祉部会」及び「地域共生社会の在り方検討会議」での各報告を踏まえ、緊急事態においても早急な対応が可能となるよう、平時においても、自治体の関係部局はもとより、分野横断の支援機関とも積極的なネットワークづくりに努められたい。なお、被災により新たに本事業の実施について検討する場合には、速やかに当局地域福祉課に連絡していただきたい。

また、東日本大震災の被災地については、「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日閣議決定）に基づいて、引き続き十分な取組をお願いする。

## 5 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、生活上の悩みや自殺念慮、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24時間365日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的としている。

令和7年度においては、事業実施者として一般社団法人社会的包摂サポートセンターを選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施している。令和8年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を引き続き計上しているが、事業実施者については、改めて選定する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

本事業の相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体においては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

※ 平成27年3月27日付け社援地発0327第14号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」  
平成27年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

また、同様に、本事業と重層的支援体制整備事業の連携を十分に図っていくことが重要であることから、重層的支援体制整備事業を実施する自治体においては、本事業の事業者から課題の解きほぐし等が必要と考えられる者について対応の依頼があった場合には、関係者間で適切に情報共有し、支援していただきたい。

※ 令和3年3月31日付け社援地発0331第9号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「重層的支援体制整備事業と社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等との連携について」

## 6 地域づくりの推進について

人口減少に伴う地域社会の担い手不足の加速化や、社会全体のつながりが希薄化している中で、コロナ禍が長期に及んだことによって、孤独・孤立問題がより深刻化・顕在化しており、地域における「絆」や支え合いの重要性が再認識されている。

このような現状を踏まえ、地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくり等を通じ、身近な地域における共助の取組を活性化させるための取組を支援する市町村等に対して、「生活困窮者支援等のための地域づくり事業（以下「地域づくり事業」という。）」において補助することとしているので、積極的な活用をお願いする。

また、重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）の生活困窮分野における地域づくり事業として、本事業を位置付けているところでもあり、活用をお願いする。（重層事業の詳細については、第3「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制について」を参照すること）

なお、地域づくり事業の趣旨については、前述のとおりであるが、

- ・ 個人への現物給付又は個人負担を直接に軽減する事業を国庫補助協議している場合や、
- ・ 重層事業を実施する場合に、地域づくり事業の実施が必須とされていることから、事業の趣旨に沿わないものであっても、これまで地方自治体が自主的に取り組んでいた単独事業を重層事業に振り替えて国庫補助協議している場合など、地域づくり事業の本来の趣旨に合致しない協議が散見されるため、令和8年度予算案に係る国庫補助協議に当たっては、改めて事業内容の精査をお願いする。

## 第14 地方改善事業等について（地域福祉課）

※ 当該事業（隣保館・生活館）については、地方自治体によっては福祉部局ではなく人権擁護部局が所管しているため、確実に担当部局に情報共有をお願いします。

また、当該事業を実施する上で密接に関係する「生活困窮者自立支援制度」や「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備」などの情報についても併せて情報提供願います。

### 1 地方改善事業の実施について

#### （1）地方改善事業の実施について

##### ア 隣保館の運営について

隣保館は、「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付厚生労働省発社援第0829002号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を行っている。

隣保館の運営に当たっては、多様化する住民ニーズに的確に対応することができるよう、各自治体においては、引き続き本事業への積極的な取組について御留意願いたい。また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が損なわれるなどの支障が生ずることがないよう御配慮願いたい。

##### （ア）隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、各自治体においては、地域住民などから、特定の団体に恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き御留意願いたい。なお、管内の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

##### （イ）職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、重層的支援体制整備事業などの地域共生施策や生活困窮者自立支援制度などの福祉関連諸制度、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の

最近の動向を内容とした研修を行うなど、創意工夫をこらした研修の実施に努め、地域福祉の一翼を担うためにも、人権啓発のみならず、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

また、全国隣保館連絡協議会の主催により、全国隣保館長研修会は隔年、全国隣保館職員ブロック研修会は毎年開催しており、関係自治体より職員の参加をいただいているところであるが、現場のニーズを反映した研修内容とするためにも、当該研修会への企画段階からの参画について協力をお願ひする。

※ 本研修会については、国において開催していたが、昭和 52 年より全国隣保館連絡協議会の主催に変更。

#### イ 隣保館の耐震化対策等の促進について

隣保館の多くは、昭和 30 年から 50 年代に建設されているため、現行の耐震基準に適合していないなど、耐震化に課題を抱えている館が多い。このため、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成 30 年度より「防災・減災、国土強靭化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）に基づき、特に緊急に実施すべき耐震化整備等を集中的に実施したところであるが、上記の課題について解消に至っていない。

このため、令和 7 年 6 月 6 日に閣議決定された令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする「第 1 次国土強靭化実施中期計画」において、「社会福祉施設等の耐災害性強化対策」に隣保館の耐震化整備等も盛り込み、隣保館の耐震等の取組の更なる加速化・深化を図っており、令和 7 年度補正予算額：4.4 億円を計上しているので、御了知いただきたい。

令和 8 年度の地方改善施設整備費補助金の執行に当たっては、令和 8 年度当初に、できるだけ速やかに内示を行う予定にしているため、各自治体においては、当補助金の活用等による隣保館の耐震化等の整備について積極的な活用とともに、内示後速やかに契約がなされるようお願ひする。

【参考】

第1次国土強靭化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）（抄）

第4章 推進が特に必要となる施策

2) 保健・医療・福祉・廃棄物処理等の環境改善・充実

① 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化、災害拠点病院を始めとする医療機関の耐震化、非常用電源等の整備

推薦施策 95

・社会福祉施設等の耐災害性強化対策【厚生労働省・こども家庭庁】

《目標》

廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉等（全国約22万施設）の耐震化率

99.47%【R2】→ 99.71%【R12】→ 100%【R52】

また、高齢化や人口減少が進む中で、隣保館を含む公共施設等の利用需要が変化していくと考えられる。隣保館の整備に当たっても、安易に建替を行うのではなく、将来のニーズを考慮するなど長期的かつ持続可能な地域社会の形成の一助とする視点をもって、他施設との複合化や隣保館の集約化を検討する、ハザードマップなど様々な考慮要素と選択肢を踏まえて、より安全な地域における移転改築や防災機能の強化を図る、利便性の向上や地域資源の活用の効率化等を図るなど、将来に渡って地域に必要とされる隣保館となるよう十分に地域と連携の上整備いただきたい。

## (2) アイヌ施策の推進について

平成31年4月26日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）が公布され、令和元年5月24日に施行された。同法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すことを目的としている。

こうした中、生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場として、重要な役割を担っている。生活館の整備費については、令和元年度より、「地方改善施設整備費補助金」（厚生労働省所管）から、「アイヌ政策推進交付金」（内閣府所管）に移管されており、関係自治体におかれては、生活館の老朽化に伴う改修等の整備について、当交付金を積極的に活用いただきたい。

一方、生活館の運営費（地方改善事業費補助金）については、引き続き厚生労働省で所管しているので、これらの申請等に当たっては遺漏なきよう願いたい。

また、国内に居住されているアイヌの人々からの生活相談に対応するため、平成28年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、令和8年度予算案においても、当該事業を円滑に実施するための経費を計上している。各自治体におかれては、身近な相談窓口が少ない道外に居住するアイヌの人々に専用の相談窓口の存在が認知され、必要なときに相談いただけるよう、当事業に関する周知・広報について、引き続き特段の配慮をいただきたい。

### （3）隣保館・生活館における物価高騰に対する支援について

令和7年11月21日事務連絡「重点支援地方交付金を活用した救護施設及び女性自立支援施設等の支援について」において、隣保館及び生活館についてもエネルギー価格や、施設整備における資材費の高騰分の支援として当該交付金を活用することが可能とされているので、自治体の当該交付金担当課と連携の上、必要に応じて活用の検討をお願いする。

### （4）関係部局・機関との連携方策について

地域共生社会の実現に向けては、令和6年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」を開催し、令和7年5月に中間とりまとめを、さらに、上記中間とりまとめを踏まえ、令和7年12月、社会保障審議会福祉部会において、報告書がまとめられた。

同報告書等では、全ての市町村において、「包括的な支援体制の整備」を推進していくという大きな方向性が示されるとともに、包括的な支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業について、今後の対応の方向性が提示されており、こうした方向性を踏まえて取組を進めて行く必要がある。

包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うものであり、隣保館及び生活館のこれまで実践してきた、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての実践の蓄積を活かすことができると考えられるので、地域共生担当関係部局及び機関にそれらを共有いただきとともに、地域の様々な課題解決の主体として、地域共生社会の構築に積極的に関わっていただきたい。

なお、令和7年度社会福祉推進事業において、「地域共生社会の実現に向けた隣保館のあり方に関する調査研究事業」を学識経験者等にご協力いただき実施し、現在、報告書をとりまとめ中である。隣保館の地域共生に向けた取組の好事例などをまとめる予定であるので、ぜひ、今後の取組の参考とされたい。

## (5) 人権課題に関する啓発等の推進について

### ア 民生委員に対する普及・啓発について

民生委員は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を行っているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消推進法及びアイヌ施策推進法の関係法令、隣保館や生活館の活動状況も十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくよう御配慮願いたい。

(参考) 「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開について」（平成24年6月1日）抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

## イ 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、近年では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生している。については、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消推進法やアイヌ施策推進法の関係法令も踏まえ、特段の配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと考えられる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行っていただきたい。

## (6) 他法における状況について

### ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」が平成28年4月1日より施行されている。当該法律では、第7条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第10条において、第7条に規定する事項に関し、地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努めていただきたい。

○内閣府 HP (障害を理由とする差別の解消の推進)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

#### イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号）が成立し、平成 28 年 12 月 16 日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努めていただきたい。

○法務省 HP（同和問題に関する正しい理解を）

[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html)

#### ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）が、平成 28 年 6 月 3 日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努めていただきたい。

○法務省 HP（ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動）

[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00108.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)

# 第15 消費生活協同組合の指導・監督について

(消費者生活協同組合業務室)

※ 消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「生協」という。）については、都道府県によっては福祉部局ではなく生活安全・消費者行政担当部局等が所管していることから、担当部局への確実な情報共有をお願いします。

## 1 生協行政の基本的な考え方について

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的としている。

生協は、

- ・一定の地域又は職域による人ととの結合（相互扶助組織）であること
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること
- ・任意に加入し脱退することができること
- ・組合員の議決権・選挙権は平等であること

等を要件として、利用（消費）者である組合員が出資し、意思決定や運営に参画することにより、宅配や店舗等における商品供給、共済、医療、福祉事業に加え、相互扶助の理念に基づき、地域の高齢者の見守り活動、子育て支援、災害発生時における被災者支援活動等の社会貢献活動にも取り組んでいる。

生協の指導・監督に当たっては、このような生協の基本的性格や事業及び社会貢献活動の実施状況等、生協について十分に理解した上で行うことが肝要であることから、各都道府県におかれでは、所管する生協の運営状況を十分に把握し、消費者行政といった観点に留まることなく、運営実態に即した適正な助言・指導をお願いする。

## 2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

### (1) 生協への指導検査・監督の適切な実施について

国における指導検査の結果においては、以下のとおり、生協法等の関係法令や定款等に従った運営がなされていない等、運営管理が適正に行われていない事項が認められる。

(主な指摘事項)

①内部管理態勢に関すること

- ・ 総（代）会の招集通知において、生協法及び消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第 1 号。以下「施行規則」という。）に規定する必要な事項が記載されていない
- ・ 理事会は、業務の運営方針及び執行を決定する等、極めて重要な意思決定機関であることから、書面による出席及び議決権の行使は認められていないにも関わらず、書面による出席のみで開催している
- ・ 理事の利益相反取引に関して、理事会における取引の事実の開示及び承認並びに取引後の報告が行われていない
- ・ 総（代）会の議決事項として付議する事項が理事会において議決されていない
- ・ 監事監査にあたり、監査方針や監査計画が策定されず、かつ、監査規則に規定されている監査すべき事項が実施されていない等、適正な監査が行われていない
- ・ 定款に基づき策定が必要となる規程が整備されていない

②組合事業に関すること

- ・ 員外利用許可申請が必要な事項にも関わらず行われていない

③会計に関すること

- ・ 決算関係書類において、適正な会計処理が行われていないことや、注記の記載誤り等の不備がある

#### ④利用者情報保護等の管理態勢に関すること

- ・個人情報保護に関する職員への教育、運用状況の定期的な監査が実施されていないことや、個人情報を取り扱う委託事業者に対し、個人情報の安全管理に関する必要な監督が行われていない

このため、貴管内生協に対しては、引き続き適正な指導検査や助言をお願いするとともに、特に、基本的な事項や多数の事項に課題がある生協や財務状況が悪化している生協に対しては、組合員に不利益が生じることがないよう、次の対応が必要である。

- ・特に重要な課題に焦点を当て、メリハリのある指導を行うこと
- ・生協側と改善に向けた方向性の認識を共有した上で、深度ある原因分析を行い、確実な改善につなげること
- ・問題点については的確に指摘するとともに、改善に向けたスケジュールの方向性等を共有すること
- ・指摘事項に対する改善を進めるに当たっては、具体的かつ論理的に根拠を示すとともに、改善すべき点を明確に示すこと
- ・生協に対して指摘事項の趣旨を十分に理解させた上で、生協が主体的・能動的に改善に向けた取組を行うよう指導すること

については、検査時のみの指導に留まらず、必要に応じて継続的な指導・助言をお願いする。

#### (2) 不祥事案について

生協において不祥事案が確認された場合には、ただちに所管行政庁へ状況を報告するよう指導するとともに、その原因を明らかにし、必要に応じて法的措置を実施すること等を徹底していただくよう適切な指導をお願いする。

また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第25条に基づき、生協が保有する個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行い、委託した個人データの安全管理が図られるよう、指導をお願いする。

- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン  
(通則編) 3-4-4 委託先の監督 (法第 25 条関係)



[http://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines\\_tsusoku/#a3-4-4](http://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/#a3-4-4)

### (3) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、生協法第 2 条第 2 項において、「消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない。」と規定されている。これは、生協が、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とする協同組織であり、役職員や組合員が個人として政治活動の自由を有することは言うまでもないが、政治問題に組織として関わることは、生協に対する誤解や偏見を生み、生協の健全な運営と発展に対する阻害要因となるおそれがあるという趣旨である。

この趣旨を踏まえ、各都道府県におかれては、所管生協の政治的中立の確保が徹底されるよう厳正な指導をお願いする。

- 「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について（通知）」  
(昭和 62 年 6 月 30 日付厚生省社会局生活課長通知)

### (4) 休眠生協への対応について

一部の都道府県においては、活動を実施していない生協（休眠生協）が存在している状況が見受けられることから、所管行政庁として適切に状況を把握いただくとともに、必要な措置等について検討をお願いする。

### 3 地域共生社会の実現に向けた生協の取組について

厚生労働省においては、①生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会、②社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会、の2つの視点からなる、地域共生社会の実現に向けた取組を積極的に進めている。

相互扶助の理念に基づき、現在も高齢者の見守り活動や買い物支援、地域の居場所の確保、子育て支援、災害時における被災者支援など様々な取組を実施する生協があるが、生協法においては、生協が行う社会貢献活動を促進するため、事業で生じた余剰金の一部の活用や、一定の要件の下、組合員以外の事業の利用を認めており、今後、少子高齢化の進展や、人口減少等の社会情勢の変化が見込まれる中で、生協は、地域社会を支える重要な担い手としてこれまで以上に社会貢献活動に積極的に取り組んでいくことが大いに期待される。

また、昨年（令和7年）は、国連が定める国際協同組合年であり、国会において協同組合の振興を図る決議がなされ、その中で、「協同組合が相互扶助の精神に基づき地域社会の持続可能な発展のために活動している点を重視し、持続可能な地域社会づくりに当たっては、その有力な主体として協同組合を位置づけること。」とされたところである。

については、厚生労働省においては、各地の生協の取組を「生協による地域課題の解決及び地域福祉に資する取組事例（第三弾）」として公表（※）することにより、積極的に周知しているが、各都道府県においては、生協が自発的な意思に基づく相互扶助組織であることを前提に、各生協の取組等も参考としつつ、府内関係部局はもとより、管内生協、管内市町村及び地域福祉に取り組む団体との情報共有や連携を深めていただくようお願いする。

※厚生労働省HPで公表している事例集

①生協による地域課題の解決及び地域福祉に資する取組事例

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokkyoku-Shakai/0000179936.pdf>

②生協が行う地域福祉の先駆的な取組事例（第二弾）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000342610.pdf>

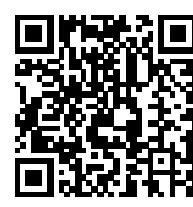
③生協による地域課題の解決及び地域福祉に資する取組事例（第三弾）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001395054.pdf>

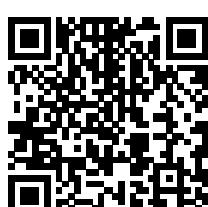
①QRコード



②QRコード



③QRコード



## 4 災害時の取扱いについて

### (1) 員外利用に係る取扱いについて

近年、大規模な地震や豪雨などの自然災害が多発する中、各地の生協においては、自治体との協定に基づき災害発生直後から生活支援物資を供給するなど、迅速な支援活動に取り組まれている。

生協法においては、災害時における物品供給について、次のとおり、員外利用を認めている。

① 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合（行政庁の許可不要、利用分量の限度なし）（生協法第12条第3項第2号）

② 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外（※）で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合（行政庁の許可が必要であり、利用分量 20/100）（施行規則第11条第1号ホ）

※ 上記②については、大規模な災害で都道府県を越えた広域的な避難を行った場合等を想定している。

については、引き続き被災者の生活の早期安定に寄与するため、当該規定について十分に御了知の上、活用いただくようお願いする。

## (2) 共済事業実施生協に対する「緊急特別取扱い措置」について

災害が発生し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合、当該地域の共済事業実施生協に対して、緊急特別取扱い措置に関する事務連絡を発出しており、被災された共済契約者に対して、

- ① 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置
- ② 業務停止等における対応に関する措置等の緊急特別取扱い措置を行うよう依頼している。

本事務連絡については、災害救助法が適用された都道府県にも共有していることから、管内の共済事業実施生協に対する取扱いの参考としていただくようお願いする。

## 5 その他

### (1) 生命保険料控除の拡充について（資料第 15 参照）

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えていることから、生命保険料控除制度においても、こうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。

については、令和 8 年度税制改正の大綱において、所得税法上の一般生命保険料について、居住者が年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合には、令和 9 年分における当該控除の最高限度額を 6 万円（現行 4 万円）とすること等とされたことから御了知願いたい。

（注）一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は 12 万円とする（現行と同様）。

## (2) 下請法の改正（取適法）について

下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）が、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律に改正（令和 8 年 1 月 1 日施行）された。

同法において、資本金及び従業員数の基準を上回る事業者が、製造、修理、情報成果物の作成、役務提供、特定運送の業務を委託する場合にあっては、発注内容等の明示、書類の作成・保存、支払期日の設定、遅延利息の支払いについての義務が課されたことに加え、受領拒否、支払遅延、減額、返品、買いたたき、購入・利用強制、報復措置、対価の早期決済、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し、協議に応じない一方的な代金決定が禁止されることにより、取引の適正化が図られることとなった。

また、事業所管大臣に対して指導・助言権限等が付与された（生協が行う共済事業についての事業所管大臣は厚生労働大臣）ことから、各都道府県におかれては、同法に違反する事実が認められた場合は、当室に報告いただくようお願いする。

○公正取引委員会の H P

（中小受託取引適正化法（取適法）関係）

[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/toritek1hou.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritek1hou.html)



## (3) 金融商品取引法等の一部改正について

特定共済契約については、契約の締結前や締結時等において、顧客に対し原則として「書面を交付」した上で、顧客の承諾を得た場合においては書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされていたが、今般、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）の改正により、「書面」又は「電磁的方法」のいずれかによるかを任意に選択できることとなったため、施行規則の改正を行った。

各都道府県におかれでは、管内の生協に対し、周知徹底を図るとともに、円滑な施行をお願いする。

#### (4) 所得税法等の改正による新法人税創設について

##### (グローバル・ミニマム課税)

令和3年に、グローバル・ミニマム課税について国際合意がなされたことを踏まえ、所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)において、

- ①各対象会計年度の国際最低課税額に対する新たな法人税
- ②新法人税に係る新たな地方法人税

が創設され、令和6年3月に、企業会計基準委員会が実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」を公表した。

これに伴い、当該事項がある場合には、生協法第31条の9第1項及び第2項により、その成立の日における貸借対照表並びに各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならないこととされていることから、その表示方法を反映するために、施行規則の改正を行った（令和7年6月4日施行）。

各都道府県におかれでは、管内の生協に対し、周知徹底を図るとともに、円滑な施行をお願いする。

#### (5) 公証人法の改正について

貸付事業を行う生協が作成する「特定公正証書」の作成方法については、その方法について明確にされていなかったが、今般、公証人法（明治41年法律第53号）の改正により、書面又は電磁的記録をもって作成することが明確化されたことから、施行規則の改正を行った（令和7年10月1日施行）。

各都道府県におかれでは、管内の生協に対し、周知徹底を図るとともに、円滑な施行をお願いする。

## (6) 消費生活協同組合（連合会）実態調査について

令和7年度消費生活協同組合（連合会）実態調査の結果については、令和8年3月に当省のHP及び政府統計の総合窓口において公表（※）することを予定している。

一方、令和8年度調査については、昨年度調査と同様に厚生労働省が委託した民間事業者から生協へ直接調査票を配付する予定であるが、調査対象となる生協の情報については、各都道府県より提供いただくこととしているので、引き続き御協力をお願いする。

※消費生活協同組合（連合会）実態調査

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/98-1.html>



## (7) 令和8年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

生協の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を毎年開催しているが、令和8年度の開催の詳細については追って連絡するので御了知願いたい。

## 1 大綱の概要

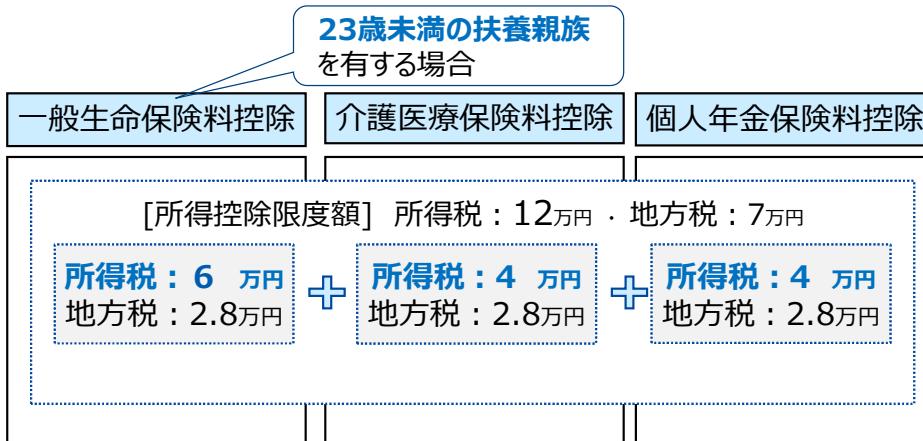
年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除制度の拡充措置の適用期限を1年延長する。

## 2 制度の内容

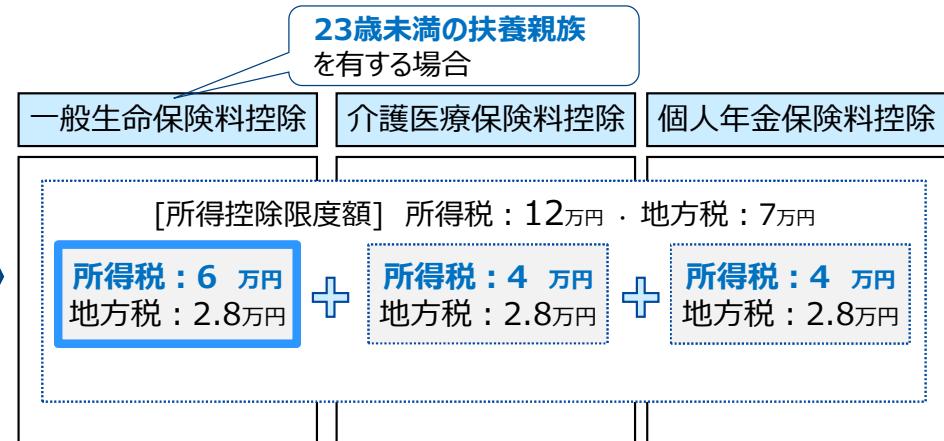
子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、子育て世帯には様々な保障ニーズが存在しており、子育て支援の観点からは、子育て世帯が将来に向けた保障を安定的に継続して確保できる環境を整備することが求められる。

こうした点を踏まえれば、現行、1年間の时限措置として認められた生命保険料控除制度の拡充措置（23歳未満の扶養親族を有する場合、一般生命保険料に係る所得控除（原則4万円）に2万円の上乗せ）についての適用期限を1年間延長する。

### 【現行（令和8年の时限措置）】



### 【改正後（令和9年までの时限措置）】



※措置の内容は変更無し

## 令和8年度予算（案）の概要

社会・援護局（社会）

令和8年度 予算（案）額	2兆9,739億円
令和7年度 当初予算額	2兆9,465億円
差 引	+274億円
《令和7年度補正予算額	2,014億円》

※ 復興特別会計分、デジタル庁計上分を含む。

※ こども・子育て関連事業のうち社会・援護局（社会）計上分を含む

### 《主要事項》

I 地域共生社会の実現に係る施策の推進	2
1 生活困窮者自立支援の推進	
2 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進	
3 困難な問題を抱える女性への支援の推進	
4 自殺総合対策の推進、ひきこもり支援の推進	
5 相談支援、地域づくり等による包括的な支援体制の整備	
II 生活保護制度の着実な推進	9
1 生活保護に係る国庫負担	
2 生活保護の適正実施等	
3 都道府県等における指導・監査体制の確保	
III 福祉・介護人材確保対策等の推進	13
1 福祉・介護人材確保対策の推進	
2 外国人介護人材の受入環境の整備等	
3 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援	
IV 災害時における福祉支援	18
1 災害時における福祉支援体制の整備促進	
2 災害時における見守り・相談支援等の推進	
3 福島県における福祉・介護人材確保対策	

# I 地域共生社会の実現に係る施策の推進

## 1 生活困窮者自立支援の推進

827億円※（762億円※）

《令和7年度補正予算 105億円》

※こども・子育て関連事業のうち社会・援護局（社会）計上分を含む

令和7年4月に施行された改正生活困窮者自立支援法等による取組を全国の自治体において着実に進めるため、自立相談支援事業における住まい支援等を推進するとともに、就職氷河期世代等支援にも資するよう、認定就労訓練事業の普及促進を図る。

また、貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習・生活支援事業の実施を推進するなど、生活困窮者に対する支援体制の更なる強化を図る。

### ＜主な改善内容＞

#### ○ 住まいに係る相談機能等の充実【拡充】

生活困窮者の相談窓口である自立相談支援機関において、引き続き、「住まい相談支援員」の配置を進め、福祉事務所設置自治体で、住まいに係る相談支援から入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援を行えるよう体制整備を図る。

#### ○ 認定就労訓練事業の普及促進【拡充】

就職氷河期世代等支援にも資するよう、研修等の機会を通じ、認定就労訓練事業の更なる普及促進を行うことで、認定就労訓練事業の活用を推進する。

#### ○ 子どもの学習・生活支援事業の推進【拡充】

子どもの学習・生活支援事業の基本基準額が長年据え置かれてきたことから、昨今の賃金上昇等を踏まえ、基本基準額の引上げを行う。

#### ○ 福祉事務所未設置町村における一次相談の推進【拡充】

福祉事務所未設置町村における一次的な相談対応を推進することで、包括的支援体制の整備促進を図る。

### （参考）令和7年度補正予算

#### ○ 生活困窮者自立支援の機能強化事業

36億円

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、家計改善支援の質の向上に関する取組等を行う。

- 就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援 1. 3億円
 

就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって各事業を時限で実施することにより、全国的な事業実施に向けた環境整備を行う。
- 就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練の普及促進事業 55百万円
 

認定就労訓練事業のパンフレットを作成し、事業関係者（対事業者向け、対利用者向け、対関係者向け）に対して周知する。また、就労準備支援事業利用者が引き続き認定就労訓練事業を利用できるよう利用者に対する交通費を補助する。
- 子どもの学習・生活支援の緊急強化事業 2. 3億円
 

子どもの学習・生活支援事業において体験格差の解消に取り組むとともに、事業の全国的な実施に向けた環境整備として、未実施自治体における事業の立ち上げを支援する。

また、高校生世代に対する学習支援（進路相談や情報提供を含む。）を都道府県が新たに実施するとともに、国から民間団体へも委託して支援を重層化する。
- 生活困窮者総合型就労支援モデル構築のための調査研究事業 1. 0億円
 

生活困窮者の個別のニーズに合わせた、より効果的・効率的な就労支援を行うため、自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業を一体的に実施し、一貫した就労支援を行うスキームの構築を図る。
- 中間支援組織の立ち上げ等支援事業 27百万円
 

都道府県において、支援者同士の連携や、支援者を支えるためのネットワーク組織の立ち上げ支援を行う。また、こうしたネットワークを活用し、就労準備支援事業等の広域実施に向けた取組を行う。
- 生活福祉資金業務システムのオンライン化に向けたシステムの構築等 23億円
 

生活福祉資金業務について、相談から貸付決定までの手続きをデジタル化するためのシステムの設計・構築を行うとともに、既存の債権管理システムについて、今回見直しを行う業務フローに適応したシステムへの更新を行う。
- 生活福祉資金貸付原資の積増し 11億円
 

生活福祉資金について、貸付に必要な原資の積増しを行い、円滑に事業が運営できる環境を整備する。
- 生活困窮者自立支援統計システムのガバメントクラウド移行に向けた調査研究 1. 2億円
 

ガバメントクラウド上での生活困窮者自立支援統計システムの運用に向けて、移行にかかる課題を整理し、今後の設計・開発・構築に必要となる情報を調査・収集する。

等

## **2 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進**

### **(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進等**

**7. 8億円 (9. 4億円)**

**《令和7年度補正予算 2. 8億円》**

都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の場を設けることや、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援研修を実施すること等により、市町村支援機能の強化を図る。

また、市町村において、中核機関の整備を進めるとともに、相談対応時における関係機関の役割調整、専門職後見人から市民後見人への交代を想定した受任方針の検討などの中核機関のコーディネート機能を強化することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

#### **(参考) 令和7年度補正予算**

##### **○ 成年後見制度利用促進体制整備推進事業 2. 4億円**

市町村において、中核機関のコーディネート機能のための意思決定支援の確保を図る取組等を行うとともに、都道府県において、虐待等の支援困難事案に対応できるよう、警察等を含めた都道府県単位のネットワークの整備を行う。

##### **○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業 38百万円**

都道府県・指定都市において、本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化を行う。

### **(2) 日常生活自立支援事業による権利擁護支援の推進 38億円 (38億円)**

**《令和7年度補正予算 7. 1億円》**

認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。

#### **(参考) 令和7年度補正予算**

##### **○ 身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業 7. 1億円**

社会保障審議会福祉部会における議論を踏まえ、日常生活自立支援事業の枠組みの中で、頼れる身寄りがない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、円滑に入退院・入退所をするための手続等の支援や死亡した後の葬儀・火葬の手続等の事務の支援を試行的に実施する。

### (3) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

地域支援事業交付金の内数<老健局にて計上>

地域生活支援事業費等補助金の内数<障害保健福祉部にて計上>

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進とともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

## 3 困難な問題を抱える女性への支援の推進

52億円（51億円）

《令和7年度補正予算 3. 6億円》

### (1) 官民協働等による自立支援のための就職支援等の充実【拡充】

自立に向けて生活習慣の改善等の支援を受けながら一定期間居住できる場所（ステップハウス）の利用者について、就職活動や資格取得等に係る支援を実施する。

（参考）令和7年度補正予算

○ 官民協働等女性支援加速化事業	2.7億円
令和6年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく、民間団体との協働等による包括的な支援体制の構築の加速化を図り、潜在化している多様な女性支援ニーズに対応する。	
○一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業	40百万円
DV加害者等からの追跡のおそれのない入所者向けに、生活制限（携帯電話の使用、外出・通勤通学の禁止）を緩和したサテライト型の一時保護所・施設を確保するモデル事業を実施し、支援が必要な者の状況に応じた生活再建や地域移行をよりスムーズに行える効果的な支援の在り方を検討する。	
○ 女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業	48百万円
女性相談支援センター等において、女性支援に関わる地域資源の開拓や、退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行うモデル事業を実施し、地域の連携体制強化に向けた効果検証を行う。	

### (2) 女性相談支援センター（一時保護所）や女性自立支援施設における支援の実施【拡充】

女性相談支援センターにおいて一時保護等を実施するとともに、女性自立支援施設において、中長期的に自立に向けた生活支援を行うことにより、困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図る。また、女性相談支援センターの一時保護の支援体制の充実を図るとともに、一時保護所が第三者評価を受審した場合の費用を支援する。

## 4 自殺総合対策の推進、ひきこもり支援の推進

### (1) 自殺総合対策の推進【拡充】

41億円（40億円）

《令和7年度補正予算 21億円》

「改正自殺対策基本法」、「第4次自殺総合対策大綱」及び「子どもの自殺対策緊急強化プラン」を踏まえ、地方自治体等における相談事業等の実施を支援し、これらの健康相談統一ダイヤルにおいてフリーダイヤルの利用を可能とするとともに、子ども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進を図るなど、地域の実情に応じた自殺対策の取組を支援する。

(参考) 令和7年度補正予算

#### ○ 地域における自殺対策の強化

21億円

地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援や、社会的に孤立したり、孤独を抱えたりしている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援を行う。

### (2) ひきこもり支援体制の整備の推進等

17億円（18億円）

《令和7年度補正予算 1.5億円》

ひきこもり状態にある方やその家族への支援を充実するため、ひきこもり支援推進事業において、都道府県ひきこもり地域支援センターによる管内市区町村に対するサポート体制を強化し市区町村での相談支援体制の構築を促進するとともに、支援体制の地域偏在等の課題への対応を図るため、都道府県や市区町村における広域連携を推進する。

(参考) 令和7年度補正予算

#### ○ 共同生活型自立支援による社会参加促進モデル事業

84百万円

都道府県において、共同生活等による支援(合宿型支援)を効果的に取り組む民間事業者に委託し、支援事例及び成果等のデータ収集を実施する。また、収集したデータ等をガイドライン作成のために国へ報告する。

#### ○ 共同生活型自立支援における実践に関する研究事業

61百万円

効果的に合宿型支援を実施する民間事業者の取組について、実践事例の効果を収集・検証し、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインを整理する。

## 5 相談支援、地域づくり等による包括的な支援体制の整備

### (1) 包括的な支援体制の整備の推進【新規・拡充】 4. 8億円（9. 4億円）

《令和7年度補正予算 3. 5億円》

社会保障審議会福祉部会における議論や、地方創生の基本構想を踏まえ、今後担い手不足が深刻化する地域における既存の相談支援・地域づくり事業の機能集約を図るためのモデル事業を実施するなど、包括的な支援体制の整備を推進する。

また、都道府県による市町村への伴走的支援等の後方支援の推進や、国と都道府県が共同で支援を行うことによって得られる市町村への支援ノウハウの研究等を行う。

(参考) 令和7年度補正予算

#### ○ 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業

3. 0億円

市町村において、地域住民による地域活動の中で生活課題が福祉的に解決されている事例や、地域住民主体の組織等との連携体制の構築、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制整備の事例や調査研究の結果などを参考にしつつ、地域との連携・協働の在り方を検証するモデル事業を実施する。

#### ○ 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル構築支援事業

50百万円

「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業」の実施市町村において行われる取組に対し、必要な助言等を行い、行政として地域に根ざした地域づくりを行うために必要なアプローチ等に係るモデルを構築する。

### (2) 重層的支援体制整備事業の実施【拡充】 844億円※（718億円※）

※こども・子育て関連事業のうち社会・援護局（社会）計上分、  
障害保健福祉部計上分、老健局計上分を含む。

生活困窮者自立支援制度を軸とした相談支援や地域づくりを一体的に行う包括的な支援体制の整備を推進するための手段の1つとして、重層的支援体制整備事業を実施する。

### (3) 寄り添い型相談支援事業の推進

7. 5億円（7. 5億円）

生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々の生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者などの社会的な繋がりが希薄な方々の課題解決を図るための相談先として、24時間365日無料の相談窓口を設置し、相談員による電話相談に加え、オンラインによる多様化した相談への支援等を実施する。

#### （参考）令和7年度補正予算

##### ○ 寄り添い型相談支援緊急強化事業

1. 1億円

多様なニーズを持つ相談者に対する相談体制を充実させるため、新たに、傾聴相談の対応が可能な生成AIを活用した電話・チャット相談を導入する。

## II 生活保護制度の着実な推進

### 1 生活保護に係る国庫負担

#### (1) 保護費負担金

2兆8,027億円（2兆7,808億円）

生活保護を必要とする者に対して適切に保護を実施するため、生活保護費に係る国庫負担に要する経費を確保する。

※ 生活扶助基準について、社会経済情勢等を総合的に勘案して見直しを行う。

具体的には、令和8年度については、以下の臨時的・特例的な対応を行うこととし、令和8年10月から実施する。

- ・令和4年の社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果による額に月額2,500円／人を加算（現行の加算より+1,000円）
- ・加算後もなお従前の基準額から減額となる世帯は従前の基準額を保障

#### （参考）令和7年度補正予算

##### ○ 平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応

1,475億円

社会保障審議会生活保護基準部会最高裁判決への対応に関する専門委員会の報告書等を踏まえ、当時の生活保護受給者等に保護費の追加給付を行うとともに、地方自治体で支給事務を実施する際に必要となる体制整備等に要する経費を補助するほか、当時の受給者等に給付内容を周知等するため、国において相談センターの設置や広報を行う。さらに、基準改定訴訟の原告に対して、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、保護費に代えてこれに相当する分を予算措置の特別給付金により支給する。

- ・保護費の追加給付に要する費用：1,055億円
- ・支給事務に係る自治体への補助：401億円
- ・相談センターの設置等：17億円
- ・原告への特別給付に要する費用：2億円

#### (2) 保護施設事務費負担金

361億円（352億円）

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

※ 日常生活支援住居施設の運営体制の強化（委託事務費の見直し）や、救護施設等における施設機能の強化（ICT活用推進等）などを実施する。

## 2 生活保護の適正実施等

192億円（197億円）

《令和7年度補正予算 92億円》

### （1）生活保護の適正実施、生活保護業務の負担軽減

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正実施、福祉事務所の体制確保による業務の負担軽減や効率化等を実施する自治体への支援などを行う。

#### ① 適正受診・健康管理の推進

被保護者に係る健診情報やレセプト情報等のデータに基づいた、生活習慣病の発症・重症化予防等の取組を推進するとともに、医療扶助の適正実施の推進に向けて、各自治体の実情に応じた効果的な事業実施等を可能とする。

#### ＜主な改善内容＞

##### ○ 医療扶助等適正実施総合事業【再編】

各自治体の実情に応じた事業実施等が可能となるよう、細分化されていた既存の補助事業（医療扶助適正化等事業）を統合するとともに、適正受診や医薬品の適正使用に資する取組等に対し重点的に配分することで当該取組等を強化する。

#### （参考）令和7年度補正予算

##### ○ 医療扶助等におけるDX推進調査研究事業

3. 6億円

医療、介護DXに関連した施策の医療扶助等への影響調査、要否意見書の電子化に係る検討、地域課題の分析や重複・多剤投与等の対象者抽出などの効率化に向けた、レセプト等の医療情報の活用方策（例えばデータベース構築、業務効率化ツールの開発など）、医療扶助等に係るデータ分析支援ツールの機能充実に関する調査研究を行う。

##### ○ 頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業

8. 0億円

頻回受診等の未改善者への個別的・集中的な支援、健診より簡易な問診票等を活用した健康管理支援の対象者のスクリーニング、健康づくりに向けた社会参加や就労・ボランティアへの参加勧奨など、新たな取組をモデル的に実施する。

##### ○ 医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関・指定薬局への補助

22億円

医療機関等に対し、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けたレセプトコンピューターシステム等に係る改修費用等を助成することにより、オンライン資格確認の更なる普及促進を図る。

## ② 生活保護業務の負担軽減

面接相談業務、収入・資産申告書の徴収及び関係先調査等を実施する人員を確保することで、ケースワーカーの業務負担軽減を図り、福祉事務所の実施体制を整備する。

### (参考) 令和7年度補正予算

○ 生活保護業務デジタル化推進事業	10億円
実務を担うケースワーカーが、個々の被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を重点的に行うことができる環境の整備を図るため、デジタル技術を活用した業務の負担軽減や効率化（例：預貯金調査のオンライン化、AIを活用した法令検索など）を推進する。	
○ 生活保護業務のデジタル化調査研究事業	94百万円
生活保護業務プロセス及び基幹事務システムの標準化について、調査研究を行い更なる業務負担軽減を図る方策を検討し、業務効率化の推進を図る。	
○ ケースワーカーの業務負担軽減の推進	24億円
面接相談業務の一部、要保護者の収入資産報告書徴収及び関係先調査等を実施する人員を拡充することでケースワーカーの業務負担軽減を一層推進し、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援を可能にする体制を整備する。	

## ③ 貧困ビジネス対策の実施【新規】

いわゆる「貧困ビジネス」への対策として、新たに生活支援サービスに関するガイドラインを策定するとともに、都道府県等における無料低額宿泊所（無届施設を含む）に関する情報収集・情報共有体制の強化や、ケースワーカーによる被保護者への助言・支援を推進することにより、被保護者の自立を阻害する不適切事例への対応を強化する。

## （2）就労による自立支援の推進等

被保護者の就労支援に向けて、ハローワークへの同行等を行うとともに、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題がある者等に対して、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善に向けた支援を行い、被保護者の自立助長の推進を図る。また、日常的な金銭管理に課題がある者への支援等を行う。

### ＜主な改善内容＞

#### ○ 被保護者地域居住支援事業の充実

被保護者地域居住支援事業において、生活保護法に基づく調整会議等を通じた多機関による専門的な支援や、日常的な金銭管理に課題がある者への支援などをを行う体制を推進する。

(参考) 令和7年度補正予算

- |   |        |
|---|--------|
| ○ 生活保護受給者の多様な働き方推進モデル事業   | 3. 4億円 |
| 個々の被保護者の状況に応じた多様な働き方や社会参加を推進するため、短時間就労など被保護者の状況に応じた働き方に向けたきめ細かな支援や、高齢者に対する就労機会の案内・支援など、地域の実情・課題に応じた試行的な取組を推進する。       |        |
| ○ 被保護者就労準備支援等加速化事業  | 15億円   |
| 令和7年4月に施行された改正生活保護法において、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業が法定化されたことを受け、これらの事業の未実施自治体に対し、早期・着実な事業実施に向けた重点的な支援を行う。 |        |
| ○ 都道府県等による生活保護業務支援事業  | 42百万円  |
| 都道府県等が管内福祉事務所に対して査察指導員等の資質向上に係る研修を実施することで、全国的な査察指導員等のレベルアップを図る。   |        |
| ○ 生活保護事務処理システム改修事業  | 4. 5億円 |
| マイナンバー法の改正等を踏まえ、外国人に対する生活保護に準ずる措置に係る情報についても関係機関との連携が行えるようにするため、各福祉事務所の生活保護基幹事務システムについて必要な改修を行う。                       |        |

3 都道府県等における指導・監査体制の確保 18億円（18億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適切に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定、令和6年6月28日一部変更）を踏まえた計画的な見直しを行う。

### III 福祉・介護人材確保対策等の推進

#### 1 福祉・介護人材確保対策の推進

##### (1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、多様な世代を対象とした介護の職場体験などの「参入促進」、新人職員の定着に向けたエルダー・メンター養成研修などの「労働環境・待遇の改善」、介護人材キャリアアップ研修支援などの「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

##### (2) 介護のしごと魅力発信等事業

3. 9億円 (4. 0億円)

(都道府県実施分：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>)

介護の仕事のイメージアップ、理解促進を図るため、民間事業者によるネット広告等を用いた情報発信や介護の体験・参加型イベントの開催、介護職自らが主体となる情報発信などの支援を行う。

また、各都道府県において地域の実情に応じた情報発信等の取組を行う場合の支援を行う。

##### (参考) 令和7年度補正予算

###### ○ 介護福祉士修学資金等貸付事業 4.2億円

介護福祉士資格の取得を目指す者等が安心して修学できる環境を整備するため、都道府県が養成施設入学者に対して行う修学資金の貸付について、事業継続に必要となる貸付原資の積み増しを行い、本事業の安定的な運営を確保する。

###### ○ 介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業 2.1億円

介護福祉士養成施設における教育の質の向上を図るため、ICTを活用した教育や留学生の日本語教育の取組をモデル的に実施する養成施設に対して支援し、その取組のノウハウや成果の横展開を図る。

###### ○ 福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業 1.0億円

地域の実情に応じた福祉人材確保の取組を推進するため、福祉人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォームを構築する都道府県の取組を支援し、その取組の効果等の横展開を図る。

###### ○ 介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業 8.1百万円

多様な人材層の参入促進を図るため、業務の整理・切り分け、未経験者とのマッチング機能の強化（WEB・アプリ等の活用含む）、入門的研修等の受講支援等により、事業所側・担い手側を一体的に支援するモデル事業に取り組む自治体を支援し、その取組の効果等の横展開を図る。

- 中核的介護人材の育成支援モデル事業 50百万円  
介護現場で中核的な役割を担う人材を育成するための取組をモデル的に実施し、その取組について普及促進を図っていく。

- (3) 社会福祉事業従事者の養成・研修等 4.0億円 (4.0億円)
- 福祉分野の従事者が社会福祉の理論や技術を学ぶことができるよう、日本社会事業大学の運営を支援し、複雑化した社会問題に対応できる地域で指導的な役割を担う者の養成を進める。

(参考) 令和7年度補正予算

- 日本社会事業大学施設整備・デジタル化環境整備推進事業 3.5億円  
長期的な施設利用のために必要となる改修工事の実施及び大学教育のデジタル化推進のための環境整備を行う。

## 2 外国人介護人材の受入環境の整備等

### (1) 外国人介護人材の受入環境の整備

5.9億円 (5.9億円)

《令和7年度補正予算 7.2億円》

(一部事業分：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>)

外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本での就労を検討する外国人に対する日本の介護に関する情報発信、介護の技能水準を評価するための試験等の実施、日本語学習の支援、介護技能の向上のための研修の実施、介護・生活に関する相談支援等の実施、介護福祉士資格取得に向けた学習支援等による受入環境の整備を推進する。

(参考) 令和7年度補正予算

- 介護技能評価試験等実施事業 1.5億円  
介護技能評価試験等の受験者の増加が見込まれる地域を検討のうえ、試験を実施し、今後、日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材を効率的に確保できる試験体制を確保する。
- 介護の日本語学習支援等事業 93百万円  
訪問系サービス事業所の指導者向けガイドラインの作成や、外国人介護人材が従事する施設の教育担当者向けの手引きの開発などを行う。

○ 外国人介護人材受入・定着支援等事業	1. 2億円
主に南アジア諸国や各国地方部における日本の介護の認知度向上を図る。自治体等と送出国との関係構築やヒアリング調査等の伴走支援を行い、自治体と送出国との連携を図る。また、外国人介護人材が訪問介護に従事するうえでの、相談窓口と巡回訪問の体制強化等を行う。	
○ 外国人介護人材獲得強化事業	2. 3億円
海外現地での働きかけを強化し、外国人介護人材を確保する観点から、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行う。	
また、外国人介護人材の受入れと地域への定着を一元的に行うセンターを活用する等して、受入れのきっかけがつかめない小規模事業所等に対して重点的な支援を行う。	
○ 外国人介護人材定着促進事業	1. 2億円
外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進するため、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入や導入されたツール等が有効活用されるための環境整備に係る経費を補助する。	

## （2）経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

2. 4億円（2. 4億円）

（一部事業分：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>）

経済連携協定（EPA）に基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

### 3 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

#### (1) 小規模法人のネットワーク化による取組の支援

2. 2億円 (3. 5億円)

《令和7年度補正予算 71百万円》

社会保障審議会福祉部会のとりまとめを踏まえ、小規模な社会福祉法人においても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすことができるよう、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、法人間連携のきっかけ作りに資する取組を支援するとともに社会福祉連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人等の連携・協働を促進する。

(参考) 令和7年度補正予算

○ 社会福祉法人の連携・協働支援事業 71百万円

都道府県または市町村が主体となり、地域における福祉ニーズの把握及びその対応の検討を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議の開催を支援するほか、社会福祉連携推進法人による地域の福祉ニーズへの対応力や社員法人の経営基盤の強化に向けた取組として、社員法人における外国人材の受け入れ支援など先駆的な取組の企画立案・実施について支援する。

#### (2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

86億円 (86億円)

※児童福祉に関する施設・事業分 (225億円) はこども家庭庁において計上  
社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

#### (3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

46億円 (53億円)

《令和7年度補正予算 105億円》

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金について「長期・固定・低利」で貸付けを行うために必要な事務経費を補助すること等により、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る取組を支援する。

〈参考：財政投融資資金計画案〉

##### ① 貸付枠の確保

資金交付額	3, 760億円
〔 福祉貸付	1, 416億円
医療貸付	2, 344億円 〕

## ② 貸付条件の主な改善

### 福祉貸付

- ・防災・減災に係る融資条件の優遇措置の拡充（医療貸付共通項目）
- ・定期借地権を設定する場合の一時金に対する融資条件の優遇措置期間の延長（医療貸付共通項目）
- ・物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金の融資条件の優遇措置期間の延長（医療貸付共通項目）
- ・特別養護老人ホームの償還期間の延長の拡充
- ・保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置期間の延長
- ・地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための融資条件の優遇措置期間の延長
- ・老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長

### （参考）令和7年度補正予算

#### ○ 福祉医療機構による優遇融資への支援

105億円

※社会福祉施設分。医療機関分（564億円）は医政局において計上

（独）福祉医療機構が物価高騰の影響を受けた社会福祉施設や医療機関等に対して無利子・無担保等の優遇融資を確実に実施するため、機構の財政基盤及び審査体制等の強化を行う。

＜財政融資資金＞  
〔  
　　福祉貸付 374億円  
　　医療貸付 2,382億円  
〕

### （4）隣保館の耐震化整備等の推進

4.4億円（4.4億円）

《令和7年度補正予算 4.4億円》

「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行う。

### （参考）令和7年度補正予算

#### ○ 隣保館の耐災害性強化

4.4億円

「第1次国土強靭化実施中期計画」を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策（耐震化整備、ブロック塀改修整備）の更なる促進を図る。

## IV 災害時における福祉支援

### 1 災害時における福祉支援体制の整備推進

#### (1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進【拡充】 3. 2億円 (3. 1億円)

《令和7年度補正予算 3. 7億円》

能登半島地震での対応を踏まえ、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加する改正法が施行されたことを受けて、災害時に適切な対応をとることができるよう、平時から災害時を見据えた支援の体制づくりを促進するため、都道府県における研修の実施を通じたDWATチーム員の養成や、被災者の生活再建を行う民間団体等との連携体制の構築等の取組を支援する。

また、中央センターにおいては、平時のDWATの支援体制の強化や、災害時の現地での福祉的支援への助言を行うアドバイザーを確保する。

#### (参考) 令和7年度補正予算

##### ○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業 2. 0億円

初動対応可能な DWAT チーム員の養成や、DWAT の普及・啓発、保健医療活動チームとの合同研修等を通じて、要配慮者に対する災害時の福祉支援体制の強化を図る。

##### ○ DWAT登録管理・派遣システムの構築 1. 7億円

被災地で活動する DWAT の増加が見込まれる中、DWAT チーム員の登録や情報の更新を行い、また、災害時には登録されたチーム員の派遣調整も行うことが可能となる全国共通のシステムを構築する。

#### (2) 災害ボランティア活動への支援の推進 1. 0億円 (1. 0億円)

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進するとともに、都道府県社会福祉協議会における調整機能の強化に向けて、平時から地域の多様な団体等との関係づくりなどを支援する。

また、災害時に関係機関（行政、社会福祉協議会、NPO法人等）での情報共有、連携等が図られるよう、平時から都道府県社会福祉協議会が行う市町村社会福祉協議会のDX活用を促進・定着させる取組を支援する。

## **2 災害時における見守り・相談支援等の推進**

### **(1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進**

**復興庁所管「被災者支援総合交付金」 55億円（77億円）の内数**

東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

### **(2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進**

**5.0億円（8.2億円）**

**《令和7年度補正予算 14億円》**

仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

#### **(参考) 令和7年度補正予算**

##### **○ 被災者見守り・相談支援等緊急事業 14億円**

令和6年能登半島地震・豪雨においては、多くの被災者が応急仮設住宅へ入居するなど、被災前とは大きく異なる環境に置かれていることから、被災者の方々が安心して日常生活を営むことができるよう、被災地の見守り・相談支援体制の強化を図る。

##### **○ 地域福祉推進支援臨時特例交付金 61億円**

令和6年能登半島地震において、高齢化や、半島という地理的制約など、地域コミュニティの再生に向けた大きな課題を抱える能登地域の実情・特徴等を踏まえ、令和6年3月に創設した地域福祉推進支援臨時特例交付金により、被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付と、地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援を進める。

## **3 福島県における福祉・介護人材確保対策**

**1.4億円（1.4億円）**

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付や応援職員の確保に対する支援等を実施する。

## 令和8年度予算(案)の概要【参考資料】

I 地域共生社会の実現に係る施策の推進	1
(参考)令和7年度補正予算	24
II 生活保護制度の着実な推進	46
(参考)令和7年度補正予算	53
III 福祉・介護人材確保対策等の推進	65
(参考)令和7年度補正予算	71
IV 災害時における福祉支援	86
(参考)令和7年度補正予算	92

# I 地域共生社会の実現に係る 施策の推進

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

令和7年4月施行の改正生活困窮者自立支援法を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。

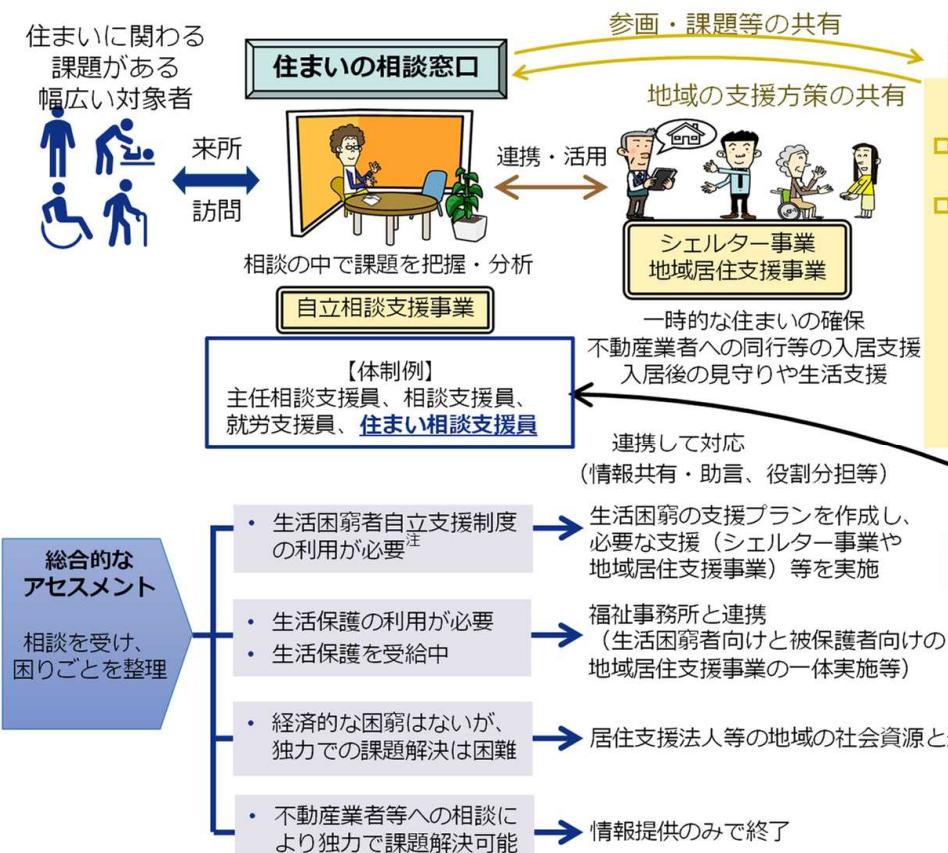
## 2 事業の概要

- ・住まい相談支援員を配置する自立相談支援機関の拡大に伴う、支援員配置時の加算の拡充

## 3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体906自治体）
- 負担割合：国 3／4  
都道府県・市・区等 1／4

## 4 事業のイメージ



個別支援に活用可能な方策を可視化  
地域づくりや住宅ストックの確保

## 居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

## &lt;活動例&gt;

- ・会議での情報交換、地域の支援体制の検討
- ・不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
- ・家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

福祉事務所

地域包括支援センター

基幹相談支援センター

等

丸投げではない

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、特定被保護者の利用件数拡大に伴う加算対象自治体の増加への対応を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

- ① 就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、特定被保護者の利用件数が増加することに伴い、プラン作成件数が標準支援件数を超えた場合、基本基準額に一定の額を加算する（支援実績加算）措置の対象自治体の増加への対応

### 【就労準備支援事業】

- ア 算定基準 … 就労準備支援事業のプラン作成件数が標準支援件数を超える  
イ 加算額の算定方法

算定方法
超過件数 1 件につき、700千円を基本基準額に加算

### 【家計改善支援事業】

- ア 算定基準 … 家計相談支援事業のプラン作成件数が標準支援件数を超える  
イ 加算額の算定方法

算定方法
超過件数 1 件につき、140千円を基本基準額に加算

## 3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体906自治体） ○負担割合：国2／3、都道府県・市・区等1／3  
○実施自治体数（令和6年度）：就労準備支援事業：731自治体 家計改善支援事業：756自治体

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数（762億円の内数）（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額0.6億円・・・P 27を参照

## 1 事業の目的

- 「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）において、①生活困窮者自立支援法に基づく「認定就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）のあっせんを行う自立相談支援機関において、生活困窮者に対する相談支援の強化を検討すること、②自立相談支援機関の支援員に対する研修等を行い、認定事業所と支援対象者との積極的なマッチングを促すことが示された。
- これを踏まえ、既存の事業や研修の中で、認定就労訓練事業に関する取組を拡充する。

## 2 事業概要・イメージ

### 既存事業の拡充

#### ①自治体・支援員向けコンサルティング実施事業の強化

- ・コンサルティングテーマに「認定就労訓練事業・企業連携」を追加し、自治体や支援員向けの個別支援を強化する。

### 既存事業の拡充

#### ②研修等における自治体・支援員・事業所向けの取組

- ・生活困窮者自立支援全国研究交流大会において、「認定就労訓練事業事例分科会」を新規設置
- ・ステップアップ研修にて認定就労訓練事業のマッチング強化の推進研修を実施

## 3 実施主体等

実施主体：国（委託費）

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額：2.3億円（子どもの学習・生活支援の緊急強化事業）・・・P28を参照

## 1 事業の目的

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援（生活支援）、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施しているが、物価上昇が本事業の実施の抑制を招くことがないよう、基本基準額を見直しする。

## 2 事業の概要・スキーム

### 学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- 日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- 高校進学支援
- 高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



### 生活習慣・育成環境の改善

- 学校・家庭以外の居場所づくり
- 生活習慣の形成・改善支援
- 小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等の親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



### 教育・就労（進路選択等）に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
  - 進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
  - 関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



(見直し内容)

○昨今の賃金上昇等を踏まえた、基本基準額の引き上げ

## 3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体906自治体）、補助率：国 1/2 都道府県・市・区等 1/2

実施自治体数（令和6年度）：602自治体

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

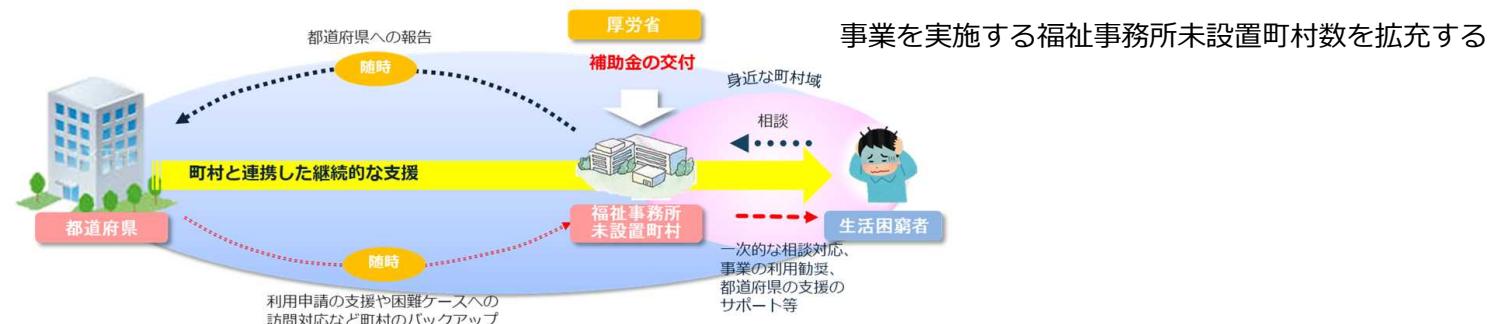
- 自立相談支援事業の実施主体は福祉事務所設置自治体であり、福祉事務所未設置町村における相談支援は都道府県が実施している。
- 一方で、「生活困窮者自立支援制度の実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村においては、包括的な支援体制の整備に当たって、一次的な相談受付の機能を拡充し、断らない相談支援を実現していくという観点が必要である（※）」とされたところであり、福祉事務所未設置町村における一次相談を推進する。

※ 「地域共生社会の在り方検討会議（中間まとめ）」（令和7年5月28日 地域共生社会の在り方検討会議）

## 2 事業の概要・スキーム

- 実施方法：福祉事務所未設置町村は、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、  
 ① 必要な情報の提供及び助言、② 都道府県との連絡調整、③ 生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨、  
 ④ その他必要な援助等の業務を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。
- 基本基準額：5,000千円 ※ 自立相談支援事業における人口5.5万人未満の自治体の基本基準額を踏襲。  
 ※ 基本基準額を超過している自治体で特に手厚い取組を実施する場合は、その内容が合理的と認められる範囲で個別に協議。

（参考）都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ



## 3 実施主体等

- 実施主体：福祉事務所を未設置の町村：880自治体 ○補助率：国3／4、福祉事務所未設置町村1／4
- 実施自治体数（令和6年度）：59自治体 ※ その他、重層的支援体制整備事業において、39自治体が実施

# 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

社会・援護局地域福祉課

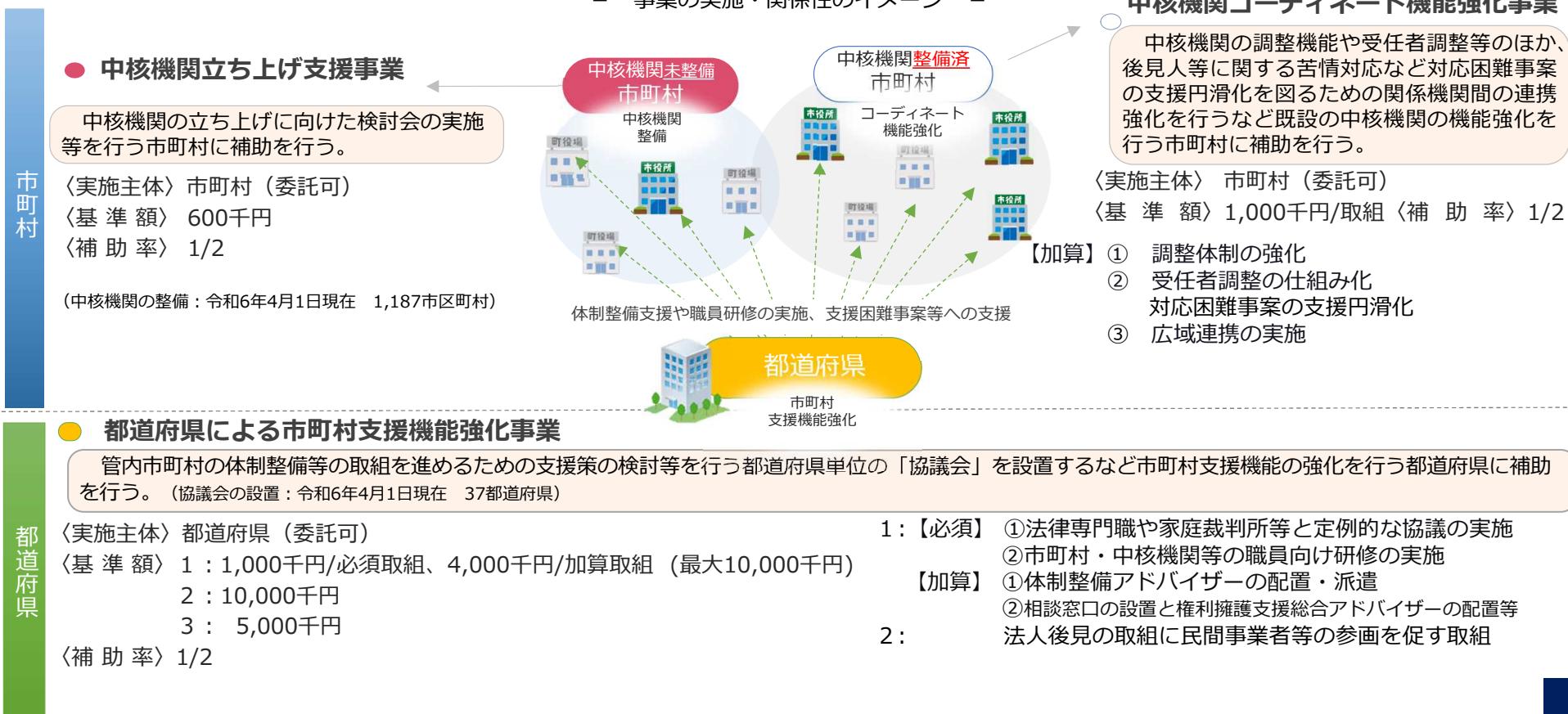
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和8年度当初予算案 5.4億円（7.0億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的 ※令和7年度補正予算額 2.4億円・・・P34を参照

- 第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化を図る。
- 市町村においては、全ての市町村において中核機関の整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など中核機関のコーディネート機能の強化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等



# 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和8年度当初予算案 0.9億円（0.9億円）※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 38百万円・・・P35を参照

## 1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するためには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用した効果的な支援の実施**を進める。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ **都道府県等**において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施する**。
- ・ **市町村等**において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施する**。

〈実施主体〉都道府県、市町村（委託可）

〈基準額〉①意思決定支援研修の実施 1,000千円  
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円

〈補助率〉1/2



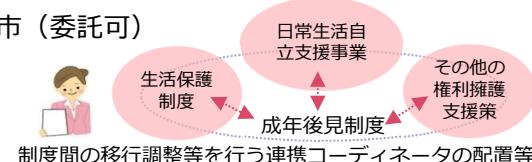
### ○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化**に取り組む。

〈実施主体〉都道府県、指定都市（委託可）

〈基準額〉5,000千円

〈補助率〉1/2



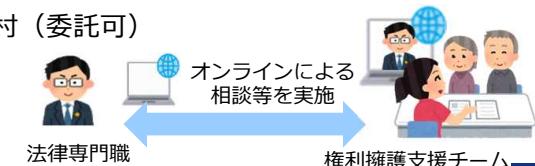
### ○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用を図る**。

〈実施主体〉都道府県、市町村（委託可）

〈基準額〉300千円

〈補助率〉1/2



令和8年度当初予算案 38億円（38億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額（身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業） 7.1億円・・・P36を参照

## 1 事業の目的

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、利用者本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送ることができるようする（※）とともに、従事者の資質向上のための取組及び福祉サービス利用援助事業の普及・啓発に関する取組も併せて行う事業を実施する〔日常生活自立支援事業〕。  
※福祉サービス利用援助事業

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ①福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。

### ②福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

①の福祉サービス利用援助事業の従事者に対する研修等を行う。

### ③福祉サービス利用援助事業の普及・啓発

＜実施主体＞都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会（事業の一部を委託可）

＜基準額＞利用者数に応じて算定

＜補助率＞ 1/2 　＜負担割合＞ 国1/2、都道府県・指定都市1/2

令和8年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業  
令和7年度補正予算額 23億円の内数 (24億円の内数) ※()内は前年度当初予算額  
2.7億円・・・P 37参照

## 1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1) アウトリーチ支援・SNS相談支援

困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。

## （2）居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。

### （3）自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

#### （4）ステップハウス

(3) の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。

また、ステップハウスの利用者の自立のため、資格取得、就職活動・就職支援や同伴児童の通塾に係る経費について支援する。

## (5) アフターケア

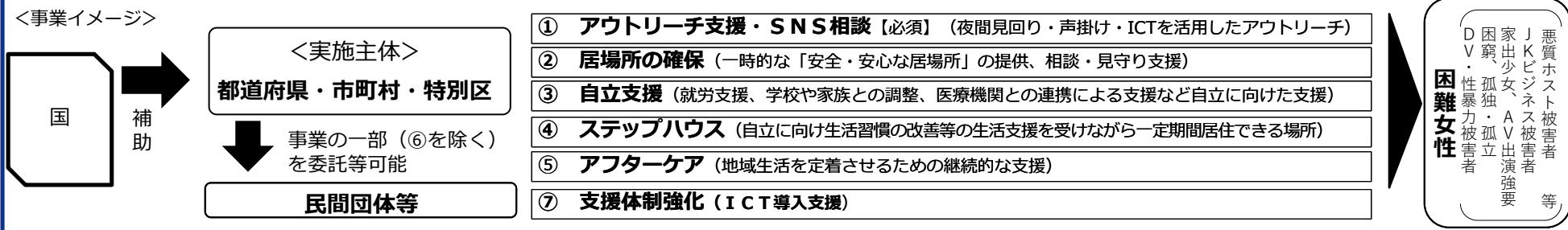
(3) または (4) を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。

## （6）関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

## （7）支援体制強化（ICT導入支援）

(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。



## ⑥ 関係機関連携会議の設置等【必須】（関係機関と民間団体の連絡・調整）

※①及び⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。

※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。

### 3 実施主体等

実施主体：都道府県・市町村（特別区含む）

補助率：国1/2、都道府県・市町村（特別区含む）1/2

### ＜事業実績＞令和5年度：5自治体（9団体）

令和6年度：13自治体（28団体）

令和7年度：23自治体（44団体）

令和8年度当初予算案 29億円（27億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要となる費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。
- 令和8年度においては、女性相談支援センターの同伴児童の一時保護委託費の単価や非常勤職員の人件費単価の見直しを行い、また、一時保護所が第三者評価を受審した場合の費用を支援する。

## 2 事業の概要・スキーム

&lt;女性保護事業費負担金&gt; 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ

事務費

## 施設事務費

1施設あたり年額  
73,848千円

## 各種取組等に応じた加算

- ・支援員加算
- ・夜間警備体制強化加算
- ・入所者待遇特別加算
- ・心理療法担当職員雇上費加算
- ・個別対応職員雇上費加算
- ・外国人女性支援加算 等
- ・学習支援費加算
- ・同伴児童対応支援員雇上費加算
- ・一時保護委託費
- ・個別対応職員雇上費加算
- ・外国人女性支援加算 等

事業費

## 困難な問題を抱える女性分

## 同伴児童分

- ・一般生活費
- ・期末一時扶助費
- ・被服費加算
- ・妊娠婦加算
- ・母子加算
- ・第三者評価受審費

- ・一般生活費
- ・期末一時扶助費
- ・被服費加算
- ・同伴児童学習支援事業
- ・同伴児童通学支援事業 等

乳児同伴1名の場合  
1世帯あたり月額  
160,980円

&lt;女性自立支援事業費補助金&gt; 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ

事務費

## 施設事務費

1施設あたり年額  
73,848千円

## 各種取組等に応じた加算

- ・支援員加算
- ・夜間警備体制強化加算
- ・入所者待遇特別加算
- ・心理療法担当職員雇上費加算
- ・民間施設給与等改善費
- ・民間団体との連携体制強化加算
- ・同伴児童対応支援員雇上費加算
- ・人身取引被害者等対応支援加算
- ・外国人女性支援加算
- ・個別対応職員配置加算
- ・施設機能強化推進費
- ・精神科医雇上費
- ・賃貸借加算 等

事業費

## 困難な問題を抱える女性分

## 同伴児童分

- ・一般生活費
- ・期末一時扶助費
- ・被服費加算
- ・妊娠婦加算
- ・母子加算
- ・人身取引被害者医療費
- ・就職活動支援費
- ・資格取得加算
- ・就職支度費
- ・第三者評価受審費

- ・一般生活費
- ・期末一時扶助費
- ・被服費加算
- ・同伴児童学習支援事業
- ・同伴児童通学支援事業
- ・入進学支度金
- ・補習費 等

## 3 実施主体等

**女性保護事業費負担金**：（実施主体）都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市  
(補助率) 国 5/10、都道府県・指定都市 5/10

**女性自立支援事業費補助金**：（実施主体）都道府県  
(補助率) 国 5/10、都道府県 5/10

令和8年度当初予算案 33億円（32億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 21億円・・・P40を参照

## 1 事業の目的

- 自殺者総数については、令和6年は過去2番目に少ない20,320人となったが、依然として高い水準で推移している深刻な状況であり、自殺総合対策大綱に定める数値目標（自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする）を達成するためには、引き続き相談体制の更なる拡充等の取組の強化が必要である。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の実情に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

## 2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

### 【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け）交付率：1/2,2/3,10/10>

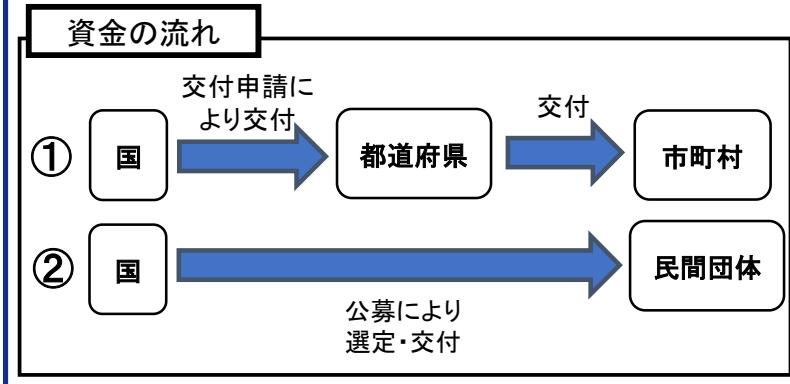
- 対面・電話・SNS相談等の実施
  - ・自殺予防関連の相談会の開催
  - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
  - ・各種相談員の養成
  - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
  - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
  - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- **こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進（拡充）**

<②自殺防止対策事業（民間団体向け）交付率：10/10>

- 電話・SNS等による相談活動
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ゲートキーパーになった者に対する支援

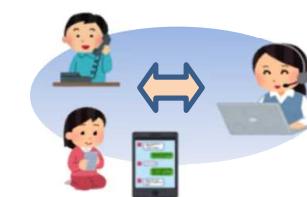
## 3 実施主体等

- 実施主体：①都道府県・市町村  
(交付率：1/2,2/3,10/10)
- ②民間団体  
(交付率：10/10)



等

等



令和8年度当初予算案 33億円の内数（32億円の内数）※（）内は前年度当初予算額  
※令和7年度補正予算額 21億円の内数

（33億円の内訳） 自殺対策事業委託費 地域自殺対策強化交付金	27百万円 33億円
---------------------------------------	---------------

## 1 事業の目的

- 都道府県等が実施しているこころの健康電話相談等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556 おこなおう まもうよ こころ（ナビダイヤル）」は、平成20年9月10日から運用を行っている。
- 年間82万件（1日平均2千件）以上の総呼数（かかってきたコール数）があるが、自治体や一般の方からは通話料を無料とすることが要望されるとともに、接続完了率（つながったコール数の比率）の低さが課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、悩みや不安を抱えている人が少しでも相談しやすくなるよう、こころの健康相談統一ダイヤルにおいてフリーダイヤルの利用も可能とするとともに、自治体における相談体制等の強化を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

- <①こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入>
- 都道府県等が行う電話相談事業において、ナビダイヤルに加えてフリーダイヤルの利用も可能とする仕組みを追加する。  
※通年ではなく、期間を限定した実施を予定。



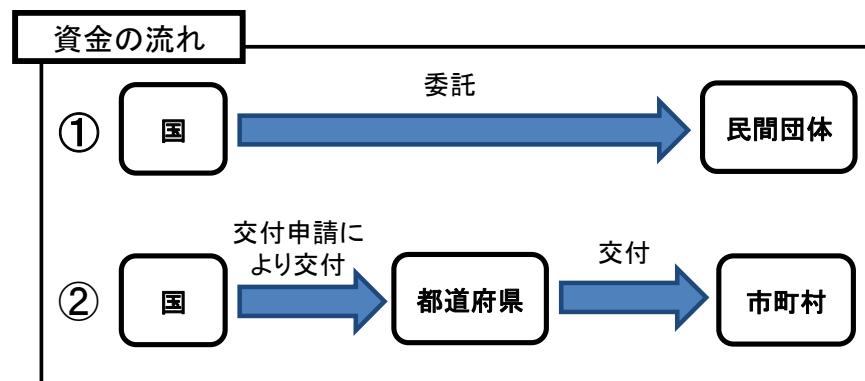
- <②自治体における相談体制等の強化>
- 総呼数の増加も想定した各自治体の相談窓口における相談体制等の強化を行う。

【参考】地域における自殺対策の強化（令和7年度補正予算額：21億円）

- 地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援 等

## 3 実施主体等

- 実施主体: ①国からの委託  
②都道府県・市町村（交付率:1/2）



令和8年度当初予算案 39億円の内数 (38億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

(39億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	33億円
調査研究等業務交付金	6.0億円

## 1 事業の目的

- 令和6年(2024年)の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、コロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要があり、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)や「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こども・若者の自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応を行うために、令和5年度から開始した本事業の支援自治体数を拡充し、より一層取組を推進する必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援する(支援自治体数を拡充)。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者:以下のこども・若者への対応が困難な学校、市町村等の地域の関係機関
  - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成:精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題に応じて、必要となるメンバーで構成する
- 内容:地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下のような取組を実施。
  - ①チーム会議の開催:支援方針・助言等の検討
  - ②支援の実施:支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
  - ③支援の終了:地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援:
 

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



## 3 実施主体等

- 実施主体:都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率:10/10

令和8年度当初予算案 6.0億円 (6.0億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 自殺対策基本法（議法）の改正施行（施行は令和7年12月又は令和8年4月）に伴い、指定法人の取組内容の拡充等を図る。
- また、指定法人における、自殺総合対策の効果的な実施に資する調査研究等の推進を目的として、引き続き、多様なデータ等を活用した自殺対策の推進を図るため、調査研究や試行的な実施等を行った上で、仕組みの実装を進めていく。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【自殺対策基本法の改正施行に伴う普及啓発等】

- 以下のような自殺対策基本法の改正事項等に係る、指定調査研究等法人の取組内容の拡充等を図る。
  - ・ 自殺対策における情報通信技術、人工知能等関連技術等の適切な活用（第2条第6項関係）
  - ・ 精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保（第18条関係）
  - ・ 自殺未遂者等への継続的な支援（第20条関係）
  - ・ 自殺者の親族等への生活上の不安等の緩和も含めた総合的な支援（第21条関係）
  - ・ その他、自殺対策の推進に向けた自治体への普及啓発等の実施

### 【多様なデータ等を活用した自殺対策の推進】

- 各種情報を活用した予測モデルを検討するための調査研究、それらを踏まえた自治体における自殺対策の取組の試行、その後の仕組みの実装・改良といったプロセスを踏む必要があることから、令和6年度から3年程度の期間を見据えた取組が必要である。
- これまでの事業成果（各種情報を活用した地域における自殺の特徴の分析、分析結果を踏まえた自殺リスクの予測の実施等）を踏まえ、令和8年度当初予算案においては、引き続き、各種情報を活用した地域における自殺対策の取組の提案の試行的な実施、自殺リスクの予測の実装に向けた検討を進める。

## 3 実施主体等

- 実施主体：厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率：10/10

令和8年度当初予算案 12百万円（一）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 自殺対策については、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）を定め、法の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺をめぐる現状を踏まえ、求められる施策を総合的に推進していくこととしている。
- 自殺総合対策大綱では、「社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う。」こととされていることを踏まえ、次期自殺総合対策大綱を令和9年度に策定することから、自殺に対する国民の意識などの実態の把握等を行うため、調査・分析を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

- 無作為に抽出された18歳以上を対象に、自殺に対する国民の意識などを調査。
- その調査結果を分析することで、実態を把握し、次期自殺総合対策大綱の見直しに資するよう結果をとりまとめる。
- 調査項目（例）
  - ・自殺対策の現状等について
  - ・悩みやストレスに関することについて
  - ・自殺やうつに関する意識について
  - ・メディア（新聞・テレビ・ラジオ・SNSなどの情報媒体）について
  - ・今後の自殺対策について 等

## 3 実施主体等

### 【実施主体】

国からの委託

### 【資金の流れ】

厚生労働省

委託

民間団体

令和8年度当初予算案 15億円（16億円）※（）内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

## 1 事業の目的

- 本事業は、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起しが進むことで相談件数の増加が見込まれることから、市区町村における「ひきこもり地域支援センター」「ひきこもり支援ステーション」「ひきこもりサポート」事業の取組を推進する。

### I ひきこもり地域支援センター

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

### II ひきこもり支援ステーション

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

### III ひきこもりサポート事業

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

## 2 事業概要・スキーム・実施主体等

### （1）「都道府県による広域連携支援加算」の創設

- 事業の広域連携を促進するため、都道府県センターが以下の取組を行う場合の加算を新たに創設
  - 都道府県センターが、県全域の事業実施を目的として広域のネットワークづくり等を行う地域のNPO等を支援することにより、小規模自治体における事業実施を促進する体制を構築する。
  - 市区町村の実態を把握した上で、市区町村の広域連携を促進するための会議を定期的に開催  
※都道府県（指定都市含む）内の関係機関との連携を想定しているほか、都道府県センター同士（指定都市含む）が取組事例の共有等を図る場合も可とする。  
※加算対象期間は原則3年間を想定
- 補助率：1/2 実施主体：①都道府県、②都道府県・指定都市 加算額：6,000千円（①）、3,000千円（②）

### （2）「市区町村における広域連携加算」の創設

- 複数自治体が以下の取組を共同実施するなど、事業実施自治体が未実施自治体の支援対象者の事業利用を可能とする体制を構築した場合、主体となる自治体に対し、連携自治体数に応じた新たな加算を創設する。
  - NPOや当事者会・家族会等の様々な民間団体を活用し、相談会、居場所・体験活動、ピアセンター養成を実施、当事者及びその家族が自ら行う交流会や普及啓発などの取組支援（ひきこもり支援に資する取組と自治体が判断する場合に幅広に対象とする）
  - 遠隔地の利用者への送迎（車両借り上げや燃料費など。そのための人件費は含まれない）
- 補助率：1/2
- 実施主体：市区町村（指定都市除く）  
※既に「ひきこもり地域支援センター事業」、「ひきこもり支援ステーション事業」を実施している自治体も対象に含む。
- 加算額：2自治体の場合 500千円、3自治体の場合 1,000千円、4自治体以上の場合 1,500千円

# 機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業

令和8年度当初予算案 1.6億円（-）

## 1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、特に人口減少に伴い、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する小規模市町村等における体制整備を進めていくことが課題。  
(※) 重層的支援体制整備事業の実施率は、1万人以上3万人未満の市町村で17.9%、1万人未満の市町村で9.2%（令和7年度）
- このため、「地方創生の基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において、小規模市町村等で、「新たに、介護・障害・こども・生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正を実施し」とされ、社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）においても、小規模市町村等で新たな仕組みを創設することがまとめられている。
- 小規模市町村等における新たな仕組みを創設するにあたり、機能集約型の相談支援・地域づくりの具体的な方法を検証するための実証を行う。  
(※) 本事業を実施するまでの体制構築支援や本事業の実施を踏まえた新たな仕組みの創設に向けた検証については、「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」において実施。

## 2. 事業の概要

- 実施主体：小規模市町村等（重層的支援体制整備事業を実施する市町村は除く。）／補助率：3/4（事業実施は最大2年まで）※その後は新たな仕組みへの移行を想定
- 以下の前提を踏まえつつ、都道府県等と連携し、①②を行う市町村に対し、補助を行う（①は実施、②は実施を推奨）。

前提	各市町村において、包括的な支援体制整備の方向性の検討や、地域独自の地域生活課題、相談支援や地域づくりに係る事業の人員配置・支援状況等の把握等を行った上で、同体制の整備手法として、機能集約型の体制の必要性を確認。
① 機能集約型の相談支援の実施方法の実証	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談支援は、現在、分野毎に相互に連携しつつも、既存制度毎の配置基準に従い、それぞれの業務を実施する仕組みとなっている。</li> <li>○ 小規模市町村等で、分野横断的な相談支援を実施するため、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の相談支援体制を把握・整理の上、分野横断的な相談対応を行うための体制を構築（※）するとともに、</li> <li>・ 構築した体制の下で、地域住民からの相談対応を試行的に実行する。</li> </ul> </li> </ul> <p>（※）高齢・障害・こども・生活困窮4分野の相談支援に係る機能を集約し、一次相談対応を行う機能、専門相談対応を行う機能に整理する。 一次相談対応にあては、A I・I C Tを活用することを前提。専門相談対応は、都道府県等による後方支援や緊密な連携により行うこと等を想定。</p>
② 機能集約型の地域づくりの実施方法の実証	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域づくりに係るコーディネート機能を有する者やその活動を支える仕組みは、現在、例えば、生活困窮者自立支援制度、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター、集落支援員等、様々な行政分野で、分野ごとに配置・構築されている。</li> <li>○ 小規模市町村等で、分野横断的な地域づくりを実施するため、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の地域づくり体制を把握・整理の上、分野横断的な地域づくりを行うための体制を構築（※）するとともに、</li> <li>・ 構築した体制の下で、地域活動コーディネーターを中心に、地域づくりを試行的に実施する。</li> </ul> </li> </ul> <p>（※）高齢・障害・こども・生活困窮4分野の地域づくりに係る機能を集約し、地域活動コーディネート、地域活動運営を行う機能に整理する。 地域活動コーディネーターは、生活支援コーディネーター等の福祉分野に加え、集落支援員等の地域振興分野の役割も兼ねること等想定。</p>

## 機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業

令和8年度当初予算案 0.5億円（-）

### 1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、特に人口減少に伴い、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する小規模市町村等における体制整備を進めていくことが課題。
- このため、「地方創生の基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）や社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）を踏まえ、小規模市町村等における包括的な支援体制の整備を推進するための新たな仕組みについて検討する必要がある。この仕組みの検証を行うため、令和8年度より、「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業」を新設し、相談支援や地域づくりの市町村の体制や、都道府県等による後方支援や広域の連携方策等について、実証を行うこととしている。
- 本事業では、同モデル事業を実施する自治体に対して伴走的支援等を行い、機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備のモデル構築を支援するとともに、新たな仕組みにおける相談支援・地域づくりの具体的な実施方法の検証等を行う。

### 2. 事業の概要

- 実施主体：国／補助率：-（委託費）
- 「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業」を行う市町村及び重層的支援体制整備事業を実施する市町村であって、機能集約化アプローチへの移行を具体的に検討する市町村に対する体制構築等支援等を行うとともに、モデル事業実施を踏まえた制度化に向けた検証を行う。
- 具体的には、以下の（1）（2）を実施する。

#### （1）体制構築等支援業務

- モデル事業実施自治体における、①相談支援体制・地域づくり体制整備にあたっての現状把握・分析（※）、②対応方針の策定、③地域、事業者等の関係者、庁内の合意形成等に係る伴走的支援を行うほか、都道府県等との連携体制構築の支援等を行う。（現地への訪問等も含む。）

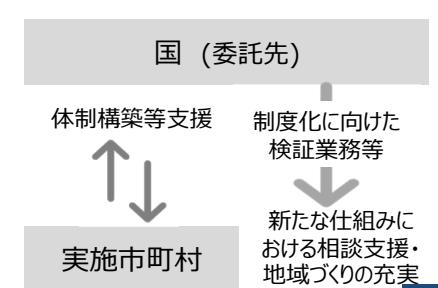
（※）現状把握・分析のためのアンケート調査・住民ワークショップ等の住民ニーズの把握・反映は、国（委託先）において実施し、実施方法について検証することを想定。

#### （2）制度化に向けた検証等業務

- モデル事業を踏まえ制度化に向けた検証等を行う。

具体的には以下の表の内容等の検証を行った上で、制度化に向けた必要な対応（移行手順の整理等）を行うことを想定。

① 機能集約型相談支援の実施方法の検証内容等	② 機能集約型地域づくりの実施方法の検証内容等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野横断的な相談支援を実施する際の体制整備の在り方</li> <li>・相談対応の援助を行うA I・I C T等の技術の活用</li> <li>・一次相談対応に必要な研修内容</li> <li>・都道府県等との広域連携・後方支援の在り方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野横断的な地域づくりを実施する際の体制整備の在り方</li> <li>・コーディネーターの確保方策</li> <li>・人材養成等の方法</li> </ul>



# 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業

令和8年度当初予算案 2.0億円（1.5億円）※（）内は前年度当初予算額

（参考：令和7年度実施見込み）44都道府県

## 1. 事業の目的

- 都道府県において、社会福祉法第6条第2項及び第3項に基づき、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）の整備に関する施策に係る府内・府外連携を行うとともに、管内市町村の包括的な支援体制の整備にあたっての課題等に応じた支援を行うことにより、市町村における同体制の整備が適正かつ円滑に行われるようにすることを目的とする。

## 2. 事業の概要

（※）分野横断的な相談支援や地域づくり体制等を構築する方法

- 補助率：国3/4、補助基準額：[機能集約化アプローチ（※）へ移行予定の管内市町村に⑤の専門職の派遣を行う場合](#)：18,000千円、  
⑤の伴走的支援を行う場合：12,000千円、いずれも行わない場合：8,000千円
- ①及び②を都道府県自ら実施した上で、③～⑦のうち管内全市町村から把握した支援ニーズに応じた取組を実施（⑤の取組は委託不可）

実施の前提	① 都道府県府内・府外連携に資する取組	② 管内全市町村の支援ニーズの把握・支援策の検討
	介護、障害、子ども・子育て、生活困窮、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他包括的な支援体制の整備に関する施策に係る府内・府外連携に資する取組の実施	管内全市町村に対する、包括的な支援体制の整備状況や整備にあたっての課題を把握する調査・ヒアリングの実施及び調査等の結果に応じた支援策の検討

支援ニーズに応じて実施	③ 管内市町村に対する、地域共生社会の理念や包括的な支援体制の整備の重要性、同体制の整備にあたって実施すべきプロセス等を提示し、市町村が自ら包括的な支援体制の整備に向けた検討を行うことができる力を身につけることができるための研修の実施
	④ 管内市町村の、包括的な支援体制の整備に係る担当者の情報共有の場づくり・ネットワークの構築
	⑤ <a href="#">管内市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る伴走的支援・専門職派遣（※）</a> （※） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括的な支援体制の整備に係る状況把握・課題分析の援助</li> <li>・ 包括的な支援体制の整備に活用可能な関連制度の情報提供</li> <li>・ 定期的な進捗確認・相談受付・助言</li> <li>・ 課題分析を踏まえた、包括的な支援体制の整備方針の策定援助</li> <li>・ 地域の状況等に応じた柔軟な助言を行うことができる職員派遣</li> <li>・ 各分野の相談支援の円滑化・質の向上を目的とした専門職の派遣 等</li> </ul>
	⑥ 地域共生社会の実現に向けた機運醸成や地域住民等の地域への参画を進めるためのセミナー、シンポジウム、住民説明会等の開催
	⑦ その他市町村が包括的な支援体制を整備する上で必要な取組

## 都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業

令和8年度当初予算案 0.7億円（0.2百万円）※（）内は前年度当初予算額

### 1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備を促進するため、「市町村全域に目を向け、包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現のために、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動を行いやすくするための支援や組織変革を行うことができる人材及びそういった人材を育成できる人材」の育成を目指し、市町村の管理職向け研修及び都道府県向け研修を実施する。
- 加えて、都道府県には、管内市町村の住民性や体制整備にあたっての課題を丁寧に把握した上で、その実情に応じて包括的な支援体制の整備に係る伴走的支援を行うことが期待される。このため、国・都道府県が共同で伴走的支援を実施し、今後すべての都道府県が主体となって支援を実施することができるよう、必要な方策を整理し、支援にあたってのノウハウを得る。

### 2. 事業の概要

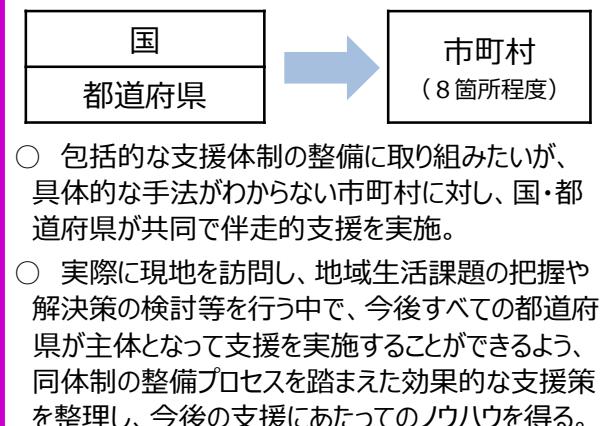
- 実施主体：国／補助率：－（委託費）

#### ① 市町村の管理職向け研修／都道府県向け研修の実施

<b>市町村の管理職向け研修</b> 年6回オンラインにて開催 定員1回あたり50名程度	○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性を理解し、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備指針等を検討した上で、同体制の整備に向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を市町村が行う重要性を理解し、それらを踏まえて自らの市町村にて、必要な対応を行うことができるようとする。
<b>都道府県向け研修</b> 年2回オンラインにて開催 定員1回あたり15名程度	○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性や包括的な支援体制の整備手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性への理解を深め、管内市町村の支援ニーズを踏まえた支援策を講じることができるようにする。

※ このほか、都道府県が単独で相談支援を行う者や地域づくりのコーディネートを行う者等を対象とする研修を実施できるようになるまでの間、研修を実施（オンラインでの実施を基本とする）。

#### ② 都道府県と共同で行う伴走的支援



（参考：令和6年度実績）重層的支援体制整備事業実施市町村等に対する全国研修・ブロック別研修や、都道府県向け研修を実施。

# 重層的支援体制整備事業交付金

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和8年度当初予算案： 844億円（718億円）

※（項）生活保護等対策費、（項）高齢者日常生活支援等推進費、（項）障害保健福祉費の総額  
※（）内は前年度当初予算額

## 1. 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」（包括的な支援体制）の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
  - ⇒ ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
  - ⇒ 主に体制整備初期段階で活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。

## 2. 事業の概要

包括的な支援体制の整備のため、3事業を一体実施

### ① 包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

### ② 地域づくり事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業、生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

### ③ 多機関協働事業等

- 包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。

## 3. 実施主体等

### 実施主体

市町村

### 負担割合等

- 包括的相談支援事業  
地域づくり事業

⇒ 介護・障害・子育て・生活困窮、各法に基づく負担割合等を維持

- 多機関協働事業等

⇒ 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4  
・ 事業開始から5年経過した市町村等は  
国1/3、都道府県1/3、市町村1/3。  
・ この他、取組に応じた評価を行う観点で  
本体額を定めた上で、取組に応じて加算  
する仕組みに変更。

### 実施市町村数

7年度：471、8年度：586（予定）

令和8年度当初予算案 7.5億円（7.5億円）※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 1.1億円・・・P45を参照

## 1. 概要

### （1）電話相談

一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して、電話相談を行う。

### （2）直接支援・継続支援

直接的・継続的な支援として、①折り返しの電話、②直接面談、③他の相談機関への同行などを実施する。

### （3）実施団体

令和7年度は、公募により選定された一般社団法人社会的包摂サポートセンターが実施。

当該法人が「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。

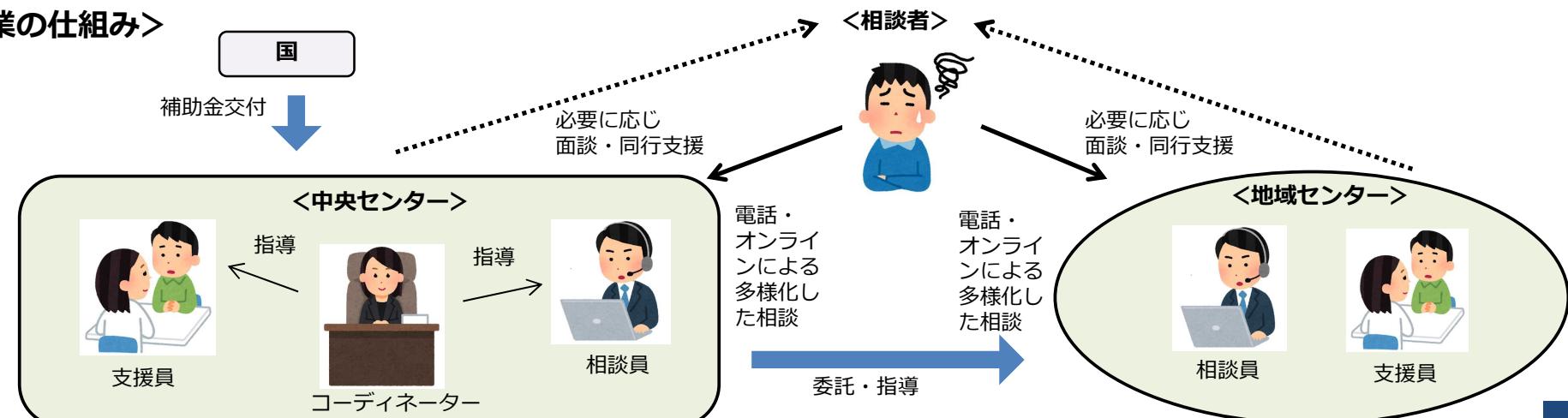
(参考)  
令和6年度相談件数  
約15.8万件



## 2. 体制

全国ライン（0120-279-338）と被災地ライン（福島県対象）（0120-279-226）の2つのダイヤルを設置し、それぞれに生活全般の相談を受ける「一般ライン」と、外国語による相談「外国語ライン」、DV・性暴力の相談「女性支援ライン」などの専門ラインを設置している。

### ＜事業の仕組み＞



# **(参考)令和7年度補正予算**

## 【〇生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

施策名：生活困窮者自立支援の機能強化事業

社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室

(内線 2879)

令和7年度補正予算額 36億円

### ① 施策の目的

生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体とNPO等の民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

### ③ 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化等を行う。

#### 1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援

#### 2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化（自立相談支援員や家計改善支援員の加配など）
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

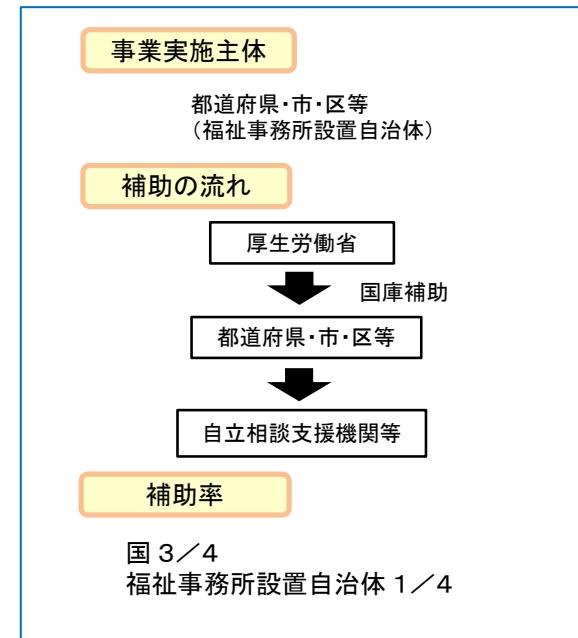
#### 3. 家計改善支援の質の向上に関する取組

#### 4. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

### ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
<input type="checkbox"/>									

### ④ 施策のスキーム図、実施要件 (対象、補助率等)等



### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

## 【○生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

施策名:就労準備支援事業・家計改善支援事業・子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援事業

令和7年度補正予算額 1.3億円

社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
(内線2290)

### ① 施策の目的

就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の全国的な実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって各事業を時限的に実施することで、事業の空白区をなくし、全国的な事業実施を目指す。

### ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

### ③ 施策の概要

就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となって広域的な支援を実施する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

都道府県による未実施自治体での就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の広域的実施

- 就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となって広域的な支援を実施する。

(取組内容)

- ・都道府県による広域的な就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業として、専門の支援員を配置し、事業未実施の市等の支援対象者への訪問支援や、企業等とのマッチング支援、合同相談会の開催、周知・広報等の支援を実施する。  
→本事業で支援を受けた未実施自治体は、原則翌年度には、当該事業を自身で実施する。
- ・自治体コンサルティング事業を合わせて活用することで、本事業の効果を高める。

- 実施主体等 (補助率10/10)



### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

未実施自治体が実施することにより、全国で支援が行われることとなり、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

## 【○生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
(内線2290)

令和7年度補正予算額 55百万円

施策名:就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練の普及促進事業

### ① 施策の目的

生活困窮者自立支援制度の「認定就労訓練事業」(いわゆる「中間的就労」)の普及・促進に取り組み、事業を活性化させることで、就職氷河期世代等のうち、特に就労に向けて手厚い支援を必要とする方への支援を強化する。

### ③ 施策の概要

認定就労訓練事業のパンフレットを作成し、事業関係者(対事業者向け、対利用者向け、対関係者向け)に対して周知する。また、就労準備支援事業利用者が引き続き認定就労訓練事業を利用できるように利用者に対する交通費を補助する。

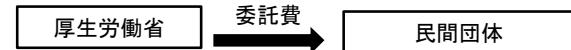
### ② 対策の柱との関係

I			II						III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	
○										

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

#### ①普及・周知の取り組み

- ・認定就労訓練事業のパンフレット(対事業者向け、対利用者向け、対関係者向け)を作成し、周知を図る。
- ・認定マークの作成



実施主体:国(委託費)

#### ②利用促進に向けた交通費補助の取組

- ・就労準備支援事業利用者が認定就労訓練事業に取り組むための交通費支給を拡充する。

実施主体:  
福祉事務所設置自治体



### ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

就職氷河期世代等の就労準備支援事業利用者が、より多く一般就労に移行することができる。

## 【〇生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

施策名：子どもの学習・生活支援の緊急強化事業

社会・援護局地域福祉課

令和7年度補正予算額 2.3億円

生活困窮者自立支援室

(内線2874)

### ① 施策の目的

物価高騰等の影響が依然として続き、困窮世帯の子どもの体験格差や進学格差の問題がより深刻化する中で、それらを解消するための取組を喫緊に実施する。

このため、困窮世帯の子どもを支援する取組をモデル的に実施する。

### ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

### ③ 施策の概要

子どもの体験格差を解消する等のために、子どもの学習・生活支援事業の内容を拡充するとともに、事業の全国的な実施に向けた環境整備として、未実施自治体の立ち上げを支援する。

また、家庭の状況や住んでいる地域にかかわらず、困窮世帯の子どもが大学等の高等教育機関に進学する機会を得ることができるよう、市町村の取組が弱い高校生世代に対する学習支援(進路に関する相談や情報提供を含む)を都道府県が実施するとともに、国から民間団体へ委託して支援を重層化する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件

(対象、補助率等)等

#### 【施策の内容】

##### I 子どもの学習・生活支援事業の拡充

○体験活動に関する加算の創設 ○軽食の提供に関する補助

○事業の立ち上げ支援(事業実施初年度の補助率を2/3に引き上げる)

##### II 高校生世代に対する学習支援の充実

#### 【実施主体】

I 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体)補助率:国 1/2 都道府県・市・区等 1/2

II 都道府県(補助率:国1/2、都道府県1/2)、国(民間団体へ委託)

### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

子どもの貧困の連鎖を防止する。

令和7年度補正予算額 1.0億円  
(うち調査・研究事業分0.3億円、モデル実施事業分0.7億円)

## 施策名:生活困窮者総合型就労支援モデル構築のための調査研究事業

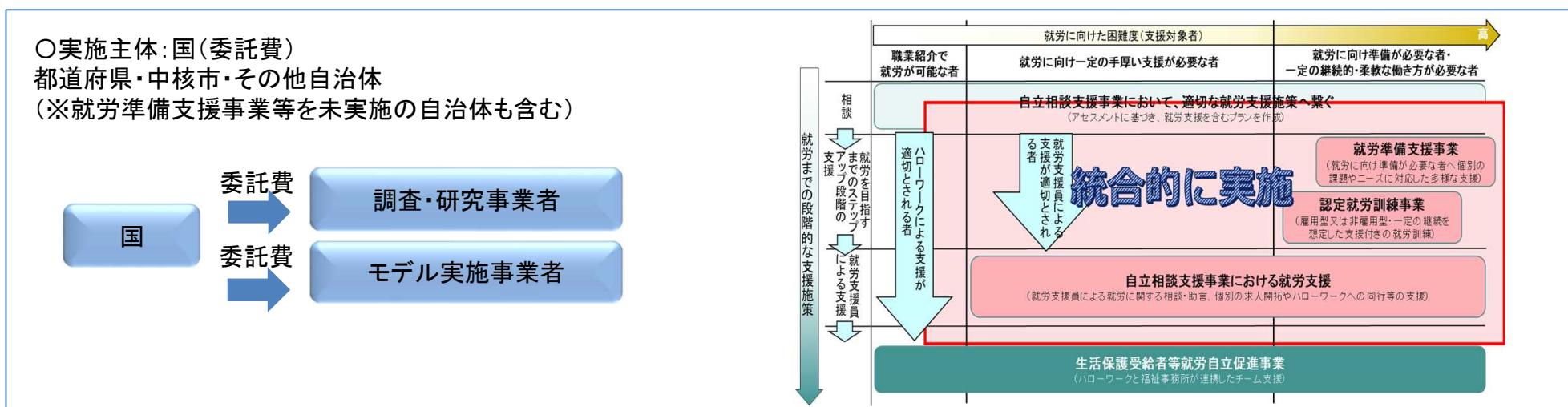
### ① 施策の目的

生活困窮者の個別のニーズに合わせた、より効果的・効率的な就労支援を行うため、自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業を一体的に実施し、一貫した就労支援を行うスキームの構築を図る。

### ③ 施策の概要

就労支援に関する3事業(自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業)を一体的に行う「総合型就労支援事業」を試行実施し、これまでモデル的に実施していた企業支援や定着支援も組み込むことにより、一貫した就労支援を行い、その効果を検証する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



### ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

就労支援の効率的・効果的な取り組みが行われることにより、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。支援効果を検証し、今後の議論に資する報告書の作成、次期制度改革に向けた知見を蓄積する。

令和7年度補正予算額 27百万円

施策名：中間支援組織の立ち上げ等支援事業

① 施策の目的

生活困窮者に対する支援が増加・高度化してきている中、支援員の質の向上やノウハウの共有などネットワークを広げるとともに、就労準備支援事業等の広域実施に向けたネットワークづくりも同時にを行い、効率的な事業実施を目指す。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

中間支援組織の立ち上げに必要な支援を行い、日常的に支援者同士の情報共有を目的とした会合や研修を実施できる体制を構築する。こうしたネットワークを活用し、就労準備支援事業等の広域実施に向けた取り組みも同時に行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 中間支援組織の立ち上げ等の支援

- 支援者を支える中間支援組織の立ち上げ支援等を実施する。

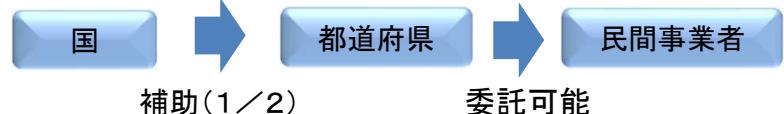
立ち上げに際しての準備会や、各地域独自の発想により支援者を繋ぐ会議や会合を企画し、交流を図るとともに、地域ごとに行っているノウハウの共有や事例発表を始め、支援員へのメンタルケアや資質向上のための研修会、意見交換等を実施する体制を構築する。

広域的な支援者ネットワーク（例）

※ 都道府県研修を通じて事例検討等を行っている例は省略。  
※ 令和4年1月現在、厚生労働省において把握しているものを掲載。

- 道央圏生活困窮者自立支援事業担当者情報交換会
- 従・後方支援プロジェクト
- 生活困窮者自立支援事業  
情報連絡会議・検討会議（岐阜県）
- 一般社団法人 アルファLink
- 就業支援団体連絡会（阪神地域）
- 香川おもいやりネットワーク
- 福岡県困窮者支援ネットワーク  
みんなネット
- 大分県生活困窮者就労支援協議会
- 生活困窮者支援連携団体会議（宮城県）
- ふくしま生活困窮者支援ねっと
- 千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク
- かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク
- NPO法人 しが生活支援者ネット
- 南国ネットワーク連絡会（高知県）

（凡例）  
○：分野を特定しない支援者ネットワーク  
○：自立相談支援機関のネットワーク  
●：就労支援のネットワーク



(2) 就労準備支援事業等の広域実施に向けた市域を越えたネットワークづくり

- 就労準備支援事業等を単独で実施できない自治体に向け、広域実施の取り組みを促進すべく自治体同士の意見交換や実施に向けたコーディネートを行う。

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

支援者への支援を早期に実施することにより、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

① 施策の目的

生活福祉資金業務をデジタル化し、相談者や借受人の利便性を向上させるとともに、社会福祉協議会職員の事務負担を軽減して、より相談業務に注力できる体制整備を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III							
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

生活福祉資金業務について、相談から貸付決定までの手続きをデジタル化するためのシステムの設計・構築を行うとともに、既存の債権管理システムについて、今回見直しを行う業務フローに適応したシステムへの更新を行うために必要な費用を全国社会福祉協議会へ補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(スキーム) システム構築・導入に必要な経費を全国社会福祉協議会に補助する。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉協議会における生活福祉資金貸付事務のデジタル化を加速化することで、相談者・借受人と社会福祉協議会職員双方の負担を軽減する。

① 施策の目的

社会福祉協議会において生活福祉資金貸付制度について、必要な原資の積増しを行い、円滑に事業が運営できる環境を整備する。

② 対策の柱との関係

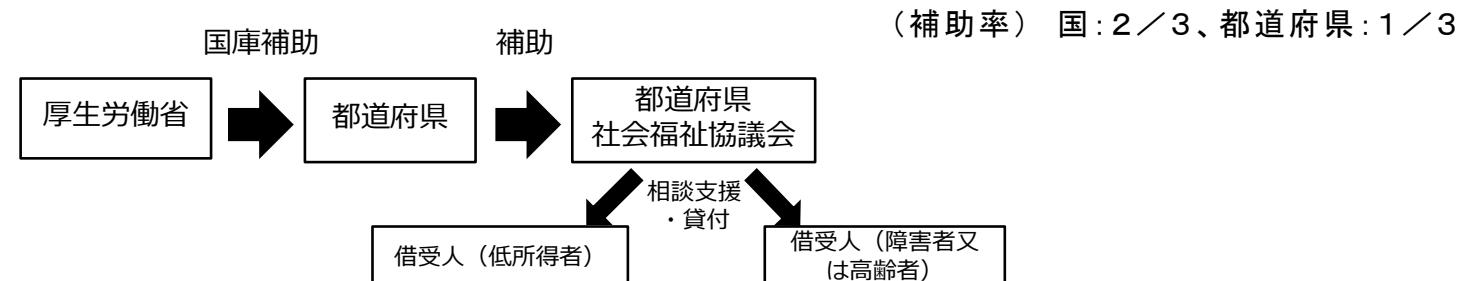
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

生活福祉資金の貸付原資について、一部の都道府県社会福祉協議会において、今後の円滑な事業実施に当たって不足が生じ、セーフティネットとしての機能を果たせない事態となる可能性があることから、制度の持続性・安定性を確保するために、所要の額の積み増しを行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(スキーム) 都道府県を通じ、都道府県社会福祉協議会に対して、貸付原資の補助を行う。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

低所得者、障害者又は高齢者に対して、必要な相談支援と資金の貸付を行う生活福祉資金貸付制度の持続性・安定性が高まり、生活の安全保障機能を担保する。

## 施策名：生活困窮者自立支援統計システムのガバメントクラウド移行に向けた調査研究

## ① 施策の目的

「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年6月9日閣議決定)」において、「各府省庁や地方公共団体の情報システムについて、業務の見直し及び費用削減の努力を徹底した上でガバメントクラウドへの移行を進めるほか、ガバメントクラウドテンプレートや各府省庁向け利用ガイド等の整備、クラウド移行支援体制の整備等を実施すること、及び「各府省庁の情報システムにおけるクラウドサービスの利用の検討に当たっては、原則としてデジタル庁が整備したガバメントクラウドの活用を検討すること」とされている。

生活困窮者自立支援統計システムは現在第二期プラットフォーム上にあるが、ガバメントクラウド移行に向けた調査研究を行い、安定的に同システムをガバメントクラウドに移行させる。

## ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

## ③ 施策の概要

生活困窮者自立支援統計システムのガバメントクラウドでの運用に向けて、ガバメントクラウド移行のかかる調査研究を行う。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

生活困窮者自立支援統計システムのガバメントクラウドでの運用に向けて、ガバメントクラウド移行のかかる調査研究を行う。



## ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

調査研究結果をもとにガバメントクラウド移行にかかる課題を整理し、調達に当たっての仕様書の作成に必要な情報を収集する。

## 【○成年後見制度と権利擁護支援等の連携強化】

### 施策名:成年後見制度利用促進体制整備推進事業

令和7年度補正予算額 2. 4億円

社会・援護局地域福祉課  
成年後見制度利用促進室  
(内線2228)

#### ① 施策の目的

- ・全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化を図る。
- ・全ての市町村において中核機関の整備を進め、中核機関のコーディネート機能の更なる強化を図る。

#### ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

#### ③ 施策の概要

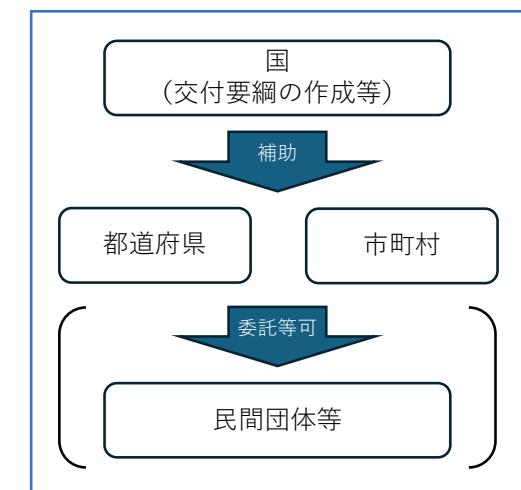
- ・市町村において、中核機関の整備の立ち上げに向けた検討会の実施や、中核機関のコーディネート機能のための調整体制の強化、受任者調整の仕組み化、対応困難事案の支援円滑化、意思決定支援の確保を図る取組を行う。
- ・都道府県において、専門職後見人や一般的な法人後見が支援困難な事案に対応できるよう、警察や精神保健福祉に関するアドバイザーを含むネットワークの整備を行う。

#### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】1. 2. …市町村(委託可)、3. …都道府県(委託可)

【取組内容】

1. 中核機関立ち上げ支援事業  
中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施。
2. 中核機関コーディネート機能強化事業  
中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う。  
また、意思決定サポーターと利用者本人とのマッチングや、その支援活動をフォローする等の取組を実施する。
3. 虐待等の支援困難な事案について公的な関与による法人後見実施のための連携体制強化の取組  
支援困難事案へ適切に対応できるよう、警察や精神保健福祉に関するアドバイザーを含む都道府県単位のネットワークにおいて、検討会議やケース会議を行う等の連携体制を整備する。



#### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

全国全ての地域において中核機関の設置と機能強化を図り、地域における権利擁護支援ネットワークを強化することにより、判断能力が不十分な高齢者等でも地域で自分らしく生活できる環境を整えることができ、ひいては現役世代の家族の負担軽減にもつながる。

## 【○成年後見制度と権利擁護支援等の連携強化】

施策名:成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

令和7年度補正予算額 38百万円

社会・援護局地域福祉課  
成年後見制度利用促進室  
(内線2228)

### ① 施策の目的

判断能力が不十分な者の状況に応じた効果的な支援を進めるため、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携を強化する。

### ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

### ③ 施策の概要

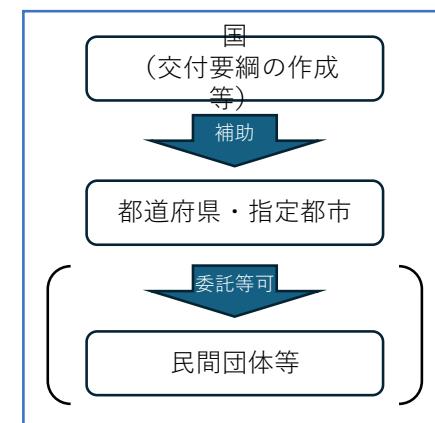
都道府県・指定都市において、判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化を行う。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】都道府県、指定都市（委託可）

#### 【取組内容】

- 成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の移行の調整を行う連携コーディネーターの配置
- 市区町村長申立所管部署や生活困窮者自立支援制度、生活保護制度の所管部署との事例検討やケース会議への関与
- 法律専門職等の関係団体や医療機関の関与による支援プラン等の外部点検
- その他、成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の連携を強化するために必要と認められる取組



### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

関係機関によるネットワークを形成するとともに、適切な制度への繋ぎを行うコーディネーターを配置することにより、判断能力が不十分な方について、その判断能力の変化に応じて適時適切な支援につなぐことができるようになりますことで、地域において安心して生活を継続できる環境を整備する。

## 【〇成年後見制度と権利擁護支援等の連携強化】

施策名:身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業

令和7年度補正予算額 7.1億円

社会・援護局地域福祉課  
成年後見制度利用促進室  
(内線2228)

### ① 施策の目的

身寄りのない高齢者等への支援策として、関係審議会等で現行の日常生活自立支援事業を拡充・発展する形で実施する方向性が示されており、意欲ある社協における試行的な取組を実施し、社協の体制整備にあたっての課題を早急に整理する。

### ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

### ③ 施策の概要

都道府県社協・指定都市社協が実施する日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがないなど、頼れる家族がない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を行う。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

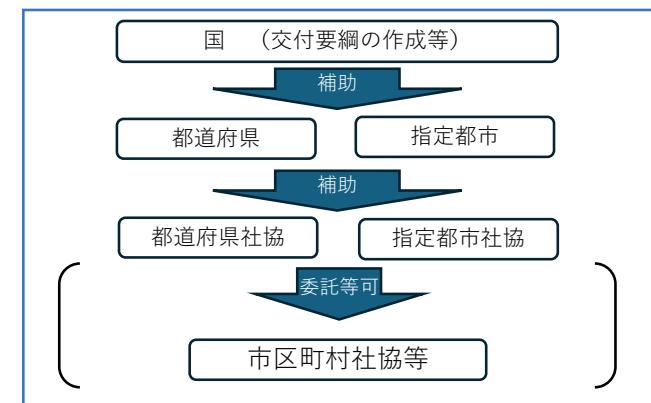
【実施主体】 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会  
(事業の一部を委託可)

#### 【取組内容】

日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがないなど、頼れる家族がない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。

①入院・入所等の円滑な手続等支援… 円滑に入退院・入退所するために必要と考えられる支援

②死後事務の支援… 死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援



### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

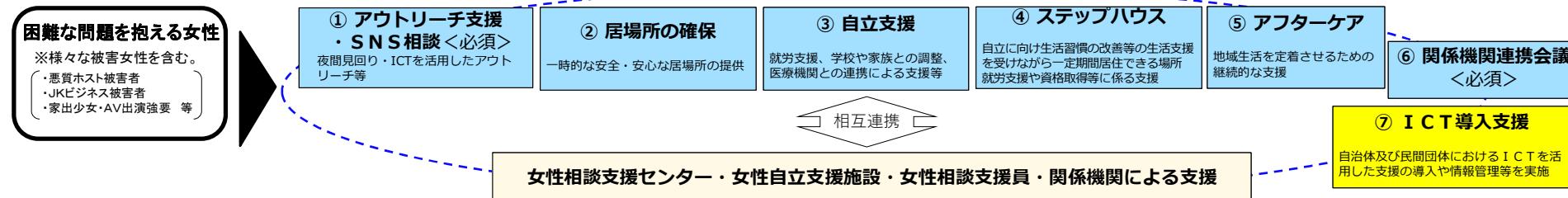
身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応した支援が行われることにより、高齢期においても地域で安心して暮らせるようにする。

**① 施策の目的**

- 令和6年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく、民間団体との協働等による包括的な支援体制の構築の加速化を図り、潜在化している多様な女性支援ニーズに対応する。

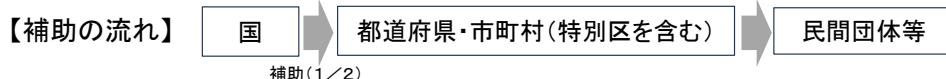
**③ 施策の概要**

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体等が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を行う事業をモデル的に実施する。

**④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等****【事業概要】**

【補助実施主体】都道府県、市町村(特別区含む)

【補助率】国 1/2、都道府県・市町村(特別区含む)1/2

**⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)**

- 各自治体が策定した基本計画に基づく民間団体との協働等による女性支援の推進が図られる。
- ICT化を推進することにより、相談支援の効率化や生産性の向上、職員の業務負担の軽減が図られる。

**② 対策の柱との関係**

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

## 【○自殺対策の強化、困難な問題を抱える女性の地域移行支援の推進】

## 施策名:一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業

令和7年度補正予算額 40百万円

社会・援護局地域福祉課  
女性支援室  
(内線4584)

## ① 施策の目的

- DV被害や性被害等、様々な困難を抱える女性が、個々の状況に応じた支援を受けられる体制を整備することにより、より多くの対象者に対して入所による地域移行支援・自立支援を促進する。

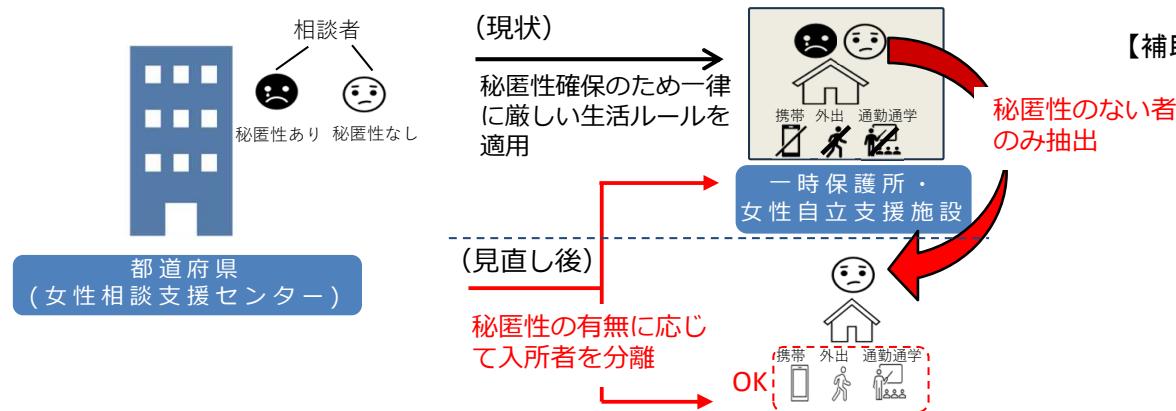
## ② 対策の柱との関係

### ③ 施策の概要

- 秘匿性のない入所者向けに、生活制限を大幅緩和したサテライト型の一時保護所・施設を確保する事業をモデル的に実施する。

#### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

## 【事業概要】



## 【補助実施主体】都道府県及び女性相談支援センター設置指定都市

【辅助率】3 / 4

## ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 生活制限を緩和したサテライト型を設置することにより、入所支援を受けられる対象者が増加する。
  - 地域・一般社会により近い形での自立支援を行うことにより、退所後の生活再建や地域移行に向けた支援の円滑化が図られる。

【○自殺対策の強化、困難な問題を抱える女性の地域移行支援の推進】

施策名:女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業

令和7年度補正予算額 48百万円

社会・援護局地域福祉課  
女性支援室  
(内線4584)

① 施策の目的

- 他施策との連携や地域の関係者との関係構築等を進めることにより、困難な問題を抱える女性が地域生活に円滑に移行できる体制の整備を促進する。

② 対策の柱との関係

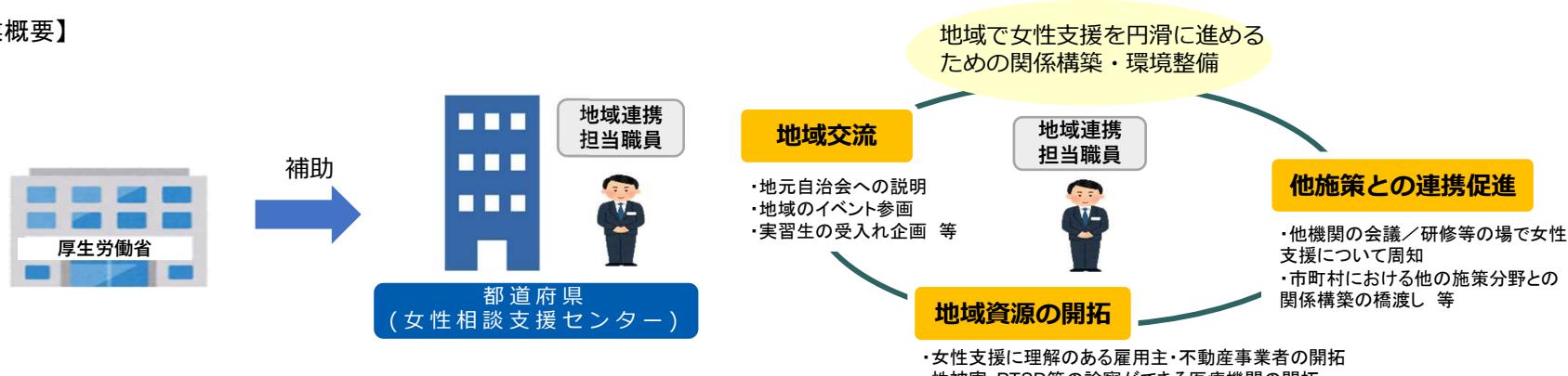
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

- 女性支援に関する地域資源の開拓や退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行うことにより、地域生活移行に向けた環境整備を行う事業をモデル的に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業概要】



【補助実施主体】都道府県

【補助率】3/4

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 女性支援ニーズや連携の重要性について地域における理解が進み、より円滑な地域移行に向けた地域資源の開拓や連携強化等の支援体制の充実が図られる。

## ① 施策の目的

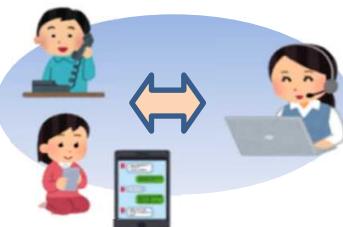
- 令和6年の自殺者総数は過去2番目に少ない20,320人となったが、自殺者総数は依然として高い水準で推移している。また、令和6年の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、コロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このような深刻な状況の中で、孤独・孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されており、電話やSNS等を活用した相談事業における総呼数(かかってきたコール数)の高止まりや接続完了率(つながったコール数の比率)の低さが課題となっている。
- 自殺総合対策大綱に定める数値目標(自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする)を達成するためにも、相談体制の更なる強化等が必要である。

## ③ 施策の概要

## I 地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援

- 都道府県・指定都市が行う電話・SNS等を活用した相談体制の強化
- 地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供
- 相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援

## II 社会的に孤立したり、孤独を抱えたりしている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

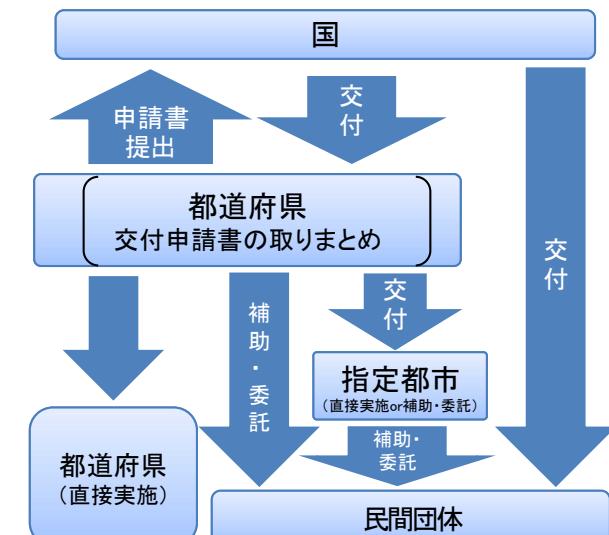


## ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施主体:都道府県・指定都市、民間団体
- 交付率:1/2(都道府県・指定都市)、10/10(民間団体)



## ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。

## 【〇生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

施策名:共同生活型自立支援による社会参加促進モデル事業

令和7年度補正予算額 84百万円

社会・援護局地域福祉課  
(内線2219)

### ① 施策の目的

- ・ひきこもり支援における共同生活等による支援(共同生活型支援)については、民間独自の取組として、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活をしながら伴走支援により社会への繋がりを促している民間事業者がある一方で、ご家族の依頼をもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者も散見されている。
- ・現在、共同生活型支援を効果的に実施する民間事業者を対象に、都道府県においてその実践事例及び効果データを収集するためのモデル事業を実施し、得られたデータを通じて、各民間施設の事業運営に対する自治体の関与や透明性の確保など、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインの作成につなげていく。

### ② 対策の柱との関係

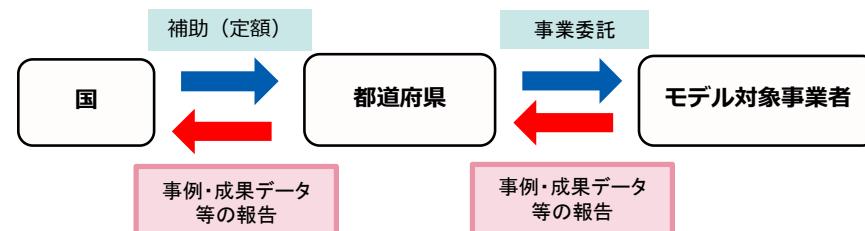
I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

### ③ 施策の概要

- ・都道府県において、共同生活型支援を効果的に取り組む民間事業者に委託し、支援事例及び成果等のデータ収集を実施する。また、収集したデータ等をガイドライン作成のために国へ報告する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

都道府県において、共同生活型支援を効果的に取り組む民間事業者に委託し、支援事例及び成果等のデータ収集を実施する。また、収集したデータ等をガイドライン作成のために国へ報告する。



【実施主体】 都道府県(施設が所在する都道府県)

【補助率】 定額補助

### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ひきこもり支援を必要とする本人や家族と悪質事業者とのトラブルを未然に防ぎ、適切な支援を受けられるようにするなど、ひきこもり支援の環境整備を加速化する。

## 【○生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

施策名:共同生活型自立支援における実践に関する研究事業

令和7年度補正予算額 61百万円

社会・援護局地域福祉課  
(内線2219)

### ① 施策の目的

- ・ひきこもり支援における共同生活等による支援(共同生活型支援)については、民間独自の取組として、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活をしながら伴走支援により社会への繋がりを促している民間事業者がある一方で、ご家族の依頼をもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者も散見されている。
- ・このため、効果的に共同生活型支援を実施する民間事業者の取組について、実践事例の効果を収集・検証し、民間施設で共同生活型支援を受ける際に本人とその家族が留意すべき点のほか、各民間施設の事業運営に対する自治体の関与や透明性の確保など、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインを整理する。

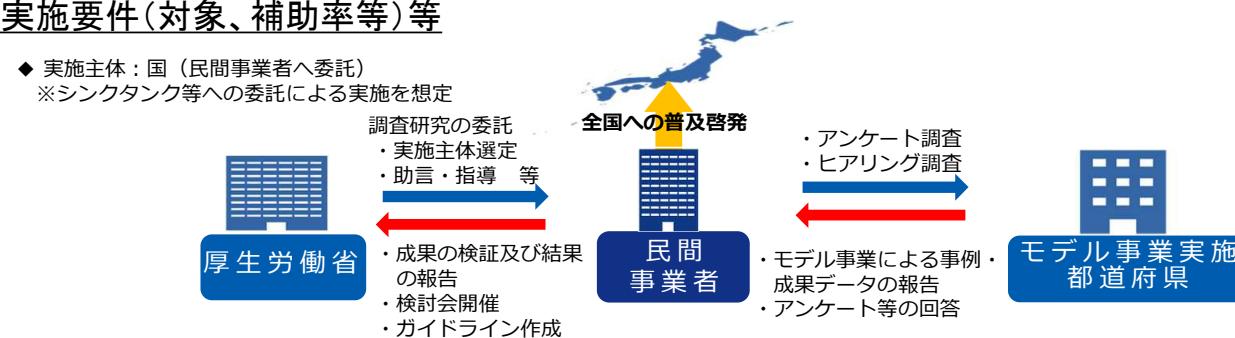
### ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

### ③ 施策の概要

- ・自治体、共同生活型を行う民間事業者、共同生活型を行う民間事業者の利用者を対象として、アンケート調査やヒアリング調査を実施し、ひきこもり支援への効果の検証や事例や課題を把握。
- ・民間施設で共同生活型支援を受ける際に本人とその家族や自治体が留意しておくべき点を目安として示すためのガイドラインの作成。
- ・ガイドラインを作成するために、ひきこもり支援に知見のある学識経験者、実践者、自治体、当事者・家族等からなる有識者で構成する検討委員会の設置。
- ・セミナー開催を通じ、当事者・家族・自治体等に事例や成果の普及啓発を実施。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ひきこもり支援を必要とする本人や家族と悪質事業者とのトラブルを未然に防ぎ、適切な支援を受けられるようにするなど、ひきこもり支援の環境整備を加速化する。

## 施策名:地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業

## ① 施策の目的

- 地域における包括的支援体制の整備を推進するため、互助機能強化のための地域住民等との連携・協働モデルを構築する。

## ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

## ③ 施策の概要

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

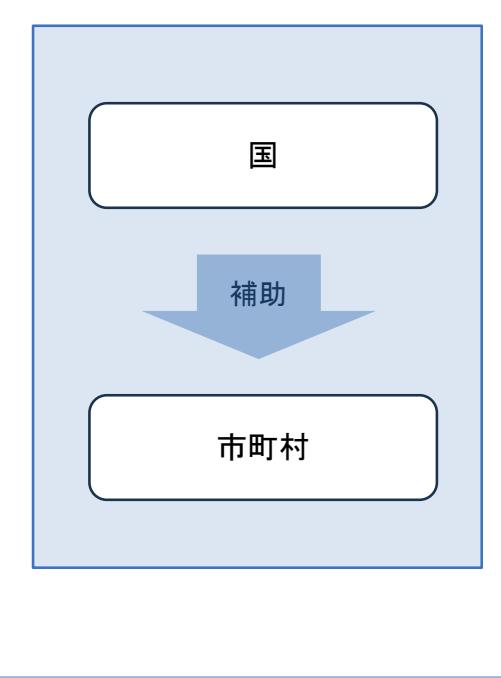
- 包括的な支援体制の整備にあたり、地域住民による地域活動の中で生活課題が福祉的に解決されている事例や、地域住民主体の組織等との連携体制の構築、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制整備の事例や調査研究の結果などを参考にしつつ、地域との連携・協働の在り方を検証するための下記取組を行うモデル事業を実施する市町村に対し、これに要する費用の補助を行う。

① 地域生活課題 ／既存制度等の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民等が地域で生活する中で、現状起きている／中長期的な課題を把握。</li> <li>○ 住民の地域での生活を支える制度・資源(労働者協同組合、RMO、自治会・町内会、公民館等)や、地域住民の興味・関心から始まる地域活動等を把握。</li> </ul>
② 地域住民等との協議・実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民と対話しながら、住民発意を最大限尊重する中で、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。</li> <li>○ 協議の結果を踏まえ、実践する。</li> </ul>
③ 検証・見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実践状況を検証。</li> <li>○ 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方等を検証し、必要に応じて見直し。</li> </ul>

- 実施主体:市町村

## ⑤ 施策の対象・成果イメージ (経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(地域生活課題)の解決が図られるほか、地域の互助機能が強化されることで、地域社会の持続的な発展にも寄与する。



**施策名:地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル構築支援事業****① 施策の目的**

- 地域における互助機能強化のために地域住民等との連携・協働モデルの構築に取り組む市町村への支援等を行う。

**② 対策の柱との関係**

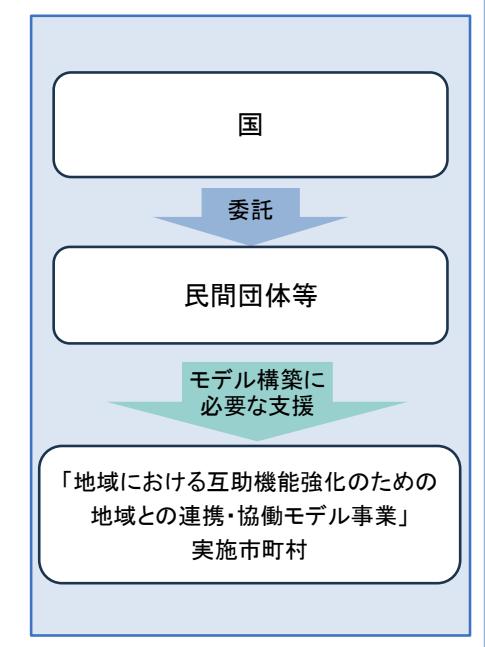
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

**③ 施策の概要 ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等**

- 「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業」の実施市町村において行われる、
  - ・ 地域生活課題／既存制度等の把握
  - ・ 地域住民等との協議・実践
  - ・ 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方の検証
 等の取組について、有識者等とともに現地を訪問し、各取組が円滑に行われるよう必要な助言等を行い、行政として地域に根ざした地域づくりを行うために必要なアプローチ等に係るモデルを構築する。

## 【参考】モデル事業における実施市町村の取組

① 地域生活課題／既存制度等の把握	② 地域住民等との協議・実践	③ 検証・見直し
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民等が地域で生活する中で、現状起きている／中長期的な課題を把握。</li> <li>○ 住民の地域での生活を支える制度・資源(労働者協同組合、RMO、自治会・町内会、公民館等)や、地域住民の興味・関心から始まる地域活動等を把握。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民と対話しながら、住民発意を最大限尊重する中で具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。</li> <li>○ 協議の結果を踏まえ、実践する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実践状況を検証。</li> <li>○ 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方等を検証し、必要に応じて見直し。</li> </ul>

**⑤ 施策の対象・成果イメージ (経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)**

- 地域との連携・協働モデルが構築されることにより、多くの市町村において、地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(地域生活課題)の解決が図られるほか、地域の互助機能が強化されることで、地域社会の持続的な発展にも寄与する。

## 【〇生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

施策名:寄り添い型相談支援緊急強化事業

令和7年度補正予算額 1.1億円

社会・援護局地域福祉課  
(内線2219)

### ① 施策の目的

- ・生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々の一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者などの社会的な繋がりが希薄な方々の課題解決を図るために相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して行う電話相談等を本事業において実施している。
- ・近年は、コロナ禍で不安を抱える方が増えたことや、著名人の自殺、LGBTが注目される中、電話相談の繋がりにくさや、多様なニーズを持つ相談者に対する相談員の人材確保が困難となっている。

### ② 対策の柱との関係

I	II	III							
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

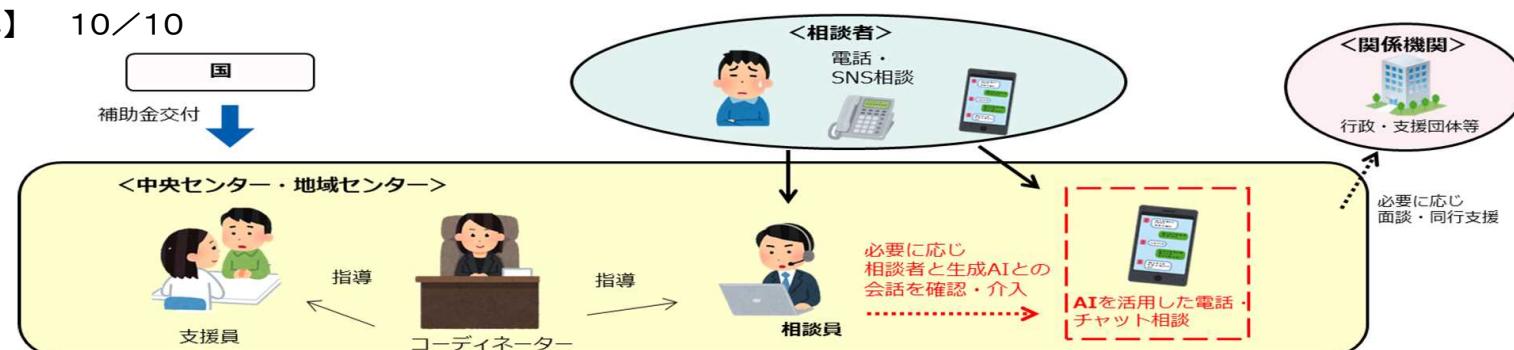
### ③ 施策の概要

- ・多様なニーズを持つ相談者に対する相談体制を充実させるため、新たに、傾聴相談の対応が可能な生成AIを活用した電話・チャット相談を導入する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間団体

【補助率】 10／10



### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・傾聴相談の対応が可能な生成AIを活用した電話・チャット相談等を活用した相談体制の更なる強化等を図ることで、相談対応件数の増加に資する。

## Ⅱ 生活保護制度の着実な推進

# 令和8年度生活扶助基準の見直しの内容

## I 社会経済情勢等を踏まえた当面の対応

### 【令和7年度における対応】

- 生活扶助基準については、令和7年度予算編成において、社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な措置として以下の対応を決定した。
  - ① 令和4年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算（特例加算）
    - ※1 ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、令和5年度からの一人当たり月額1,000円の加算額を維持。
    - ※2 特例加算は、令和5～6年度に一人当たり月額1,000円として措置したものを令和7年度見直しで500円引上げ。
  - ② ①の措置をしても従前の基準額から減額となる世帯については従前の基準額を保障

### 【令和8年度における見直し内容】

- 社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和8年10月から1年間、①の特例加算の額を1,000円引き上げ、一人当たり月額2,500円とする。②の従前額保障は継続。
  - ※ ただし、入院患者・介護施設入所者の加算額は、一人当たり月額1,000円を維持。

## II 令和9年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和9年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和9年度の予算編成過程において検討を行う。  
その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な5年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、1年前倒しで実施し、その検証結果を適切に反映することとしている。

施行時期： 令和8年10月～

財政影響額： + 110億円程度 (令和8年度は+ 60億円程度)

令和8年度当初予算案 361億円の内数（352億円）※（）内は前年度当初予算額

保護施設事務費負担金

## 事業の目的

- 賃金・物価上昇等の状況に関して、医療・介護分野では、賃上げで先行する他産業との人材の引き合いとなることで、人材確保が非常に厳しい状況であり、更なる賃上げに向けた取組が必要とされている※<sup>1</sup>。また、骨太の方針※<sup>2</sup>においては「政府自身が、物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先すべく、（中略）長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、（中略）見直しを進める。」こと等が示されている。
- 今後の入所ニーズに対応していくとともに、昨今の人件費高騰、物価高による影響が、日常生活支援住居施設の運営に支障を来すことのないよう委託事務費（支弁基準）の見直しを行い、施設運営体制の強化を図る。

※1 令和7年第6回経済財政諮問会議（資料4）福岡臨時議員提出資料より

※2 「経済財政運営と改革の基本方針2025について」（R7.6.13閣議決定）

## 主な見直し内容

- 委託事務費の積算内容の見直し（人件費相当部分）
- 他の支弁基準と同様に、地域区分を現行の国家公務員給与法に準拠

## 【参考】入所者一人あたりの日額単価（20/100地域の場合）

・一般事務費単価	入所定員（人）	単価（円）								
		15以下	16～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81以上
		現行	960	860	710	820	720	650	720	670
	見直後	1,120	1,080	1,020	970	950	940	920	920	920

## ・支援体制加算

支援体制	単価（円）		
	I (10:1)	II (7.5:1)	III (5:1)
現行	290	570	1,140
見直後	530	1,060	2,120

# 医療扶助等適正実施総合事業（医療扶助適正化等事業の再編）

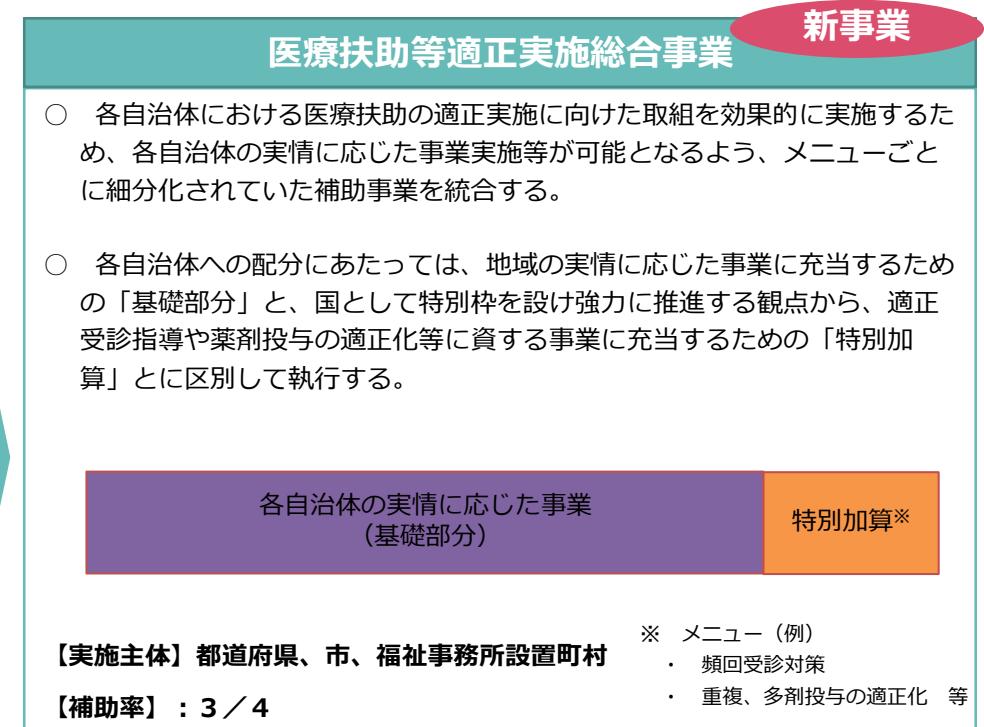
令和8年度当初予算案 48 億円（50億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

医療扶助の適正実施に関して各自治体の実情に応じた効果的な事業実施等を可能とするため、「医療扶助適正化等事業」（困窮補助金）の各メニューを統合し、「医療扶助等適正実施総合事業」として再編する。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

既存事業		
事業名	実施主体	補助率
生活保護適正化等事業		
医療扶助適正化等事業		
a レセプトを活用した医療扶助適正化事業	都道府県、市、福祉事務所設置町村	3/4
b お薬手帳を活用した重複処方の適正化		10/10
医療扶助の適正実施の更なる推進		
(a) 後発医薬品の使用促進		3/4
(b) 適正受診指導等の推進		
(c) 多剤投与の適正化に向けた支援等の強化		
(d) 医療費情報・服薬情報の通知		
(e) 精神障害者等の退院促進		
d 居宅介護支援計画点検等の充実		3/4
e 頻回受診の傾向がある者に対する早期の助言等のモデル事業		10/10
f 頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業		3/4
g 都道府県のデータ分析等を通じた市町村への支援事業	都道府県	3/4



# ケースワーカーの業務負担軽減の推進

社会・援護局保護課（内線2824）  
自立推進・指導監査室（内線2886、2887）

令和8年度当初予算案 36億円（37億円）※（ ）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 24億円・・・P60を参照

## 1 事業の目的

- 生活保護現業員（ケースワーカー）の業務は、保護の事前相談（生活保護制度の説明）、保護の申請・決定（保護要否の審査・保護費の支給）、保護開始後の援助方針策定等多岐にわたる事務負担がある一方で、要支援者が抱える課題等の複雑化によりケースワーカーが対応に苦慮することも多く、業務負担の増加が課題となっている。
- 面接相談業務の一部、要保護者の収入や資産報告書徴収及び関係先調査等を実施する人員を確保することでケースワーカーの業務負担軽減を図り、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援を可能にする体制を整備する。

## 2 事業の概要・スキーム

### 現状

#### 【ケースワーカーの業務】

保護の事前相談、保護の申請・決定、  
保護開始後の援助方針策定等

#### ケースワーカーの状況

- ・事務処理等に忙殺される
- ・被保護者へのきめ細かな支援のための時間を確保することが困難

### 事業の概要

#### ○業務の内容に応じて非常勤職員を確保し、

#### ケースワーカーの負担軽減を図る。

#### 【業務内容】

- (1)保護の事前相談に来られた方へ生活保護制度の仕組みの説明や他法他施策の活用への助言等を行う。
- (2)年金調査、収入資産申告書徴収、関係先調査の実施、63条返還金及び78条徴収金の債権管理。
- (3)扶養義務者に対し扶養能力調査を定期又は隨時に実施。

### 期待される効果

- ・要保護者に対する迅速かつ適正な保護決定
- ・ケースワーカーが被保護者への居宅訪問等に時間を確保することが可能になり、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援が可能になる。

→ ケースワーカーの業務負担の軽減

→ 福祉事務所の体制確保

## 2 実施主体等

実施主体：福祉事務所設置自治体

補助率：3／4

令和8年度当初予算案 59百万円

## 事業の目的

- 福祉事務所においては、生活保護受給者への定期的な訪問活動等により、①住環境が著しく劣悪な状態にある、②居室の提供以外のサービスの利用（キャッシュカードの預かりなど）を強要するなどの不当な行為があるなど、転居が適当と確認した場合には、適切な居住場所への転居を促すといった必要な支援を行っている。
- また、生活保護受給者が多く入居している無料低額宿泊所については、事前届出制や最低基準の導入、改善命令の創設等の規制強化が行われ、さらに、令和7年4月からは、事前届出の実効性の確保を図るため、無届けの疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を創設した。
- さらに、令和7年度中を目途に、生活保護受給者に提供する生活支援サービスに関するガイドラインを策定する予定であり、貧困ビジネス対策を強化しているところである。
- こうした取組みを推進し、生活保護受給者が自立を阻害されることのないよう、貧困ビジネス対策を強化する地方自治体を支援していく必要がある。

## 事業内容等

### ①無料低額宿泊所に関する情報収集・共有の強化に関する事業 【実施主体：都道府県等 補助率：1／2】

- 無料低額宿泊所やいわゆる「無届施設」に関する実態や不適切な事例等について情報収集・整理する取組
- 不適切な事例への対応方法を含め、管内福祉事務所や地域居住支援事業の実施者等に対する研修等を開催するなど、情報共有する取組。また、広域的な不適切事案にも対処できるよう、近隣都道府県間において情報共有を行う。

### ②生活保護受給者に対する助言・支援の強化に関する事業 【実施主体：福祉事務所（県、市）（委託可） 補助率：2／3】

- ケースワーカーによる生活保護受給者訪問等を通じた、自立を阻害する不適切な物件・事例に関する情報収集・整理や、居住支援法人など関係機関との情報共有を強化する取組
- 現に不適切物件に入居している生活保護受給者に対する転居支援を早急に行う取組

令和8年度当初予算案 29 億円の内数 (29億円の内数) ※( )内は前年度当初予算額。

## 1 事業の目的

- 被保護者地域居住支援事業においては、居宅への定期的な訪問等による見守りや日常生活（食事、洗濯、ゴミ出しなど）の状況確認等を通じて、必要な相談・助言を行うなど、被保護者が現在の居住生活を安定して継続するための支援を実施している。
- 当該事業の利用者のうち、多様で複雑な課題を抱える者※や、日常生活を送るうえで金銭管理に課題を抱える者※※に対しては、特に専門的な支援を居住支援と一体的に行う必要がある。
- このため、被保護者地域居住支援事業に次の支援（メニュー）を追加し、居住支援の充実を図るものである。

- ① 関係機関による専門的支援体制加算
- ② 金銭管理支援

※ 孤独・孤立やひきこもり、精神面の不調 など

※※アルコールやギャンブル依存症などにより保護費をすぐに浪費してしまう者 など

## 2 事業内容等

### ① 関係機関による専門的支援体制加算

- 多様で複雑な課題を抱える被保護者に対し、自立支援に向けた各種専門的な支援を関係機関が適切な役割分担のもと実施するため、居住支援法人などをメンバーとした調整会議にて検討を行う場合、調整会議の開催や連絡調整に関する体制構築に要する費用を加算する事業

### ② 金銭管理支援 ※必須事業として追加（当該事業のみの実施も可）

- 支援対象者：アルコールやギャンブル依存などにより、生活費を管理できずに生活に支障が生じる（おそれがある）者、公共料金や家賃などの滞納（を招くおそれ）がある者 等

#### ○支援のイメージ

- 日常生活費の管理支援（例：預金通帳等の貴重品預かり、公共料金や家賃等の支払い支援（援助）、生活費の払出や預入の助言）
- 日常生活を安定させるための支援（例：依存症支援機関の情報提供及び利用支援、突然の支出に備えるための貯蓄支援）
- 自分で管理を行っていくための手続き支援（例：銀行口座開設のための身分証明証の取得、銀行振替などの手続き支援）
- 教育支援（例：お金の使い方や、物やサービスの値段に关心を持つもらうための金銭管理教育）

## 3 実施主体等

- 実施主体：福祉事務所設置自治体（委託可）

- 補助率：2／3

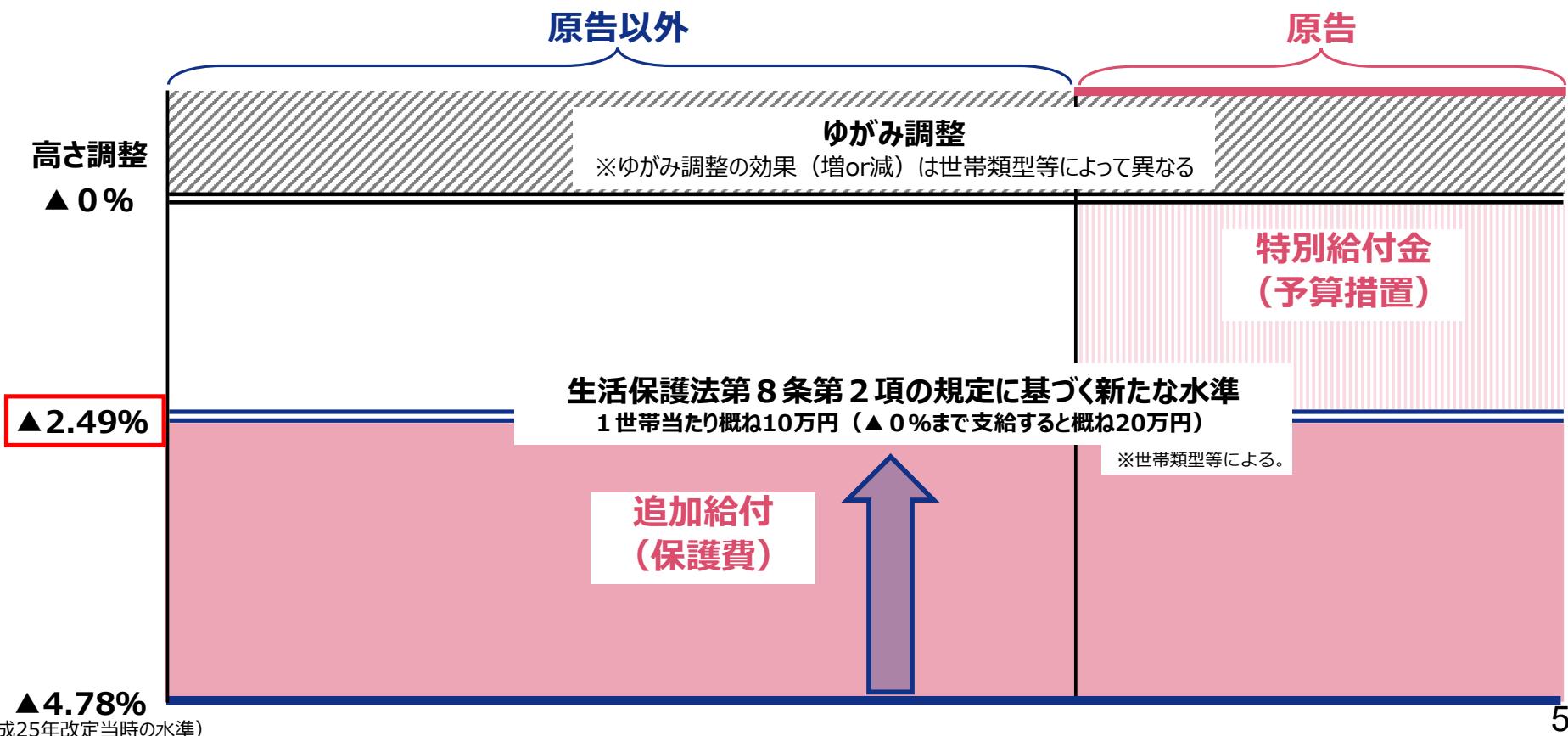
# **(参考)令和7年度補正予算**

- **生活保護法に基づく保護費の追加給付について**、生活保護法第8条第2項の規定（※2）や第2条の規定による無差別平等原則（※3）を踏まえ、原告・原告以外を区別せず、高さ調整▲2.49%の水準で一律に実施（▲4.78%と▲2.49%の差額分を給付）
 

※1 ゆがみ調整については、判決で違法とされていないことから、追加給付の対象としない。

※2 第8条第2項 基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

※3 第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる。
- また、原告については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、保護費に代えて、これに相当する分を予算措置の特別給付金により支給（▲0%と▲2.49%の差額を追加給付に上乗せ）
- 令和7年度補正予算案に1,475億円を計上（保護費の追加給付に要する費用：1,055億円、支給事務に係る自治体への補助：401億円、相談センターの設置等：17億円、原告への特別給付に要する費用：2億円）



# 施策名:医療扶助等におけるDX推進調査研究事業

令和7年度補正予算額 3.6億円

社会・援護局保護課  
保護事業室 (内線2829)

## ① 施策の目的

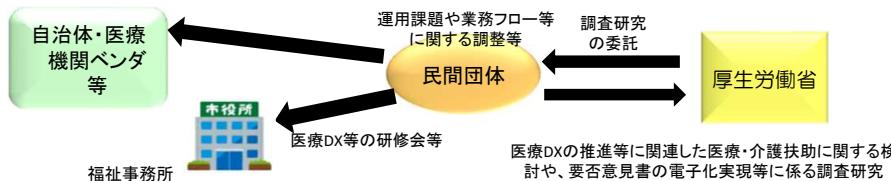
- 令和6年3月から医療扶助のオンライン資格確認が導入されたところであるが、更なる医療扶助の運用の効率化等を図る観点から、オンライン資格確認の基盤も有効に活用し、DXの推進等を図るための調査研究を行うことを目的とする。

## ③ 施策の概要

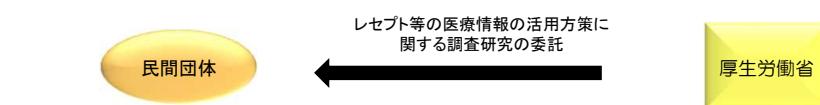
- 医療、介護DXに関連した施策の医療扶助等への影響調査、要否意見書の電子化に係る検討、地域課題の分析や重複・多剤投与等の対象者抽出などの効率化に向けた、レセプト等の医療情報の活用方策(例えばデータベース構築、業務効率化ツールの開発など)に関する調査研究を行う。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

### 【医療扶助等における医療・介護DXの推進に関する調査研究】



### 【レセプト等の医療情報の活用方策に関する調査研究】



### 医療扶助等における医療・介護DXの推進に関する調査研究

- 医療・介護DXに関連した施策の医療扶助等への影響調査
- 要否意見書の電子化に係る検討
- 介護DXを踏まえた介護扶助の対応方針の研究
- 自治体向け研修会等による医療・介護DXに係る福祉事務所等の対応力強化に資する周知・広報

### レセプト等の医療情報の活用方策に関する調査研究

- 地域課題の分析や重複・多剤投与等の対象者抽出などの効率化に向けた、レセプト等の医療情報の活用方策(例えばデータベース構築、業務効率化ツールの開発など)に関する調査研究
- 医療扶助等に係るデータ分析支援ツールの機能充実(経年分析、各種クロス分析等)に向けた仕様調査・要件定義、ツールの構築

### 【実施主体】 国(委託費)

## ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・被保護者が医療機関等を受診する際の利便性の向上
- ・オンライン資格確認の普及・改善を通じた福祉事務所や医療機関等における事務処理の効率化 等

## ② 対策の柱との関係

I			II				III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

## 【○生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

施策名: 頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業

令和7年度補正予算額 8.0億円

社会・援護局保護課  
保護事業室(内線2829)

### ① 施策の目的

- 令和7年4月から施行された都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の枠組みも踏まえ、被保護者のうち、頻回受診や重複・多剤投与等の課題を抱え、福祉事務所において指導を行ってもなお改善が困難な者等に対する健康管理等に係る支援を強化することを目的とする。

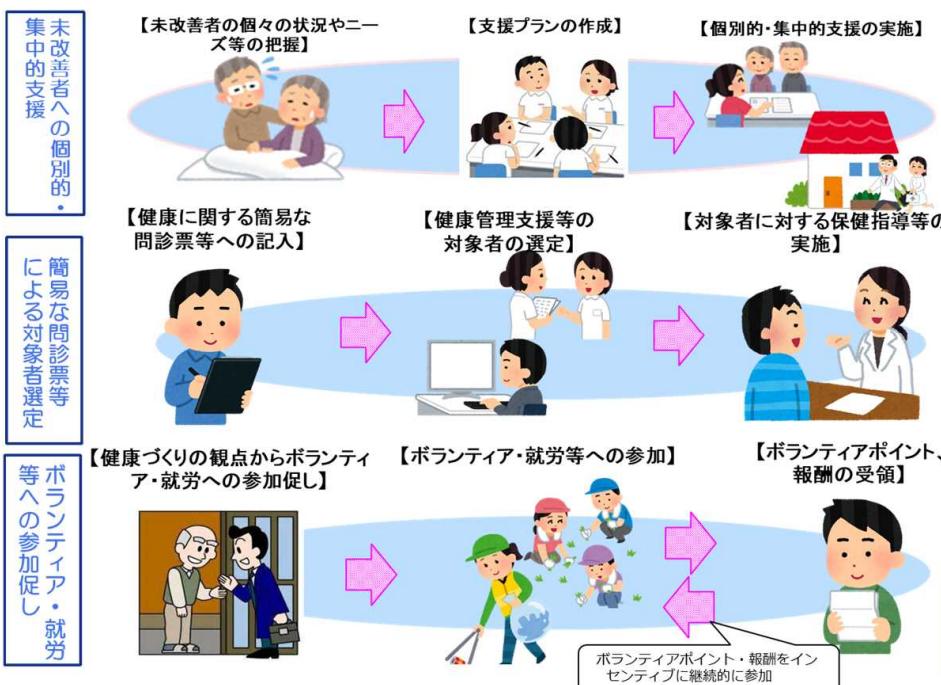
### ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								○	

### ③ 施策の概要

- 被保護者のうち、頻回受診や重複・多剤投与等の課題を抱え、福祉事務所において指導を行ってもなお改善が困難な者等に対する、個々のニーズに応じた個別的・集中的支援を実施する取組に加え、健診より簡易な問診票等を活用して健康管理支援の対象者のスクリーニングを行う取組や、健康づくりの観点から社会参加や就労・ボランティアへの参加を促す取組を支援する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



### ⑤ 施策の対象・成果イメージ

(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 被保護者のうち、頻回受診や重複・多剤投与等の課題を抱える者の状態像の改善 等

施策名:医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等への助成

① 施策の目的

- 医療扶助のオンライン資格確認については、令和6年3月より運用を開始したところであるが、現状、医療機関等においては、全体の1/2程度の導入に留まっていることから、オンライン資格確認の利用促進を図るためにには、医療機関等側の対応を加速していく必要がある。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								○	

③ 施策の概要

- 医療機関等に対し、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けたレセプトコンピューターシステム等に係る改修費用等を助成することにより、オンライン資格確認の更なる普及促進を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 社会保険診療報酬支払基金(医療機関等への助成を担当)

【助成割合】 病院、大型チェーン薬局:1/2、診療所・薬局(大型チェーン薬局を除く):3/4

○ 指定医療機関・指定薬局におけるレセプトコンピュータ等のアプリケーションの改修、パッケージソフトの購入・導入、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等に対して、以下の上限額で助成を行う。

	病院	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)
費用の 補助内容	28.3万円を上限に補助 ※事業額56.6万円を上限に、 その1/2を補助	3.6万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その1/2を補助	5.4万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その3/4を補助

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

○ 医療機関等への助成金の交付事務について、社会保険診療報酬支払基金へ補助を行う。

(具体的な事務の例)

- ・交付申請書等の受付・取りまとめ
- ・申請内容の確認
- ・医療機関等への修正依頼
- ・申請書類の差し替え
- ・データ入力
- ・医療機関等からの問い合わせ対応
- 等

※ 医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用し、医療扶助のオンライン資格確認導入を目的としての顔認証付きカードリーダーの新たな提供は行わない。



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 被保護者の医療機関等への受診の際の利便性の向上
- 福祉事務所における医療券発行事務に係るコスト低減、医療機関等における資格確認事務の円滑化
- オンライン資格確認の実績ログを活用した頻回受診対策の強化 等

## 施策名:生活保護業務デジタル化推進事業

## ① 施策の目的

- 生活保護のケースワーカーは、被保護世帯の自立を支援するため、居宅訪問等による状況把握やきめ細かな相談や支援が必要であるが、預貯金調査や収入申告の届出、ケース記録の記載など各種事務処理のため、被保護世帯に対して十分な支援が難しい状況がある。
- このため、実務を担うケースワーカーが、個々の被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を重点的に行うことができる環境の整備を図る。

## ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								○	

## ③ 施策の概要

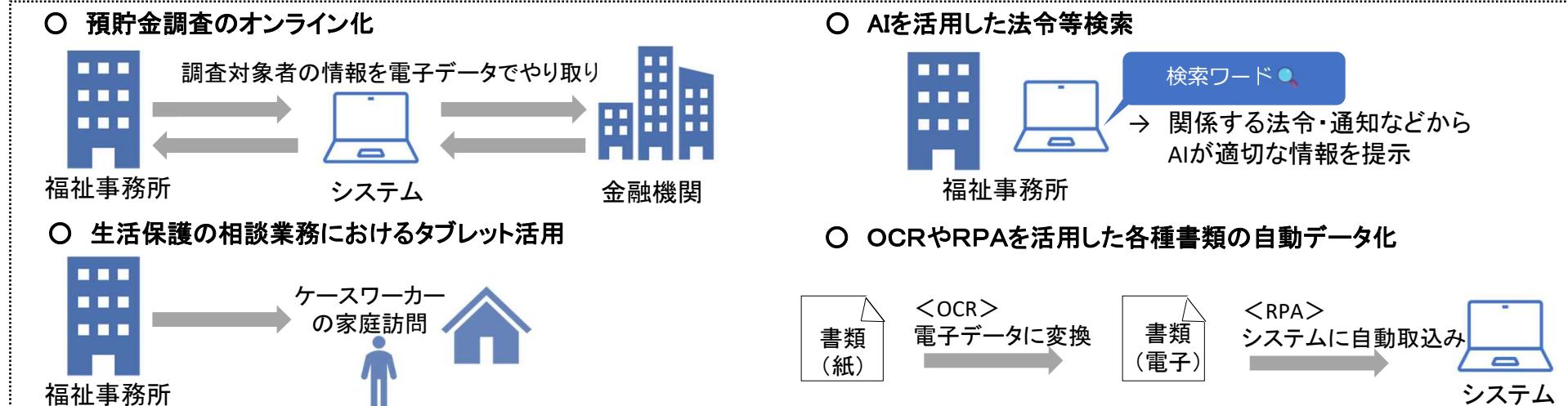
- デジタル技術を活用した業務の負担軽減や効率化を推進するため、初度経費の補助を行う。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

**【補助対象】**生活保護業務における、デジタル技術活用に要する初度経費を補助(補助率3/4)。

**【実施主体】**都道府県、市、福祉事務所設置自治体

**【事業活用の例】**



## ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活保護業務における各種調査・処理等について、デジタル技術を活用することにより、ケースワーカーの業務削減や効率化に寄与する。

① 施策の目的

- 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)により、生活保護業務プロセス及び基幹事務システムの標準化に取り組むこととされたことを踏まえ、令和7年以降の制度見直しなど基幹事務システムの標準仕様の改訂に向けた調査研究を行い、更なる業務負担の軽減を図る方策を検討する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							<input checked="" type="radio"/>		

③ 施策の概要

- eLTAXによる公金収納のデジタル化など令和8年以降の実施が予定される制度見直し等について、自治体の基幹システムに反映させる必要があることから、円滑なシステム反映のために、令和7年度中にシステムの標準仕様に関わる内容の検討を行う必要が生じるため、調査研究を行い標準仕様書改訂を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】国(委託事業) (10/10)

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活保護業務プロセス及び基幹事務システムの標準化について、調査研究を行い更なる業務負担軽減を図る方策を検討し、業務効率化の推進を図る。

## 【〇ケースワーカーの業務負担軽減の推進、デジタル技術の活用等】

施策名: ケースワーカーの業務負担軽減の推進

令和7年度補正予算額 24億円

社会・援護局保護課(内線2824)  
自立推進・指導監査室(内線2886)

### ① 施策の目的

- ・生活保護現業員(ケースワーカー)は、多岐にわたる事務負担がある一方で、要保護者が抱える課題等の複雑化により業務負担の増加が課題となっている。このため、ケースワーカーの業務負担軽減を図り、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援を可能にする体制を整備する。

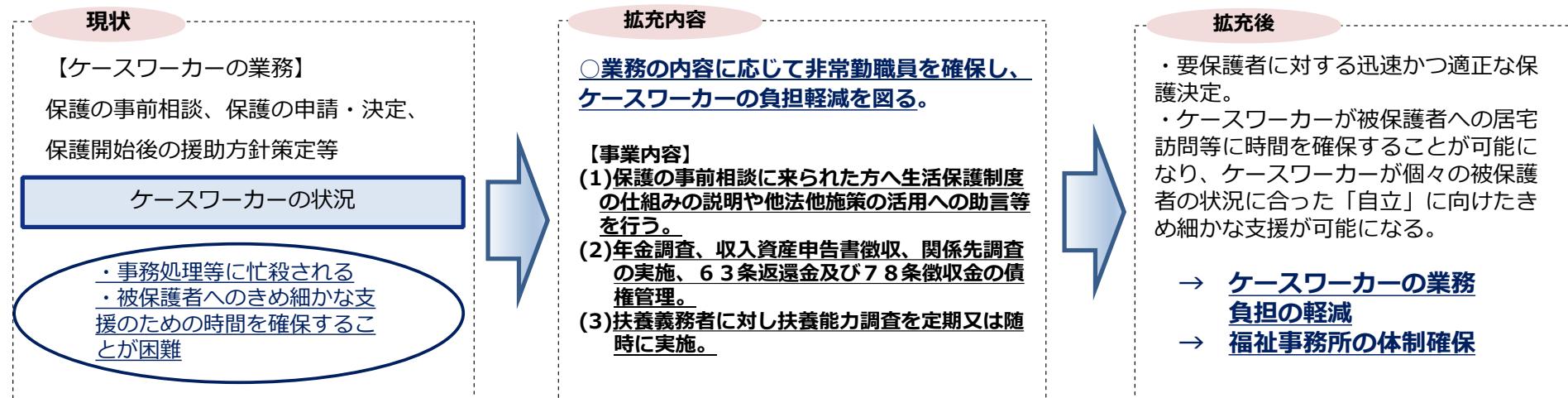
### ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

### ③ 施策の概要

- ・面接相談業務の一部、要保護者の収入や資産報告書徴収及び関係先調査等を実施する人員を確保する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【実施主体: 福祉事務所設置自治体 補助率: 3／4】

### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・要保護者に対する迅速かつ適正な保護の決定がなされ、また、ケースワーカーが被保護者への居宅訪問等に時間を確保することができる、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援が可能となる。

**施策名:生活保護受給者の多様な働き方推進モデル事業****① 施策の目的**

- 被保護者の高齢化は国民全体よりも進んでおり、安定就労が困難な高齢者世帯等では受給期間3年以上の割合が7割を超えており。また、その他世帯も増加傾向にある。こうした状況を踏まえ、様々な課題を抱える世帯に対して、個々の状況に応じた社会参加・就労の推進など、多様な働き方による支援体制を構築するもの。

**② 対策の柱との関係**

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
<input type="radio"/>									

**③ 施策の概要**

- 多様な働き方を実現するために、管内の被保護者の状況を踏まえ、地域の実情に応じたメニューを選択し、試行的に実施する福祉事務所を支援する。

**④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等**

〇 福祉事務所が地域の実情に応じて、下記のような支援体制を構築するためのメニューを検討し、実施する場合に補助を行う。【補助率3/4】

- 就労準備支援事業等における就労体験や、福祉事務所が策定する自立支援プログラム(生活改善プログラム、就労体験活動等)など「収入が発生しない取組」への参加インセンティブの仕組みを構築
- 孤独・孤立やひきこもり、精神面の不調など特に配慮が必要なケースについて、仕事の切り出し・マッチング・就労継続などきめ細かな支援を行う体制を構築
- 多様な働き方の機会確保(金銭収入を伴う就労機会の確保など)に向け、障害者施策など他法他施策との連携を強化する体制を構築
- 高齢者に対して、就労機会の積極的な案内・勧奨や就労継続に向けたフォローを行う体制を構築

等

**⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)**

多様な働き方を実現することで、個々の状況に応じた社会参加・就労等を通じて、自立の助長を図ることができる。

① 施策の目的

- これまで予算事業として実施してきた被保護者就労準備支援事業等について、令和6年法改正においてより幅広い自治体での実施を促す観点から法定化されたことを受け、未実施自治体における早期・着実な事業実施に向けた重点的な支援を実施するもの。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

- 被保護者就労準備支援事業等の未実施自治体において、試行的に一連の業務を実施し、事業を円滑に実施するための課題整理・対応策検討を行うことができるよう支援。その際、地域の実情を踏まえ、令和7年度から施行されている「特定被保護者対象事業」(被保護者が生活困窮者向けの事業に参加)による支援についても、地域の実情を踏まえ、課題整理・対応策検討を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 被保護者就労準備支援事業・被保護者家計改善支援事業・被保護者地域居住支援事業の未実施自治体が、円滑に各事業(特定被保護者対象事業を含む。)を実施できるよう、令和7年度中に事業実施の立ち上げを支援。【補助率2／3】

## ■ 被保護者就労準備支援事業

- ・就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う

## ■ 被保護者家計改善支援事業

- ・家計に関する課題を抱える世帯や大学等への進学を検討している高校生等のいる被保護世帯に対し、家計に関する支援を行う

## ■ 被保護者地域居住支援事業

- ・居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、入居支援や訪問による見守り、必要な情報の提供及び助言等の支援を行う

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

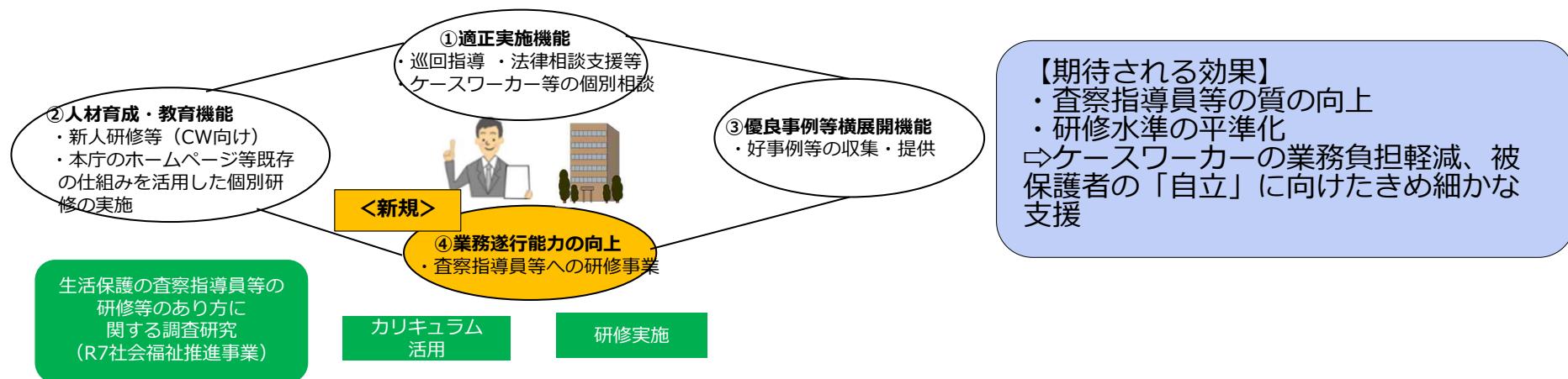
未実施自治体に対する重点的支援の実施、また、特定被保護者対象事業の導入など地域の実情に合った事業の展開を通じて、被保護者支援の強化・拡充が可能となる。

① 施策の目的

- 都道府県等は管内福祉事務所に対し生活保護法実行事務監査を実施し、生活保護実行業務の実施水準の確保を図っているものの、ケースワーカーや査察指導員(ケースワーカーを指導監督する主に係長級の者)等の経験不足等により、実施水準が低下している実施機関もある。このため、実施機関を指導する都道府県等が、管内福祉事務所への巡回指導や人材育成を行っているところであるが、新たに査察指導員等に対する研修を実施することで査察指導員等の指導監督能力の向上を図る。

③ 施策の概要

- 都道府県等が管内福祉事務所に対して、査察指導員等の資質向上にかかる研修を実施し、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体:都道府県、指定都市 補助率: 3／4】

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 都道府県等が広域的な立場から管内福祉事務所の査察指導員等を対象とした研修を実施することで、全国的な査察指導員等のレベルアップが図られ、不適切事案の未然防止、ひいては、ケースワーカーの業務負担軽減、福祉事務所の体制確保につながる。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

## 施策名：生活保護事務処理システムの改修

令和7年度補正予算額 4.5億円

社会・援護局保護課  
(内線2655)

### ① 施策の目的

- 生活保護の制度見直し(外国人に対する生活保護の情報連携)に対応した生活保護システムの改修を行い、制度の安定的かつ効率的な運用を図る。

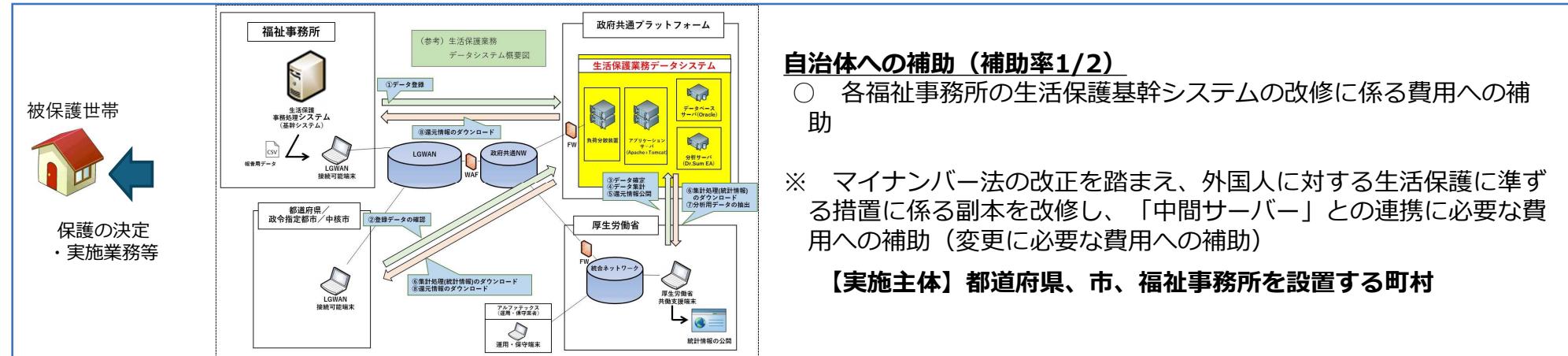
### ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								○	

### ③ 施策の概要

- 生活保護の制度見直しに対応するため、自治体の生活保護基幹システムの改修に要する費用について補助を行う。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



### ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活保護の制度見直しに対応して地方自治体の生活保護基幹システムの改修を行うことにより、地方公共団体の負担軽減や生活保護の適正な実施に資することを期待している。

### Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の 推進

# 介護のしごと魅力発信等事業

社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室  
(内線2849)

令和8年度当初予算案

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3.9億円 (4.0億円)

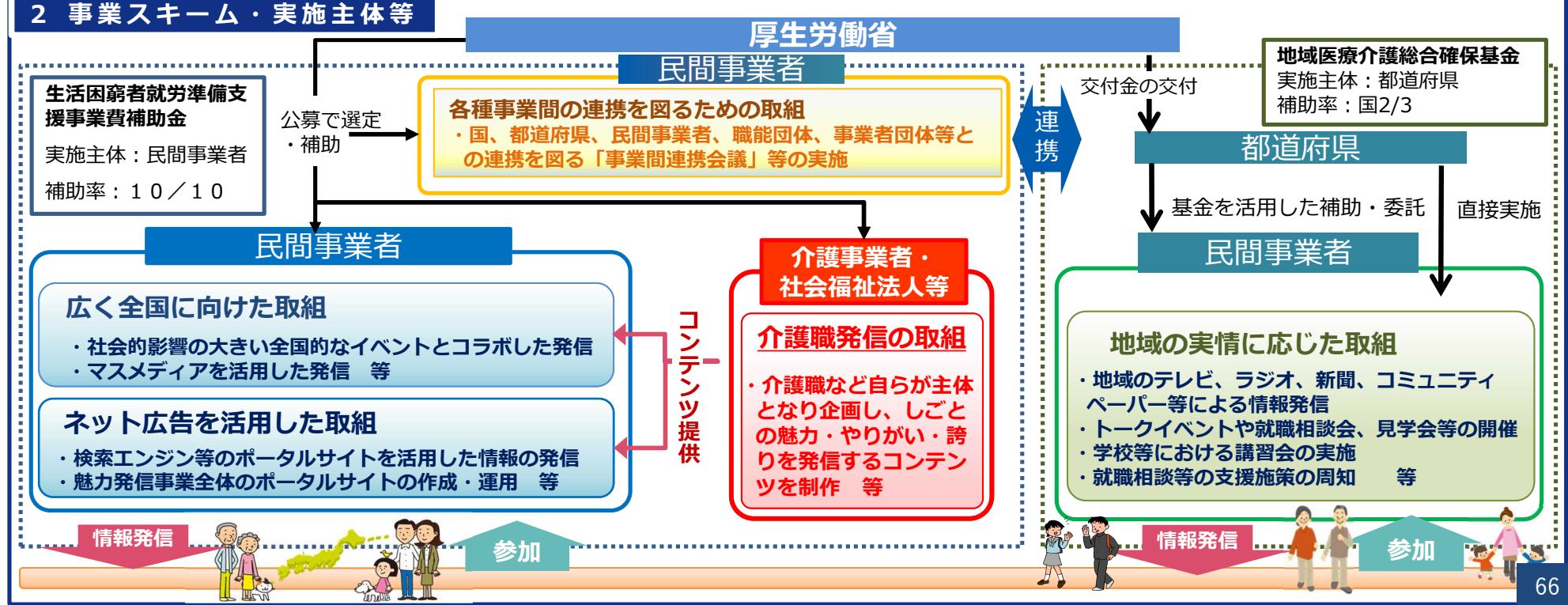
都道府県実施分：地域医療介護総合確保基金86億円の内数 (97億円の内数)

※( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 介護人材の確保にあたっては、人材の裾野の拡大を進めて多様な人材の参入促進を図ることが必要であることから、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図るため、介護の仕事の魅力発信に関する取組を実施してきた。
- 厚労省においては、発信力がある事業者による全国的なイベントやマスメディア、ネット広告などの企画・発信を行いつつ、最前線である現場の視点から、介護職など自らが主体となり、自らの声で仕事の魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行い、発信力のある事業者と連携して広く発信することで、事業効果の最大化を図り、
- 都道府県においては、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や、求職者に対する支援施策等の周知を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。
- また、「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」に関するとりまとめにおいて、若い世代が希望ややりがいを持てる業界となるために、「社会課題 (SDGs、災害対応等) に対応する介護という観点をアピールすること」などが盛り込まれたところ。
- こうした内容も踏まえながら令和8年度においても、引き続き、介護の仕事の魅力発信を行っていく。

## 2 事業スキーム・実施主体等



# 外国人介護人材受入環境整備事業

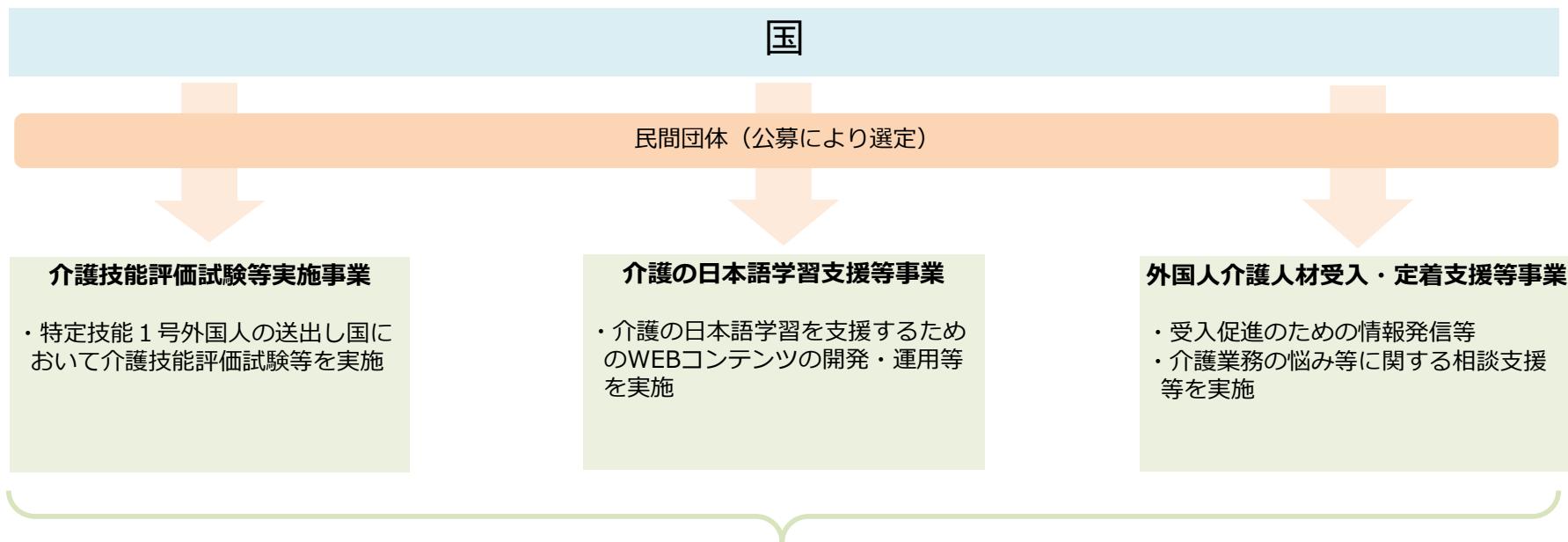
令和8年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5.9億円（5.9億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 3.7億円・・・P77～79を参照

## 1 事業の目的・概要

- 在留資格「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。
  - ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行った国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
  - ② 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
  - ③ 受入促進のための情報発信や介護に関する相談支援等による定着支援

## 2 事業のスキーム・実施主体等



【補助率】定額補助 【実施主体】民間団体

# EPA介護福祉士候補者への支援事業について

令和8年度当初予算案 2.4億円の内数（2.4億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

## 【事業内容】

- 経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者等について、その円滑かつ適正な受入れのため、介護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導・相談、受入施設の研修担当者に対する説明会等を行う。
- 外国人介護福祉士候補者の国家試験合格に向け、インドネシア、フィリピン及びベトナムの候補者を対象とした集合研修、通信添削指導及び資格を取得できずに帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を行う。
- 外国人介護福祉士候補者の受入施設が実施する日本語や介護の学習及びその学習環境の整備に対する支援等を行う。

## 外国人介護福祉士就労研修導入・指導事業

### ○主な事業内容

- ・候補者の就労前の「介護導入研修」の実施
- ・候補者等の受入施設を巡回訪問して研修状況の把握や必要な指導の実施
- ・候補者等や受入施設からの就労・研修に係る相談・助言 など

### ○実施主体

公益社団法人国際厚生事業団

## 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

### ○主な事業内容

- ・就労・研修に必要な日本語や介護福祉士として必要な専門知識・技術、日本の社会保障制度等を学ぶ「集合研修」の実施
- ・介護分野の専門知識に関する通信添削指導
- ・資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援 など

### ○実施主体

民間団体（公募による選定）

## 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業）

### ○主な事業内容

（候補者の学習支援）

- ・日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費
- ・日本語学校の授業料や通学等に要する経費
- ・民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費
- ・喀痰吸引等研修の受講に要する経費

（研修担当者への支援）

- ・受入施設の研修担当者の活動に要する経費

### ○実施主体

都道府県

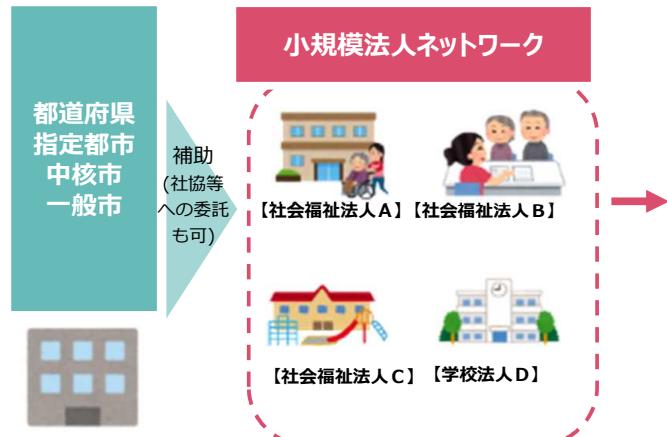
令和8年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 2.2億円 (3.5億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための取組を促進する。  
また、少子高齢化・人口減少が進む中で、地域において複雑化・多様化する福祉ニーズに対応し、地域のサービスを維持・確保するためには、地域のサービス主体が今後も事業を継続できるための支援体制に加え、事業者が連携・協働化しやすい体制を整備していくことが必要である。
- 利用者の減少や職員等の不足により、法人単独では事業を実施することが困難な状況下において、持続可能なサービス提供体制を構築するため、法人間連携のきっかけづくりに資する取組を支援するとともに連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人等の連携・協働を一層促進する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）
- 補助率：定額補助



メニュー	
1 社会福祉連携推進法人設立支援等事業	① 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援（1回限り、1,500千円） → 円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会、法人の設立手続きを行う。
2 法人間連携プラットフォーム設置運営事業	② 各法人の強みを活かした地域貢献のための協働事業 → 地域課題の解決を図るための取組を立ち上げ、試行する。 （年間4,000千円、原則2か年）
	③ 福祉・介護人材の確保・定着に向けた連携の推進 → 合同研修会や人事交流等を通じ、人材の確保・定着を図る。
	④ 参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進（1回限り、3,200千円） → 資材購入や職員採用等事務を共同で処理することにより経営労務管理体制の効率化を図る。
	⑤ I C T技術導入支援（1回限り、2,000千円） → プラットフォームの取組を効果的・効率的に行うため、I C T技術を導入する。

# 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

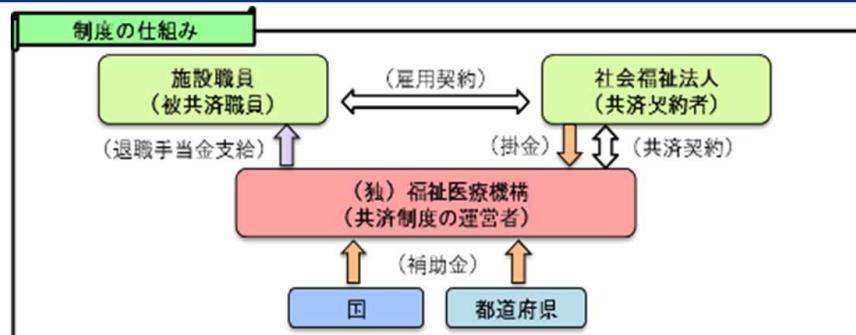
令和8年度当初予算案 86億円 (86億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、社会福祉法人が経営する社会福祉施設及び特定社会福祉事業等に従事する職員が退職した場合の当該職員に対する退職手当金の支給を行うもの。
- 本制度は、財政基盤の脆弱な福祉施設の職員に対する退職手当にかかる費用を補助し、職員の待遇を向上させることで、福祉人材の参入促進・職場定着、福祉分野内での再就職に資するものである。
- 近年、退職者が増加傾向、特に勤続年数の長い職員の退職が増加することにより、退職手当金の支給額も増加していることから、安定的な財源の確保、施設職員が安心して働く環境を整備し、必要な人材を確保していくためにも、本制度の安定的な運営に向けた対応を進めていく必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

- 加入対象となる施設・事業  
社会福祉法人が経営する
  - ① 社会福祉施設等（保育所等）
  - ② 特定介護保険施設等（特養、障害者支援施設等）
  - ③ 申出施設等（介護老人保健施設等）
- 財政方式：賦課方式



## 3 実施主体等

- 実施主体：独立行政法人福祉医療機構
- 参考：予算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度			令和7年度
	当初予算額	当初予算額	当初予算額	補正追加額	補正後予算額	当初予算額
予算額	26,371,517	27,377,590	28,271,524	6,824,986	35,096,510	8,637,603

# **(参考)令和7年度補正予算**

① 施策の目的

介護人材については、要介護者等の急速な増加が見込まれる中、複雑化・多様化する介護ニーズに対応できる高い専門性を有する介護人材の確保育成することが重要。

貸付希望件数の増加等に伴い、介護福祉士修学資金等貸付金貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行い安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。

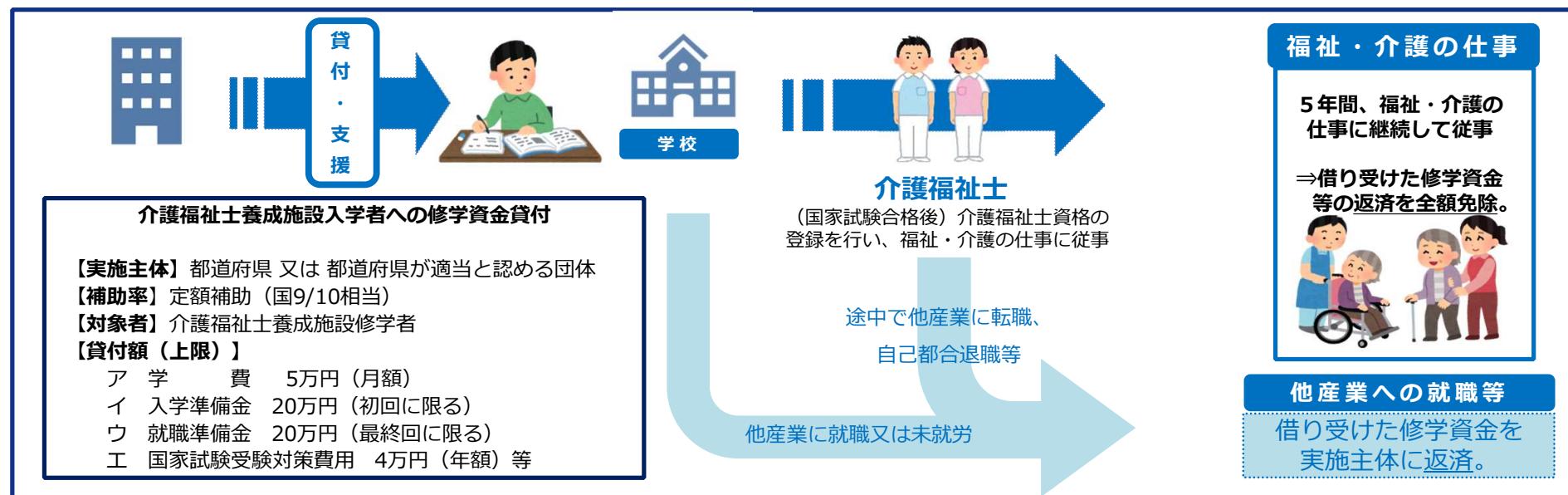
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

介護人材を着実に確保していくため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和7年度内に見込まれる修学資金貸付として必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。

**① 施策の目的**

複雑化・多様化する介護ニーズに対応するため、介護福祉士養成施設におけるICTを活用した教育の促進により、教育の質の向上及び介護現場に即した技能を取得した介護人材の養成を行えるようICT導入の支援を行う。

また、介護福祉士養成施設において近年増加している外国人留学生に対する日本語教育の体制強化を行う取組に対し支援を行い、教育の質の向上及び外国人留学生の国家資格取得率の向上につなげるための支援を行う。

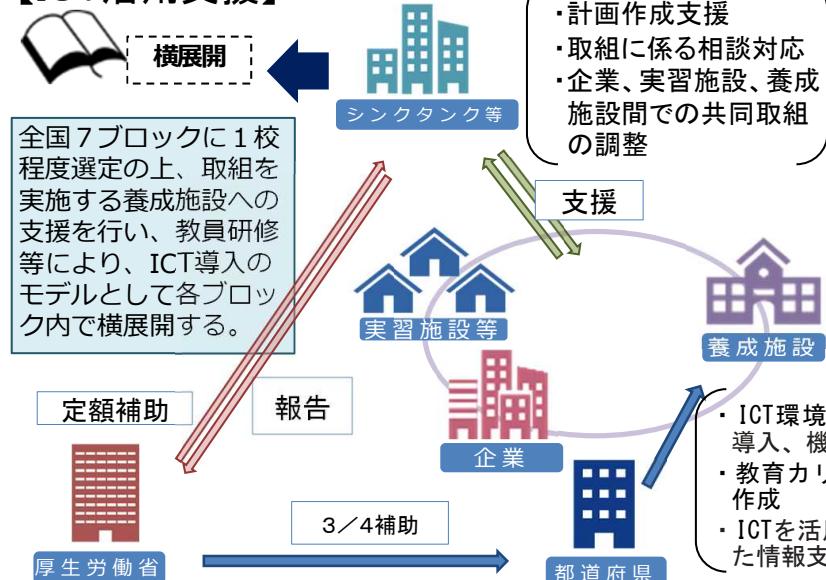
**② 対策の柱との関係**

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

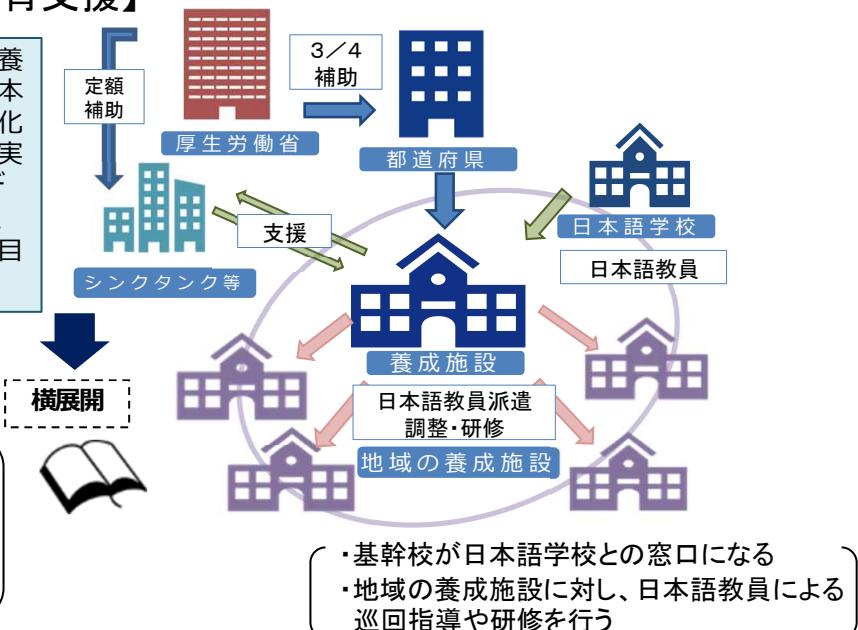
**③ 施策の概要**

介護現場において、ICT技術の活用が推進されており、介護福祉士養成施設においても現場に即した教育を行う必要があると考えられることから、調査や効果測定等に協力する養成施設に対し、ICT機器やソフトウェアの導入に係る経費及びICT利用促進に係る経費等を補助し、その効果を評価し、ノウハウを他の養成施設を含めて地域に展開する。

また、留学生の多い地域の介護福祉士養成施設を対象に、日本語学校等との連携強化の取組の導入支援を実施し、地域連携のモデルとして、成果をとりまとめ、横展開を図る。

**④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等****【ICT活用支援】****【日本語教育支援】**

留学生の多い地域の養成施設を対象に、日本語学校等との連携強化の取組の導入支援を実施。地域連携のモデルとして、成果をとりまとめ、横展開を目指す。

**⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)**

質の高い介護サービスを提供するための専門性の高い人材や外国人留学生の国家資格取得を通じた更なる介護人材の確保を推進。

① 施策の目的

福祉分野の人材確保については、喫緊の課題であり、また、地域差や地域固有の課題も存在するため、都道府県が中心となり、地域の実情に応じたより実践的な取組を関係機関、事業所等と協働で推進する。

③ 施策の概要

都道府県が福祉全体で人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォームをモデル的に構築するとともに、民間事業者による課題分析と実行支援を通じた実証を行い、その評価や効果測定及び全国の自治体への横展開を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】	【補助率】
・民間事業者 (シンクタンク等)	定額
・都道府県	

⑤成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業の実施により都道府県におけるプラットフォームの構築が進むことで、関係機関や事業所等との協働による人材の確保・定着や職場の環境改善等につながる取組の実施につながり、介護人材確保の推進が図られる。

【〇介護支援専門員の確保・資質向上や介護人材の確保・育成、定着に向けた取組支援】

施策名：介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業

令和7年度補正予算額 81百万円

社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室  
(内線2849)

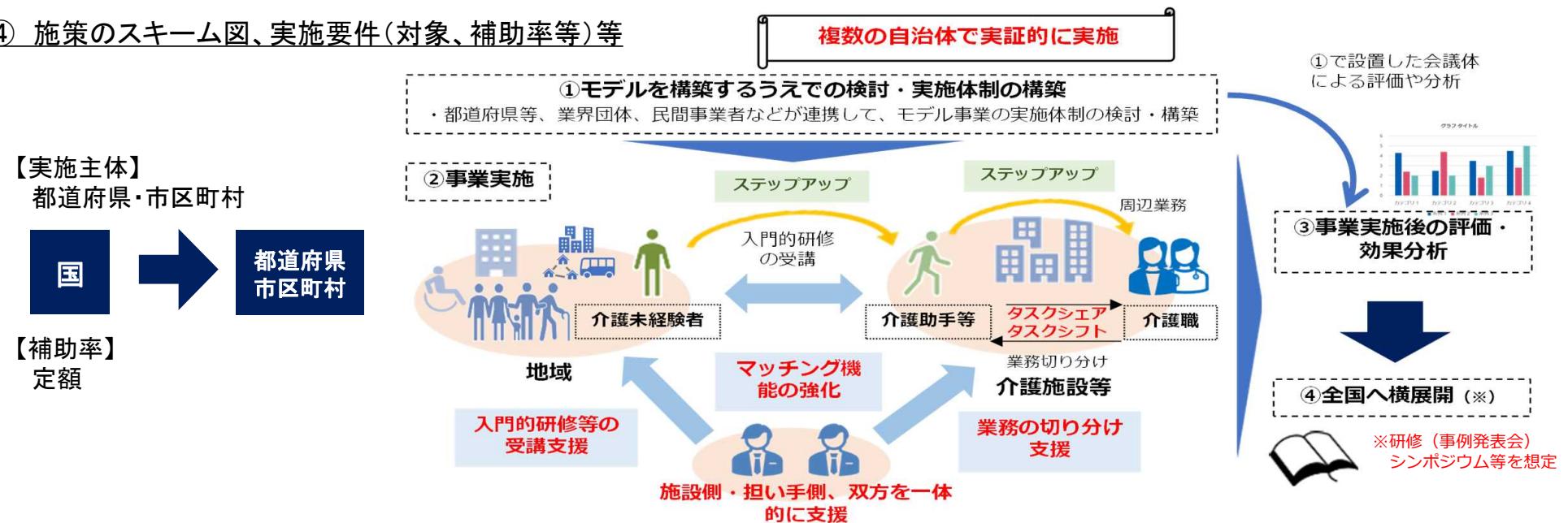
## ① 施策の目的

介護人材の多様な人材層の参入促進を図るため、介護未経験者の介護現場への接点を増加し、また、介護事業所の業務の整理・切り出し、介護の入門的研修を組み合わせて行うこと等により、介護の担い手へつなげるための取組を実施する。

## ③ 施策の概要

事業者側における業務切り分けや担い手となる未経験者と介護現場のマッチング機能の強化（WEB・アプリ等の活用を含む）、周辺業務に携わる未経験者に対する入門的研修等の受講支援等により、事業所側・担い手側、双方を一体的に支援し、参入促進につなげるモデル事業を実施し、その効果測定及び全国の自治体への横展開を図る。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



## ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によるモデル構築、横展開によって、多様な介護未経験者の介護現場への接点が増加し介護人材のすそ野が拡大されるとともに、介護職へつなげる手法が普及されることにより、介護人材確保の推進が図られる。

## ① 施策の目的

多様なキャリアの選択肢を示し、自身のキャリアを選べるようにしていく「山脈型キャリアモデル」の普及を進めているが、介護人材の定着・確保をに向けたキャリアアップを図る上で、法人と介護現場の間をとりもつことや、現場におけるチームリーダーや経験が浅い者への研修を行う等といった、中核的な役割を担う人材の育成についても検討し、介護人材の離職防止・定着促進を図る。

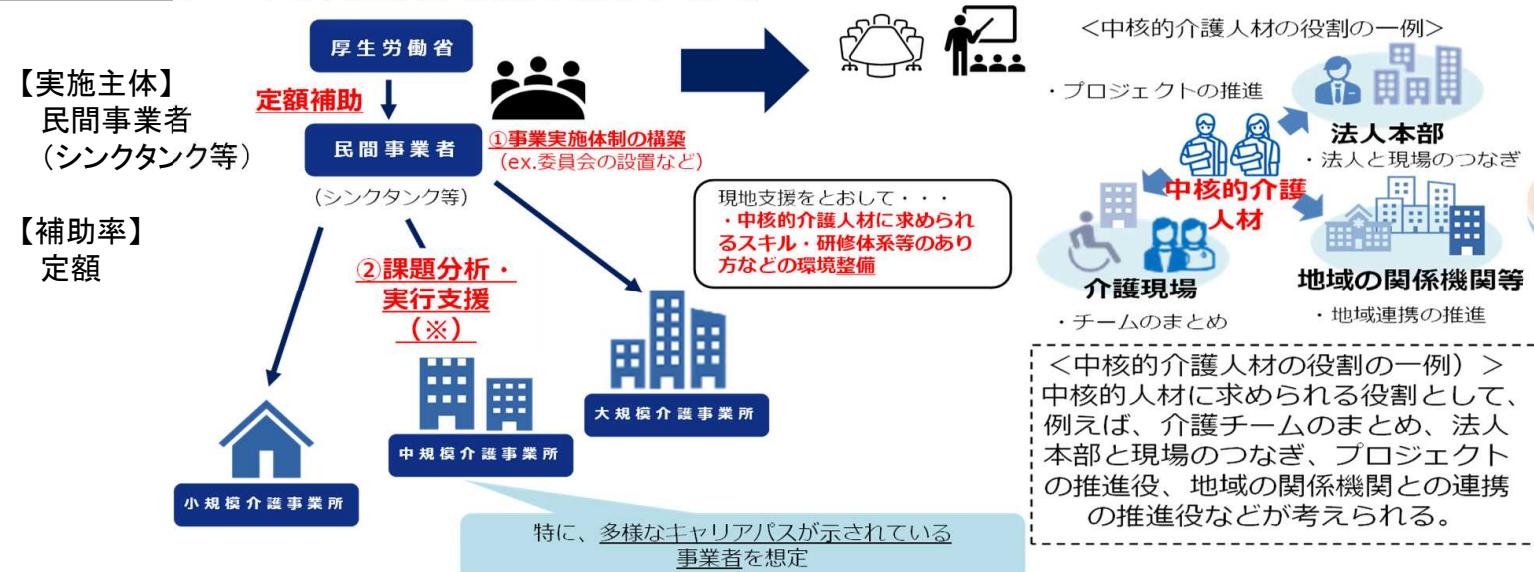
## ② 対策の柱との関係

I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

## ③ 施策の概要

多様なキャリアパスが示されている事業者を対象に、民間事業者の課題分析・実行支援を通じて、中核的介護人材として必要とされるスキルやそれに伴う研修などの育成支援のための環境整備をモデル的に実施し、普及促進を図る。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



## ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によるモデル構築、横展開によって、中核的介護人材の育成が促進されることにより、介護人材の離職防止・定着促進が図られる。

① 施策の目的

新たに日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材の増加に対応するため、介護技能評価試験等の重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、効率的な試験体制の検討を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

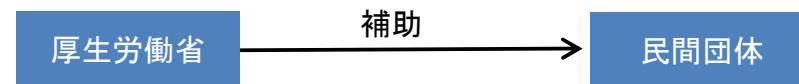
③ 施策の概要

介護技能評価試験等の受験者の増加が見込まれる地域を検討のうえ、試験を実施し、今後、日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材を効率的に確保できる試験体制を確保する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間団体

【補 助 率】 定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

介護技能評価試験試験を実施し、効率的な試験実施体制を構築することにより、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

① 施策の目的

在留資格「特定技能」の受入促進等により今後増加が見込まれる外国人介護人材の資格取得支援ニーズへの対応や、国内に在留する外国人に日本の介護現場で長く働いてもらうための定着支援を推進するため、外国人介護人材の資格取得に向けた学習支援のノウハウを展開し、介護現場の指導環境の整備を行うことで外国人介護人材の資格取得の促進を図る。

また、令和7年4月より在留資格「特定技能」及び「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスへの従事が可能となったことから、外国人介護人材の受入れに積極的な事業所のサービス提供責任者等の指導者に対して伴走支援を行いつつ、小規模事業所も含めた事業所への円滑な受入を促進するとともに、受入後も外国人介護人材に長く働いてもらうための定着支援へ繋げる。

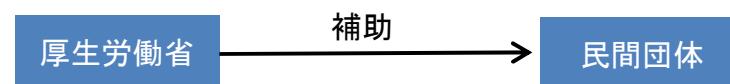
③ 施策の概要

外国人介護人材が従事する施設の教育担当者向けの手引きの開発など、介護現場における適切な指導体制、指導プログラム等を体系的に整理することで、外国人介護人材の資格取得に向けた支援のノウハウを広く展開し、介護現場での指導環境の整備を行う。

さらに、外国人介護人材が訪問系サービスに従事するにあたって、受入れに積極的な訪問系事業所の指導者を対象にした伴走支援等を行い、受入後の具体的な取組を可視化し、課題や好事例を抽出。訪問系サービス事業所の指導者向けガイドラインの作成を通じて、現場の指導員の負担軽減に資する支援を行うとともに、外国人介護人材の円滑な受入・定着を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間団体



【補 助 率】 定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化や訪問系サービス事業所に対する支援を実施することで、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

## 【○介護支援専門員の確保・資質向上や介護人材の確保・育成、定着に向けた取組支援】

施策名:外国人介護人材受入・定着支援等事業

令和7年度補正予算額 1.2億円

社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室  
(内線2894)

### ① 施策の目的

主に南アジアを中心とした情報発信と、自治体等と送出国との連携に向けた伴走支援を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。

また、令和7年4月より在留資格「特定技能」及び「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスの従事を可能となったが、遵守事項の確認や相談窓口の設置から相談事項に係る解決に至るまでの伴走型支援まで実施するため、訪問系サービスへの外国人材の受入れ数の増加を見込み、相談窓口および巡回訪問体制の強化を行う。

### ② 対策の柱との関係

I	II	III							
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

### ③ 施策の概要

#### (1)情報発信

- ・ 主に南アジア諸国や各国地方部において継続的に説明会等を実施して情報発信を行い、日本の介護の認知度向上を図る。
- ・ 海外での情報発信のノウハウ等を活用し、自治体等と送出国との関係構築やヒアリング調査等の伴走支援を行い、自治体と送出国との連携を図る。

#### (2)相談支援の実施

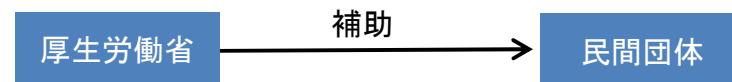
- ・ 訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認、相談内容の分析も含めた相談窓口の体制強化のため、業務のスーパーバイズを担う職員を配置。

#### (3)巡回訪問等の実施

- ・ 訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回訪問の体制を強化するため、業務のスーパーバイズを担う職員を配置。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間団体



【補 助 率】 定額

### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

送出国における、日本での介護労働の認知度の向上等につながる情報発信や訪問系サービス事業所に対する支援体制を確保することで、外国人介護人材と国民が必要な介護サービスを安心して受けられるような環境を整備する。

## ① 施策の目的

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、都道府県と連携して、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行う。

## ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
<input type="checkbox"/>									

## ③ 施策の概要

- 国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保するため、都道府県と連携して以下の外国人介護人材の確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。
  - ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集
    - 外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送出国の学校、送出機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。
  - イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化
    - 外国人介護人材を円滑に確保する目的で、海外現地の学校・送出機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等の実施、活動に必要な宣材ツールの作成等を行う。
  - ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動
    - 更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。
  - エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組
- 外国人介護人材の受入れを促進し、地域への定着を図るため、地域の実情に応じた受け入れ体制を整備し、外国人介護人材に係るセンターを活用する等して、初めて外国人介護人材を受け入れる事業所への支援や、受入れのきっかけをつかめない小規模事業所等への支援等を重点的に行う都道府県に対して、その費用を補助する。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

## 【実施主体】 都道府県

【補 助 率】 国2/3、都道府県1/3



## ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

海外現地の送り出し機関等との関係構築・連携強化や、現地説明会による採用・広報活動など、介護事業者の支援や外国人介護人材に係るセンターの活用により、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

## 【○介護支援専門員の確保・資質向上や介護人材の確保・育成、定着に向けた取組支援】

令和7年度補正予算額 1.2億円

施策名:外国人介護人材定着促進事業

社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室  
(内線2894)

### ① 施策の目的

令和7年4月より在留資格「特定技能」及び「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスの従事が可能となったが、訪問先の利用者の居宅において緊急時、不測の事態が起こった際に適切に対応できるようにする観点で「ICT等の活用等による環境整備」を遵守すべき事項として定めている。

外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援や記録作業の負担軽減、不測の事態への対応として、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入や環境整備に係る経費を補助し、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する。

### ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

### ③ 施策の概要

○ 外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を補助する。

#### ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等(携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど)を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。

#### イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県

【補 助 率】 国1/2、都道府県1/4、受入事業所等1/4



### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外国人介護人材受入事業所におけるツール等の導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の円滑なコミュニケーションや、外国人介護人材の業務負担の軽減等を行い、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。

## ① 施策の目的

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、法人間の連携・協働を促進する必要がある。地域の福祉ニーズへ応えられるよう、都道府県又は市町村が主体となって行う社会福祉法人等が連携・協働化を進めるきっかけとなる取組を支援するとともに社会福祉連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な取組への支援を行う。

## ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

## ③ 施策の概要

### (1)都道府県又は市町村が主体となり、福祉ニーズの把握及びその対応の検討を目的とした関係者会議の開催に係る経費

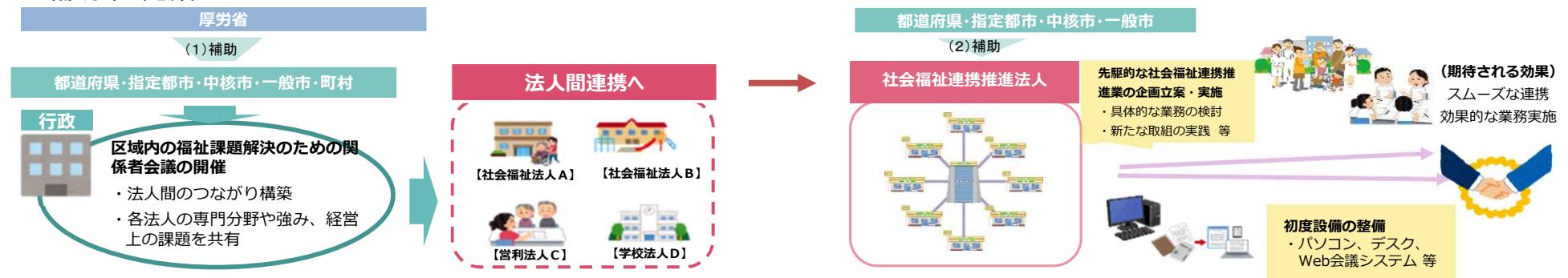
都道府県又は市町村が主体となり、地域における福祉ニーズの把握及びそれに対する対応策を検討する会議を開催し、対応策の検討を通じた社会福祉法人等の法人間のつながりの構築を支援する。

### (2)社会福祉連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施

社会福祉連携推進法人が、企画会議の実施や地域のニーズ調査等により先駆的な社会福祉連携推進業務を検討し実施する。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 補助スキーム:国→都道府県・指定都市・中核市・一般市・町村
- 補助率:定額



## ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉法人の連携・協働を一層促進することにより、地域の福祉ニーズへの対応力を強化し、国民一人一人が生きがいや役割を持つ包括的な地域共生社会を実現する。

## 【○福祉医療機構による優遇融資の実施、社会福祉法人の連携・協働の推進】

施策名：福祉医療機構による優遇融資への支援

令和7年度補正予算額 105億円

社会・援護局福祉基盤課  
(内線2862、2866)

## ① 施策の目的

物価高騰の影響を受けた福祉施設等の資金繰りを支援するための無利子・無担保等の優遇融資を行う(独)福祉医療機構の体制を整備する。

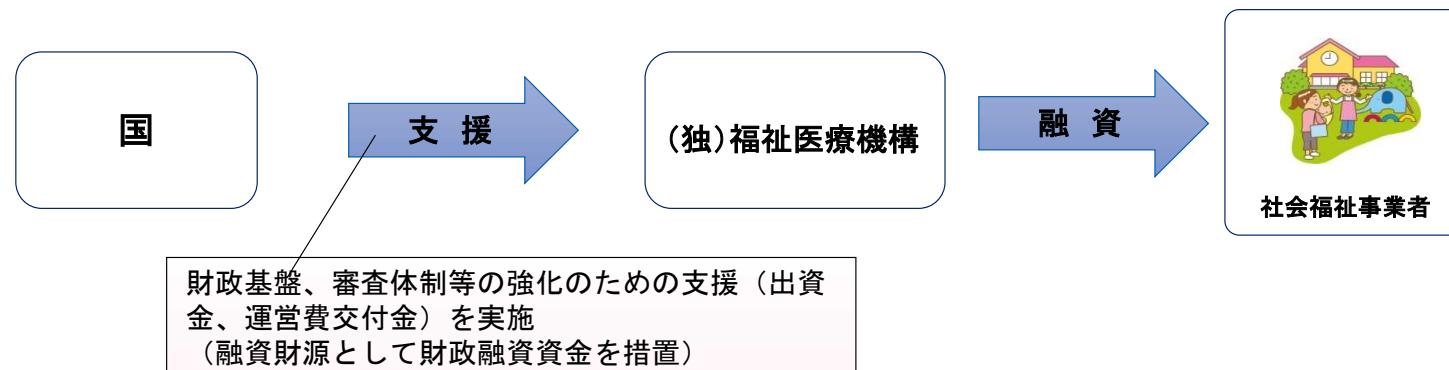
## ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

## ③ 施策の概要

優遇融資を実施する(独)福祉医療機構に対して、速やかな貸付の実行や適切な債権管理を行うための機構の財政基盤及び審査体制等の強化を図るための支援を行う。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



## ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

物価高騰の影響を受けた福祉施設等が事業を継続できるよう資金繰り支援を行うことにより、地域の福祉サービスの安定的な提供体制を確保する。

① 施策の目的

介護施設等が抱える課題の解決や取組の推進に向けて、都道府県が主体となって設置する経営支援に係る相談窓口との連携に向けた支援体制の強化を図る。

② 対策の柱との関係

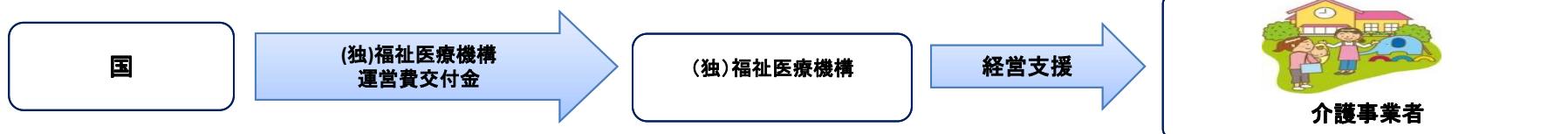
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

都道府県が主体となり実施する介護事業者等の経営支援を行う際、支援を行う機関の一つである(独)福祉医療機構が速やかに経営支援(書面による「経営診断」、機構職員が法人等に出向く「経営分析プログラム」等)を行えるよう機構(経営サポートセンター)の体制強化を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

**【事業実施主体】** (独)福祉医療機構  
**【補助率】** 10／10  
**独立行政法人福祉医療機構**

**【補助の流れ】**⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

福祉医療機構の経営サポートを通じて、経営課題の見える化及び具体的な改善支援を通じて経営力の向上を図ることにより、介護サービスの安定的な提供体制の確保が期待される。

【○災害からの復旧・復興に対する支援、医療施設等の耐災害性強化】

令和7年度補正予算額 166億円

医政局地域医療計画課(内線2548)  
障害保健福祉部障害福祉課(内線3035)  
老健局高齢者支援課(内線3928)  
社会・援護局地域福祉課(内線2857)  
障害保健福祉部精神・障害保健課(内線3095)

施策名: 第1次国土強靭化実施中期計画に基づく耐震化等(医療施設等、社会福祉施設等)

## ① 施策の目的

「第1次国土強靭化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)等を踏まえ、災害時において適切な医療提供体制を維持するとともに、社会福祉施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備等を行う。

## ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

## ③ 施策の概要

医療施設等、社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備や給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等及び医療コンテナの活用促進の対策を講じる。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

	医療施設等	障害者支援施設等	高齢者施設等	隣保館	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関
実施主体	病院等	都道府県 政令指定都市 中核市	都道府県 市区町村	市町村	独立行政法人国立病院機構
補助率	国1/2、事業者1/2 国1/3、事業者2/3	国1/2、都道府県・政令 指定都市・中核市1/4、 設置者1/4	定額 又は 国1/2、自治体1/4、事業 者1/4	国1/2、政令指定都市・ 中核市1/2 又は 国1/2、府県1/4、市 町村1/4	国 10/10
補助対象となる事業	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備整備 ③給水設備整備 ④医療コンテナ活用促進	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備 ③水害対策強化 ④非常用自家発電設備整備	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備 ③水害対策強化(※) ④非常用自家発電設備整備	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備	①耐震化整備

※老朽化したエレベーターの更新等含む。

## ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療施設等、社会福祉施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靭化を推進する。

# IV 災害時における福祉支援

# 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

社会・援護局福祉基盤課  
(内線2843、2864)

令和8年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 2.9億円 (2.9億円) ※()内は前年度当初予算額

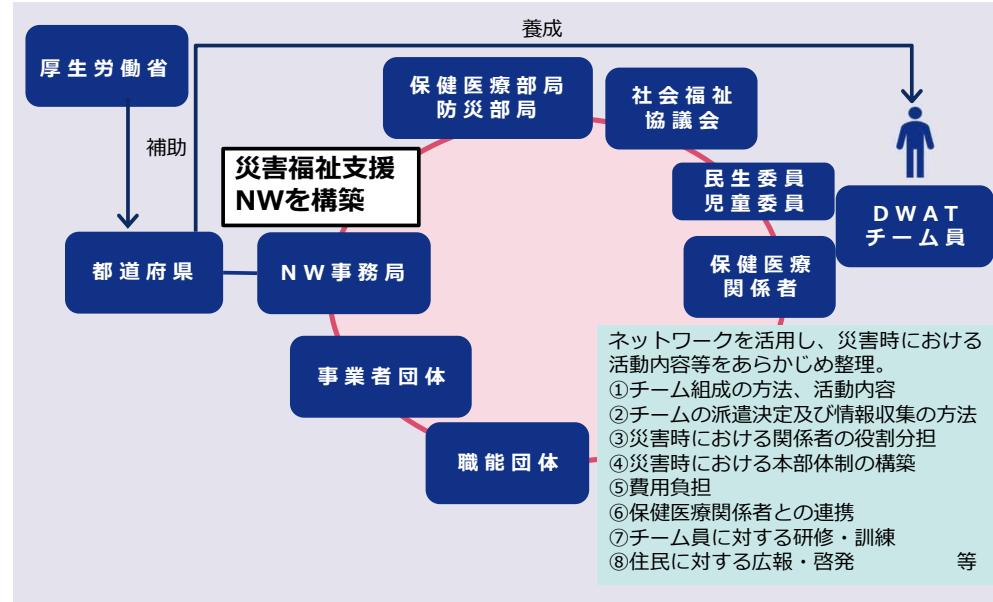
## 1 事業の目的

※令和7年度補正予算額 2.0億円・・・P93を参照

- 災害時に要配慮者から求められる福祉的ニーズや支援に対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置を進めており、令和5年度には全ての都道府県が配置し、令和6年能登半島地震において派遣された。
- 能登半島地震の教訓等を踏まえ、令和7年通常国会において、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加する改正法が施行されたことを受けて、災害時に適切な対応をとることができるように、平時から災害時を見据えた支援の体制づくりを促進するため、都道府県における研修の実施を通じたDWATチーム員の養成や、被災者の生活再建を行う民間団体等との連携体制の構築等の取組を支援する。

## 2 事業の概要・スキーム

- (1) 基本事業（取組例）
  - ・ ネットワーク事務局の運営
  - ・ DWATチーム員の養成
  - ・ 災害時の支援体制の検討・構築
  - ・ 他都道府県との情報交換 等
- (2) 連携体制充実事業（取組例）
  - ・ 保健医療分野も含めた一体的支援体制の検討・構築
  - ・ 受援体制の検討・構築
  - ・ 市町村のネットワークの参画と連携体制の検討・構築
  - ・ 住まいや司法等の民間の生活再建関係者やNPO等ボランティア団体のコーディネートを行う災害中間支援組織との連携の強化、訓練の実施【拡充】 等
- (3) 災害対応力向上事業（取組例）
  - ・ 災害福祉支援コーディネーターの配置 等



## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：定額

令和8年度当初予算案 保健福祉調査委託費 35百万円 (18百万円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 災害時に要配慮者から求められる福祉的ニーズや支援に対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置を進めており、令和5年度には全ての都道府県が配置し、令和6年能登半島地震において派遣された。
- 令和4年度から、平時は広域的な派遣体制の構築やDWATリーダーを養成する全国研修、災害時は都道府県間のDWATの派遣調整等を一体的に行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置しているが、災害救助法の改正に伴うDWATの活動範囲拡大や能登半島地震の対応において指摘のあった様々な課題に対応するため、中央センターの機能を強化し、災害対応の強化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

### <平時>

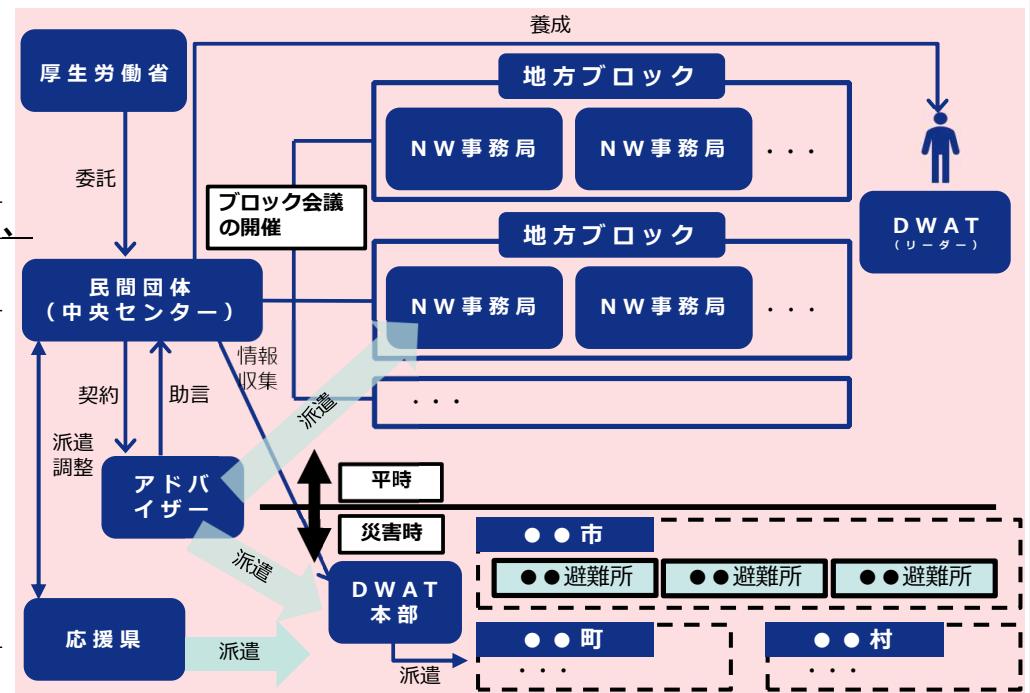
- (1) 広域的な連携体制の構築支援
- ・ ブロック会議の開催
  - ・ 災害時の福祉的支援に知見のあるアドバイザーを確保し、各都道府県の災害福祉支援ネットワークの運営や体制強化、中央センターの効果的な運営に対する支援【拡充】
  - ・ アドバイザーの派遣等に伴う中央センターの体制強化【拡充】

### (2) 全国研修の実施

- ・ DWAT研修の実施、カリキュラム等作成

### <災害時>

- (3) 災害時の被災地支援
- ・ 被災地のDWAT活動状況の情報収集
  - ・ DWAT等の広域的な派遣調整
  - ・ アドバイザーの派遣によるDWATの派遣調整に対する助言や被災状況の確認等を通じた被災地支援【拡充】



令和8年度当初予算案 1億円（1億円）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 本事業では、災害時において社会福祉協議会による災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、平時からの準備として、都道府県社会福祉協議会（以下「都道府県社協」という。）による都道府県内の市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）への研修及び多様な関係機関との関係作り等の機能強化、市町村社協による市町村内における研修・実地訓練を実施するなど、都道府県社協・市町村社協の体制強化や被災地支援に関わる様々な関係者との連携を推進している。
- 今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応するため、市町村社協のDX活用の推進・定着に資する取組を行う都道府県社協に対して支援を行うことで、災害時に災害ボランティアセンターがDXを活用できる万全の体制の構築を図る。  
(課題)
  - ・災害時に収集した情報の管理・共有が各災害ボランティアセンターにおいて標準化されておらず、個々に管理運用されている。南海トラフのような広域災害の場合、ボランティアがどこにアクセスすべきか、誰が管理するのか、情報をどのように共有していくのかが課題。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

令和5年度～

### 1 事業内容 【(実施主体) 都道府県社協・市町村社協、(補助率) 1／2】

- (都道府県社協)
- ・ 市町村社協への災害VC研修・指導
  - ・ 被災市町村災害VC立ち上げ支援
  - ・ 県内の自治体、社福法人やNPO法人を始めとした多様な関係機関・企業等との関係づくり、市町村域の災害時ケアプラン策定支援等、平時から、都道府県社協の調整機能を強化する取組
- (市町村社協)
- ・ 災害VC設置運営にかかる実地訓練等の実施



2 国庫補助基準

- ① 都道府県社協に対して都道府県が補助を行う場合  
② 市町村社協に対して市町村が補助を行う場合

1 都道府県 5,000千円+400千円  
人口規模に応じ 500～5,000千円

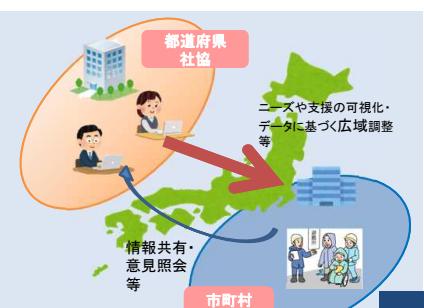


令和8年度～

### 1 事業内容 【(実施主体) 都道府県社協 (補助率) 1／2】

- (都道府県社協)
- ・ 上記に加え、いざ災害時において、関係機関（都道府県社協、行政、NPO等）での情報共有、連携・協働、業務の効率化を図るため、平時から都道府県社協が行う市町村社協のDX活用を促進・定着させる取組を行う場合（市町村社協に対するICT研修、都道府県社協が管理運用しているシステムについて市社協と共有するための市社協のアカウント費など）、一定の加算を行う。

### 2 国庫補助基準 1都道府県 +2,500千円



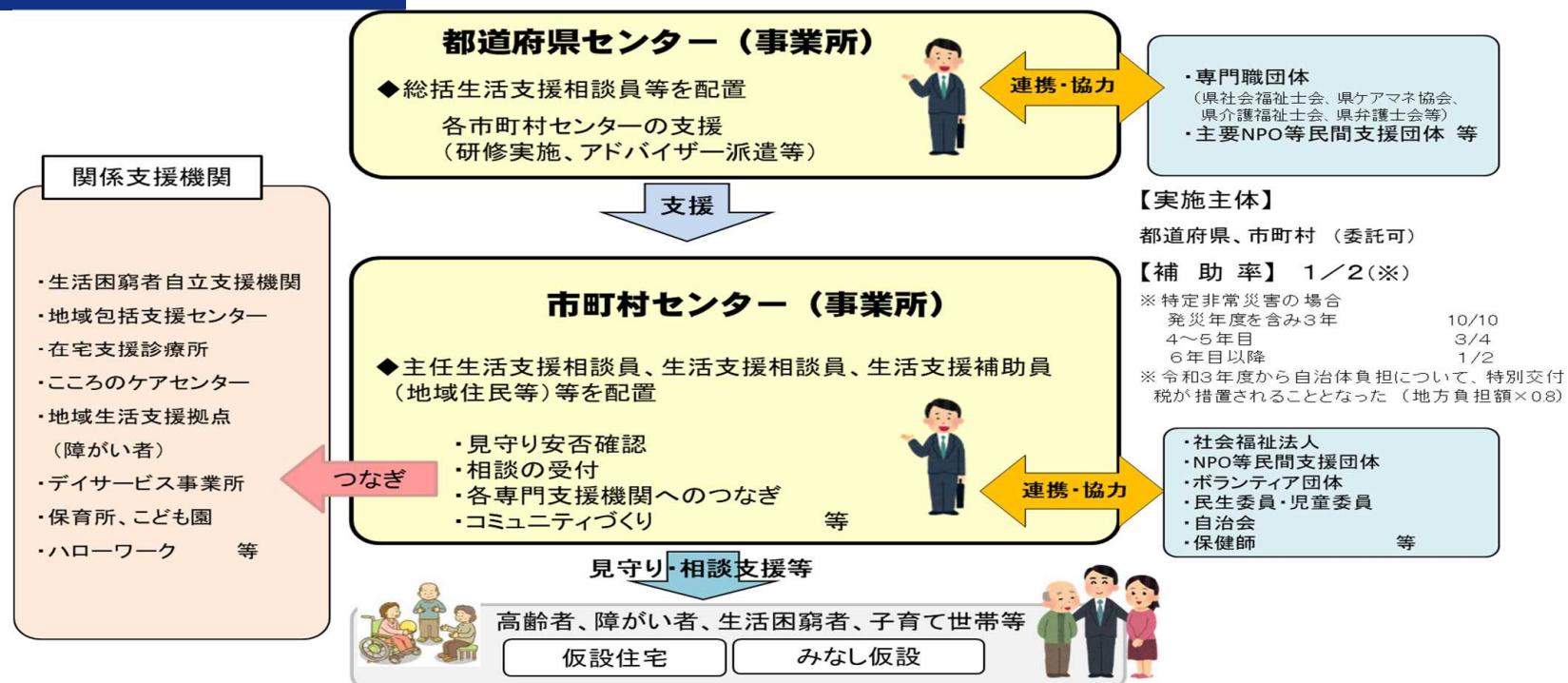
令和8年度当初予算案 5.0億円 (8.2億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 14億円・・・P95を参照

## 1 事業の目的

- 被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、本事業により、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行っている。
- 特に、令和6年能登半島地震における被災者は、依然として、多くの被災者が応急仮設住宅へ入居するなど、被災前とは大きく異なる環境に置かれていることから、被災地の見守り・相談支援体制の強化を図ることにより、被災者への伴走支援を充実させる。
- (令和6年度時点で事業を実施している災害:令和2年7月豪雨、令和4年8月3日からの大雨、令和4年度台風第15号、令和5年奥能登地震、令和5年7月14日からの大雨、令和6年能登半島地震、令和6年7月25日からの大雨)

## 2 事業の概要・スキーム



# 被災地における福祉・介護人材確保事業（復興）

社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室  
(内線2849)

令和8年度当初予算案 1.4億円（1.4億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金（赴任するための交通費や引っ越し費用等）の貸与等の支援を実施。

## 2 事業スキーム・実施主体等

実施主体:福島県が適当と認める団体 補助率:10/10

### 研修受講費等の貸与

#### 【貸付等対象者】

- (1)相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2)避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3)相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4)相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

#### 【内容】

- (1)学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)  
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2)就職準備金
  - ・30万円 + ① + ② (1年間従事した場合全額返済免除)
  - ・50万円 + ① + ② (2年間従事した場合全額返済免除)

- ①世帯赴任加算
  - ・家族と赴任する場合 … 12.5万円 + (世帯員数 - 1) × 5万円
  - ・単身赴任の場合 … 20万円

- ②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)
  - ・20万円を上限(実費の範囲内)

- (3)教材費・住居費(通学費) 12万円を上限(実費の範囲内)・3.6万円(月額上限)  
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間  
継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
- (4)支援金 20万円を上限

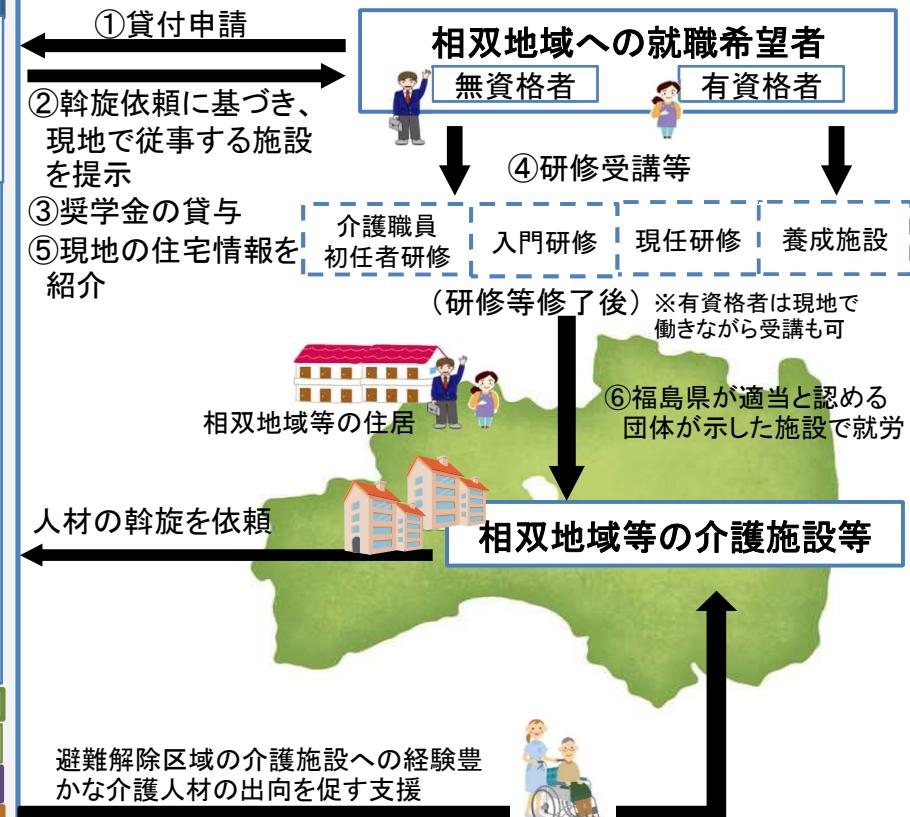
### 住まいの確保支援

### 現地の住宅情報の提供 等

### 事業の広報

### 出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与  
差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



# **(参考)令和7年度補正予算**

## ① 施策の目的

能登半島地震の教訓等を踏まえ、令和7年7月に、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加する改正法が施行され、DWATの活動範囲についても在宅・車中泊避難者等へ拡大していることから、DWATの養成の更なる促進を図るとともに、地域共生社会の実現に向けて平時から災害時の支援体制の構築・強化を図る。

## ② 対策の柱との関係

I			II					III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	
							○			

## ③ 施策の概要

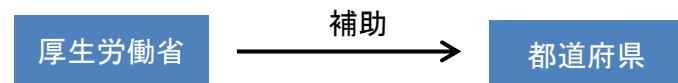
- ・災害時に初動から対応可能なDWATの養成や、DWATが被災地で要配慮者からの理解を得て円滑に活動するため、地域住民や教育機関、社会福祉施設等に対する普及・啓発等を重点的に実施する。
- ・要配慮者に対し必要な支援を円滑に届けるとともに、保健医療活動チームとの連携強化のための合同研修等を実施する。
- ・都道府県間の連携により、被災県だけでなくより広域的な支援を円滑に実施可能となるよう、都道府県ブロックでの訓練の実施する。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県

【補助率】 定額

【補助金の流れ】



## ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

初動対応可能なDWATの養成や、DWATの普及・啓発、保健医療活動チームとの合同研修等を通じて、要配慮者に対する災害時の福祉支援体制の強化を図る。

① 施策の目的

災害時に避難所や在宅等で要配慮者に対し支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)のチーム員について、全国的な登録管理や派遣調整を可能とするシステムを構築する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

令和7年7月に施行された改正災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、DWATによる支援対象も拡大している。被災地で活動するDWATの増加も見込まれる中、DWATチーム員の登録や情報の更新を行い、また、災害時には登録されたチーム員の派遣調整も行うことが可能となる全国共通のシステムを構築する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】社会福祉法人全国社会福祉協議会

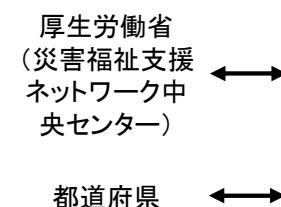
【補助率】定額

【補助金の流れ】



【システムイメージ】

DWATチーム員所属法人・所属団体、DWATチーム員



都道府県

社会福祉法人全国社会福祉協議会

DWAT登録管理・派遣システム

DWATチーム員登録・更新・照会機能  
(氏名、連絡先、保有資格、勤務先、活動経験等)

DWAT派遣調整機能  
(派遣チーム員、派遣先、派遣期間等)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

被災地で活動するDWATの増加が見込まれる中、効率的にDWATの派遣調整を行うことができ、要配慮者にとって必要な支援を速やかに実施することにつながり、災害福祉支援の強化が図られる。

## 【○災害からの復旧・復興に対する支援、医療施設等の耐災害性強化】

施策名:被災者見守り・相談支援等緊急事業

令和7年度補正予算額 14億円

社会・援護局地域福祉課  
(内線2219)

### ① 施策の目的

- 被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、本事業により、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行っている。特に、令和6年能登半島地震・豪雨における被災者は、依然として、多くの被災者が応急仮設住宅へ入居するなど、被災前とは大きく異なる環境に置かれていることから、被災地の見守り・相談支援体制の強化を図ることにより、被災者への伴走支援を充実させる。

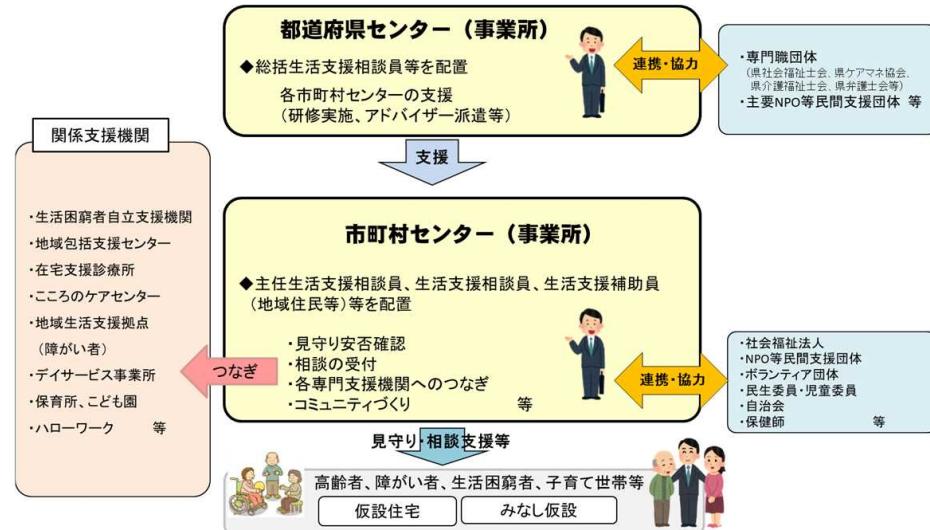
### ② 対策の柱との関係

I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

### ③ 施策の概要

- 令和6年能登半島地震・豪雨における被災者について、被災前とは大きく異なった環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、被災した自治体が孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



#### 【事業実施要件】

本事業は、災害救助法に基づく応急仮設住宅が供与されること又は供与される見込みであることを実施の要件とする。

#### 【実施主体】

都道府県及び市区町村

(令和6年能登半島地震・豪雨で被災した自治体に限る。)

#### 【補助率】

10／10

### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 被災者が被災前とは異なった環境で安心した日常生活を営むことができるようになる。

令和7年度補正予算額 61億円

施策名:能登半島地震において住宅に被害を被った被災者世帯への支援(地域福祉推進支援臨時特例交付金)

① 施策の目的

能登半島地震において住宅に被害を被った被災者世帯の復旧・復興を支援する。

③ 施策の概要

高齢化や、半島という地理的制約など、地域コミュニティの再生に向けた大きな課題を抱える能登地域の実情・特徴等を踏まえ、令和6年3月に創設した地域福祉推進支援臨時特例交付金により、被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付と、地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援を進める。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等> 被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付

【支援対象】能登地域6市町において、①家財等(自家用車含む)の滅失、②住宅半壊以上の被災をした、  
 ・ 高齢者・障害者のいる世帯  
 ・ 資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯(以下の類型に該当する世帯)

i 住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯(含む災害減免により住民税が全額免除になる者がいる世帯)、ii 能登半島地震の影響を受けて家計が急変し i の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)、iii 児童扶養手当の受給世帯、iv 能登半島地震の影響を受けて離職・廃業した者がいる世帯、v 一定のローン残高がある世帯、vi その他の類似の事情があると認められた世帯

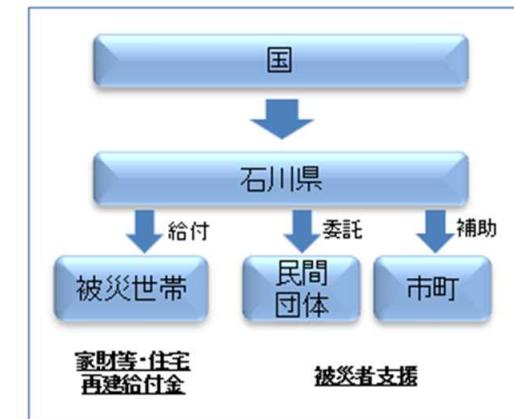
> 地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援

※ 被災者の生活再建に向けた訪問・個別継続的な伴走支援など

【実施主体】石川県 (補助率)4／5

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

能登半島地震において住宅に被害を被った被災者世帯への支援を進める。